

愛知大学短期大学部 自己点検・評価報告書

2022 年度

愛知大学短期大学部

目次

序章	1
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	8
第3章 教育研究組織	19
第4章 教育課程・学習成果	24
第5章 学生の受け入れ	45
第6章 教員・教員組織	51
第7章 学生支援	61
第8章 教育研究等環境	76
第9章 社会連携・社会貢献	97
第10章 大学運営・財務	107
第1節 大学運営	107
第2節 財務	121
終章	124

序章

愛知大学短期大学部(以下、本学)は、2017 年度に一般財団法人短期大学基準協会(現在の一般財団法人大学・短期大学基準協会)による認証評価を受審し、「適格」と認定された。この認証評価では、「特に優れた試みや特長的な試み」として 3 つの事項が示された一方で、「向上・充実のための課題」として以下の二つの事項が指摘された。すなわち、①シラバスに、授業評価に規定外の出席点を含んでいる、15 回目の授業でテストを実施するなどの不備がみられることから、組織的なチェック体制が望まれる。また授業の到達目標などに教員の視点での記述が多くあるが、学生の視点での記述が望まれる。②授業評価アンケートが各教員 1 科目のみで実施されている。授業内容及び実施方法の充実向上を図るために、より多くの科目での実施が望まれる。他方で、「早急に改善を要すると判断される事項」はなしとされた。以上の評価結果は、本学を含む愛知大学の自己点検・内部質保証委員会、学内理事会、大学評議会、法人理事会に報告され、全学的に共有された。

本学を含む愛知大学は、2017 年度に自己点検・評価活動のあり方の見直し作業を行い、2018 年度から「事業計画・事業報告」、「学部・研究科の自己点検・評価」、「課室別目標管理」の 3 つの取組に整理し、全学の自己点検・内部質保証委員会を中心となって関係組織と連携して効率的に点検・評価する体制に転換した。自己点検・内部質保証委員会は内部質保証のための全学的な方針・手続きを制定することを踏まえて、2018 年度に、学位授与、教育課程の編成・実施、学生の受け入れの 3 つの方針を策定するための全学的な基本方針(「愛知大学 3 つのポリシーを策定するための基本方針」)を策定した。このもとで、本学を含めて各学部・研究科は 3 つの方針の見直しを行った。併せて同委員会は点検・評価のための評価方法に関する基本方針(「愛知大学 学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)」)も制定するなど、評価制度の整備を進めた。

本学は 2021 年度に、点検評価活動の統一・効率化を図る観点から、次回認証評価の受審に際して、愛知大学が受審している公益財団法人大学基準協会に、認証評価機関を変更することとした。愛知大学は 2021 年度に大学基準協会の第 3 期認証評価を受審したが、そこで指摘された課題の改善に取り組み、また本学の 2022 年度活動を同協会の認証評価基準にしたがって全学的観点から点検・評価し、取りまとめたのが本報告書である。次年度の本学の受審に向けた予備的な性格を持たせている。

以上

[注]

- 本報告書では、愛知大学短期大学部を「本学」と記載し、併設の愛知大学は「愛知大学」と記載する。
- 愛知大学短期大学部と愛知大学の全体を表現する場合には、「本学を含む愛知大学では、…」、「本学を含む愛知大学全体としては、…」などの表現を使用する。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検評価項目①：短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学科（又は専攻課程）・専攻科の人材育成その他の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：短期大学の理念・目的と学科・専攻科の目的の連関性

愛知大学短期大学部（以下、「本学」）は、1950年4月「法経科」第2部、「文科」第2部の設置を創設とするが、今日の短期大学部（昼間部 女子）のスタートは、愛知県豊橋市にある豊橋校舎への「文科」の設置（1959年4月）、「生活科」の設置（1961年4月）から始まる。「（愛知県）東三河地方に女子短大を」の開設の声は大きく、女子の高等教育機関として地域の期待を一身に集めたものであった。その後、時代の変遷や教育ニーズの変化に合わせ、2000年4月から「文科」を「言語文化学科」に、「生活科」を「現代生活学科」にそれぞれ名称変更をした。更に、2005年4月には、「言語文化学科」、「現代生活学科」を改組して、新たに「ライフデザイン総合学科」を設置し、現在に至っている。

本学が所属する愛知大学は、1946年11月15日、中部地区唯一の旧制の法文系大学として愛知県豊橋市に創立された（財団法人愛知大学として創立、1951年に学校法人へ組織変更）。その前身とも言える東亜同文書院（後に東亜同文書院大学）は、1901年中国上海に設置され、日本の海外高等教育機関として最も古い歴史を有し、学問の自由を尊ぶ校風のもと、中国・アジア重視の国際人を養成してきた。やがて終戦を迎える、東亜同文書院大学は中国に接収、廃校となつたが、当時の教員たちは同大学の再建を決意し、元東亜同文書院大学、元京城帝国大学、元台北帝国大学等の教授を中心として愛知大学を設立した。このとき文部省に提出された「愛知大学設立趣意書」（資料1-1）には、愛知大学設立の「特殊の意義と使命」として、①学問、文化の「大都市への偏重集積」を排し、「地方分散」を図る、②「世界文化と平和に寄与すべき新日本」のために、「国際的教養と視野をもった人材」を育成する、③「外地の大学専門学校に在籍する学徒等」を受け入れる、の3点が挙げられており、「国際文化大学の如き性格」をもつ大学として発展する展望が示されていた。このうち③はやがて歴史的使命を終えたが、①と②についてはその後、創立75周年を超える歴史の中で、その意志は表現を変えつつも教育研究をはじめとする諸活動に受け継がれてきた。現在、「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」に整理されて、本学を含む愛知大学全体の「建学の精神」として定着している。

本学の教育理念は、これら建学の精神の中でも「地域社会への貢献」を特に反映させた、「女子短大として自立した社会人・職業人としての素養を備えた女性を育成すること」が核である。これは、設立当時から現在に至るまで本学が一貫して考える「女子短大の使命」である。

これらの背景・理念に基づき、現在では「愛知大学短期大学部学則（以下、「学則」）」（資

料 1-2) 第 1 条に本学の「目的」を定めている。「教育基本法及び学校教育法並びに設立趣意書に基づき、専門の学芸を教授研究し、教養を培い、豊かな人間性を涵養することを目的とする」としている。

更に、学則第 2 条の 2 においては、「ライフデザイン総合学科」の教育研究上の目的を定めている。「教員個々が自発的にその専門とする分野の学識、能力を高め、それらを次の各号に掲げるとおり、教育及び社会に還元する」としている。

- 1) 自分らしい生き方や職業について主体的に考え、自分らしさを表現し、自分の考える自らの将来像の具現化を図ることのできる能力や教養を養成する。
- 2) 日本と国際社会を基盤に自らの文化や生活を見つめ、人とコミュニケーションのできる個性や能力を養成する。
- 3) 健康で自立的な社会人・職業人やライフデザインについて理解を深め、受動的な消費生活からの脱却をめざす意識や実行力を養成する。
- 4) 生涯にわたって学ぶことの意義や豊かさを自覚しつづけられる意識を養成する。これを通じて、地域文化やコミュニティーの向上発展をめざした生涯学習社会の実現に貢献する。

点検評価項目②：短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学科（又は専攻課程）・専攻科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の理念・目的、学科・専攻科の目的等の周知及び公表

本学を含む愛知大学全体の「建学の精神」は、入学式、学位記授与式等の学内の諸行事における学長の講話において繰り返し語られており、また、本学を含む愛知大学全体の公式ホームページ（以下、「公式ホームページ」）への掲載（資料 1-3【ウェブ】）、高校関係者・受験生向けに毎年度配布する「愛知大学大学案内」（資料 1-4【ウェブ】）や、入学生に配布する「学生便覧」（資料 1-5）に掲載されているほか、「大学要覧」などの各種印刷物を通して、社会に対し広く公表されている。

また、豊橋校舎には国の登録有形文化財「大学記念館」（登録番号：第 23-0009 号）があり、大学記念館内の展示室には東亜同文書院大学から愛知大学への変遷を紹介するコーナーが設置され、一般に公開されている。この大学記念館の管理運営を統括する愛知大学東亜同文書院大学記念センターでは、2019 年 11 月に講演会『昭和 30 年代から平成にむけての愛知大学を語る』（資料 1-6）を開催し、愛知大学の元理事及び愛知大学理事長・学長による講演を通して本学を含む愛知大学全体の変遷を紹介する機会を設けた。学生に対しては、初年次配当科目（基礎演習）において前述の大学記念館の見学を授業スケジュールに組み込み、実際に愛知大学の歴史や成り立ちに触れる機会を設けている。単に見学だけではなく、レポート作成演習の題材として、大学記念館の見学レポートを課し、学生同士

で共有するクラスもある。これらの取組みを通じて、学生はもちろん、広く一般向けに、本学を含む愛知大学の歴史や由来、「建学の精神」等を広く認識していただくよう努めている。

ライフデザイン総合学科の「教育研究上の目的」については、前述のように学則第2条の2に定められている（資料1-2）。学生には「学生便覧」（資料1-5 P.57）に掲載することで周知を図り、一般向けには学則を公式ホームページ（資料1-7【ウェブ】）に掲載している。また、「愛知大学大学案内」（資料1-4【ウェブ】）では、図や写真をふんだんに用い、教員、学生、卒業生の声を盛り込むなど、ライフデザイン総合学科の特色を分かりやすく伝える工夫が施されている。これらを通じて、「建学の精神」と同様にライフデザイン総合学科の「教育研究上の目的」は大学構成員間で共有され、受験生をはじめ広く社会にも公表されている。

刊行物及び公式ホームページへの掲載という形態にとどまらず、受験生、学生へ直接語りかけることで、「理念・目的」を発信する機会を設けている。受験生及びその保証人（保護者）に対しては、オープンキャンパス時に実施される短期大学部説明会等を通じて「理念・目的」への理解を得られるよう努めている。新入生に対しては、新入生オリエンテーションの際、教職員から説明することで周知を図っている。

公式ホームページ以外に、短期大学部独自のホームページを設け（資料1-8【ウェブ】）、ライフデザイン総合学科の「理念・目的」や特色について説明するなどの取組みも行っている。

点検評価項目③：短期大学の理念・目的、学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点　：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
　　・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学を含む愛知大学では、1990年代より、5～8年ごとに期間を定め、将来を見据えた中・長期計画を策定している。直近では、2021年度を始期として、10年後（2031年）の大学将来像（ビジョン）を以下の通り示し、その達成に向けての戦略構想として、5年間（2021～2025年度）の中長期的な基本計画となる「第5次基本構想」（資料1-9【ウェブ】）を策定した。

I 10年後（2031年）の大学将来像（ビジョン）

- 1 高い志を持ち、自ら柔軟に考え判断でき、変化に対応できる自律的な人材を育成する大学
- 2 世界と地域社会の諸課題に関心をもち、その解決に協働して取り組む大学
- 3 社会から高く評価され、持続的に発展し続ける大学

「第5次基本構想」は、2020年度をもって終了した「第4次基本構想」（2016～2020年度）で掲げた取組みを総括した上で、継続して取り組むべき課題、大学を取り巻く環境の変化や社会からの要請に応じた新たな課題等について、2021年度からの新たな中期計画として取りまとめ、2021年3月20日の理事会で決定した。「第5次基本構想」では、ビジョンを実現するための中期計画の目標として、以下の4つの基本目標を設定している。

基本目標1 時代の変化に即応した質の高い教学プログラムの整備強化

基本目標2 愛大の特色を活かした教育・研究活動の推進

基本目標3 多様性を受け入れる活力ある大学コミュニティの推進

基本目標4 持続的発展に向けた経営の強化

基本目標1は、社会の変化やニーズに対応した質の高い多様な教育プログラムを整備し、本学を含む愛知大学の教育の質を向上させることである。教育の質の高さを担保するためには、教学マネジメントの整備、教学システムの改革等を追求する。社会の変化に対応した教育プログラムの整備強化については、新たな学位プログラムの開発、学部・学科内またはその枠を越えた教育プログラム等の開発を目指している。

基本目標2は、本学を含む愛知大学の特色を活かした教育・研究活動のいっそうの推進を図ることである。その特色については、これまでの実績のある海外現地体験型教育、地域連携型教育、外国地域や地域マネジメント等の研究、公務員教育、法曹教育等をいっそう充実させるとともに、新たな特色、強みを開発、育成することを目指す。

基本目標3は、大学社会の多様性、活発な活動を推進するもので、世代、性別、国籍の違い、障害の有無を超えて多様な学生・教職員が、自分の主体性を發揮しつつ、さまざまな教育・研究活動、課外活動、社会連携活動等を展開し、いっそうの成果をあげることを目指す。

基本目標4は、本学を含む愛知大学の経営力の強化、すなわち、本学を含む愛知大学のもつさまざまな経営資源を充実させるとともに、それを効果的に組合せ構成員全員の意識の共有と協働を図ること、それにより教育・研究の発展、そのブランドの強化を図ることである。

この基本目標を達成するため、7分野（「1. 教学」「2. 研究」「3. 国際交流」「4. 地域連携・貢献、校友」「5. 学生受入」「6. 学生支援」「7. 持続的発展への経営」）に「事業項目」を設定し、「事業項目」それぞれに示す「取組内容」に基づき、5か年（2021～2025年度）の事業計画を策定し、実行している。

個々の施策については、多くのものが本学と併設する愛知大学とが一体となって取り組むものとなっている。その中でも、特に本学に焦点があてられたものとして、「5. 学生受入」の中の「(1)③短期大学部の入学定員規模は維持し、4年制大学併設等の環境を活かした教育を展開する。」とした施策がある。この施策については、既に検討が進められており、2022年6月2日の大学評議会で「短大将来計画とりまとめ案」が示され、その方向性が承認されたため、今後は、更に具体的に検討を進めていくことになる（資料1-10）。

「第5次基本構想」にあるそれぞれの施策は、毎年度の事業計画書（資料1-11【ウェブ】）

に反映させている。事業計画書は、「第5次基本構想」にあるそれぞれの施策の進捗状況により、当該年度の取組計画を具体的に示し、その達成状況等を事業報告書（資料1-12【ウェブ】）として総括している。

さらに、「第5次基本構想」は、毎年度の予算編成とも連動したものになっている。年度ごとに策定される「予算編成方針」（資料1-13）の中では、「第5次基本構想」の実現に向けた事業に対する財政的な措置を積極的に行なうことが謳われ、実際の「予算申請書」（資料1-14）の中にも、「第5次基本構想」との関連を記す項目が設けられている。

また、「第5次基本構想」より、本構想に掲げる目標を効果的に達成するため、取組内容に基づき5か年の実行計画（アクション・プラン）（資料1-15）を策定した。併せて、更に確実な目標達成を目指すべく、2022年度より重要業績評価指標（以下、「KPI」）及び重要目標達成指標（以下、「KGI」）を設定した（資料1-16）。本構想の各取組内容に対し、対象期間である5か年分のアクション・プランに加え、KPI及びKGIを設定することで、毎年度取組の推進におけるプロセスが順調に進められているかどうかを測定し、更なる事業推進や改善に取り組んでいくことを目指している。「第5次基本構想」の進捗状況は中間年度（2023年度）に点検・評価する予定としており、各年度計画の進捗・達成状況は当該年度の中間期（9月末）、年度末（3月末）にそれぞれ点検・評価を行っている。

（2）長所・特色

本学は2022年に創立63年目を迎える、これまで2万人を超える卒業生を輩出している。就職希望者に対する就職決定者数は、毎年90%を超え、小売業、金融・保険業、医療・福祉関係など、様々な業界に有為な人材を送り出している。地域別にみれば、多くの卒業生が愛知県、静岡県を中心とした地元企業へ就職しており、「建学の精神」に掲げる「地域社会への貢献」を実践することができている（資料1-17）。

また、本学を含む愛知大学では、大学等の目的を実現するために、5年間の中期計画として「第5次基本構想」、さらに10年間の長期ビジョンとして「大学将来像」を策定している。「第5次基本構想」は、毎年度の事業計画に反映させており、事業計画についてはその都度見直しを図っているほか、毎年度の予算編成の際にも、財政的な措置を積極的に行なうこととしている。このように、「大学将来像」を達成するための具体的な仕組みが作られている。

（3）問題点

「建学の精神」について、公式ホームページや短期大学部の取組み等により積極的に周知を図ってきている。その一方で、2021年度に本学卒業年次生に対して実施した学修成果アンケート（資料1-18）において、「建学の精神」への理解を深めることができたかを問う設問に対して、肯定的回答が回答者の約6割にとどまっている。本アンケート自体の回答率（卒業予定者の約76%）の更なる向上を図りつつ、「建学の精神」への理解を深める機会を引き続き創出していく必要がある。

（4）全体のまとめ

本学では「建学の精神」に基づき「教育研究上の目的」を明確に定めており、「理念・目的」は適切に設定されていると言える。また、「理念・目的」は教職員の間で共有され、様々な手段で広く社会に公表し、積極的に周知及び公表に努めてきた。さらに、本学を含む愛知大学全体の目的を実現するために、「大学将来像」として10年間の長期ビジョンを策定し、その実現に向けての戦略構想となる「第5次基本構想（中期計画）」を策定・公表し、全学を挙げて実行に努めている。2021年度からは、「第5次基本構想」として、新たな中期計画を進めている。「第2期認証評価」や「第4次基本構想」において残された課題については、精査・検討のうえ、「第5次基本構想」の中で実現に向けて努力を重ねるとともに、「建学の精神」が在学生の後の人生の中で生かされるよう、今後においても「教育研究上の目的」を適切に設定し、教育研究活動の改善を推進していくこととしている。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科・専攻科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、併設する愛知大学と一体となって、内部質保証に取り組んでおり、その方針として「内部質保証のための全学的な方針及び手続（以下、「内部質保証方針」）」（資料2-1【ウェブ】）を定め、公表している。具体的には、「本学の建学の精神、教育研究の目標及び各種方針の実現に向けて、自らの責任において、内部質保証システムを継続的・恒常に機能させ、教育研究等の質の向上を図る。」という方針を掲げている。この「内部質保証方針」は、後述する自己点検・内部質保証委員会が、短期大学部教授会、併設する愛知大学の各学部の教授会等の意見を踏まえて作成し、公式ホームページを用いて全教職員に共有している。

上記「内部質保証方針」を踏まえ、本学を含む愛知大学全体としての内部質保証の推進に責任を負う組織として、「愛知大学自己点検・内部質保証委員会規程」（資料2-2）に基づき、自己点検・内部質保証委員会を設置している。同規程第1条においてその目的を「本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等及び管理運営等の状況について自ら点検・評価を行い、内部質保証の全学的取り組みを行う。」と定め、以下の事項を所管することとし、その役割を担っている。

- 1) 自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価項目の策定に係る事項
- 2) 自己点検・評価の実施、組織及び内部質保証の体制に係る事項
- 3) 各組織の自己点検・評価の統括に係る事項
- 4) 自己点検・評価報告書の作成及び改善方策の策定に係る事項
- 5) 自己点検・評価結果の公表に係る事項
- 6) 外部評価に係る事項
- 7) 学校教育法に定める認証評価に係る事項
- 8) 自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項に関する資料収集、調査研究及び啓発活動に係る事項
- 9) その他自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項

その下で所管する諸活動の運営について責任を負う関係組織が、分野ごとに全学的な観点から自己点検・評価を行い、自己点検・内部質保証委員会に報告することとしている。

「内部質保証方針」に掲げた自己点検・評価活動として、本学は併設する愛知大学と一緒に、以下の3つの取組みを行うこととしている。

	点検内容	PDCAサイクル
1	「委員会」に関すること	「事業計画・事業報告」
2	「学部・研究科」に関すること	「学部・研究科の自己点検・評価」
3	「事務組織」に関すること	「課室別目標管理」

「事業計画・事業報告」及び「課室別目標管理」は、「第5次基本構想」で掲げた項目を実現すべく、その項目の分野や内容に応じて担当組織（委員会や事務局）を設定し、毎年度の取組計画の策定や達成状況の点検・評価を行い、次年度に向けて改善を行う仕組みとなっている。また「学部・研究科の自己点検・評価」は、大学評価（第3期）の評価項目のうち、短期大学部や愛知大学の各学部・研究科のそれぞれが担当するべき項目について、その取組みの達成状況の点検・評価を行い、改善していく仕組みとなっている。

これらの取組みを進めるべく、短期大学部や各学部・研究科では、それぞれ自己点検・評価委員会を設け、自己点検の実施及びその評価結果を踏まえて、自己点検・内部質保証委員会及び関係組織と密接に連携し、教育研究活動等の改善を行っている。

例えば教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上については、「事業計画・事業報告」は学務委員会や教学委員会が、「学部・研究科の自己点検・評価」は各教授会等が担い、内容によっては適宜連携しながら事業を行っている。単年度においては、運用上の個別の課題について改善に努め、次年度の開講計画の策定を行う。また、おおむね4年ごとに行われるカリキュラム改革においては、従前のカリキュラムを総括した上で、より良いカリキュラムを策定すべく企画・設計を行っている。PDCAサイクルを実行しながら自己点検・評価を行い、定期的に教育目標、育成する人材像の実現に向けて、継続的に検証し、適宜自己点検・内部質保証委員会と連携して改善を図り、質の向上に取り組んでいる。

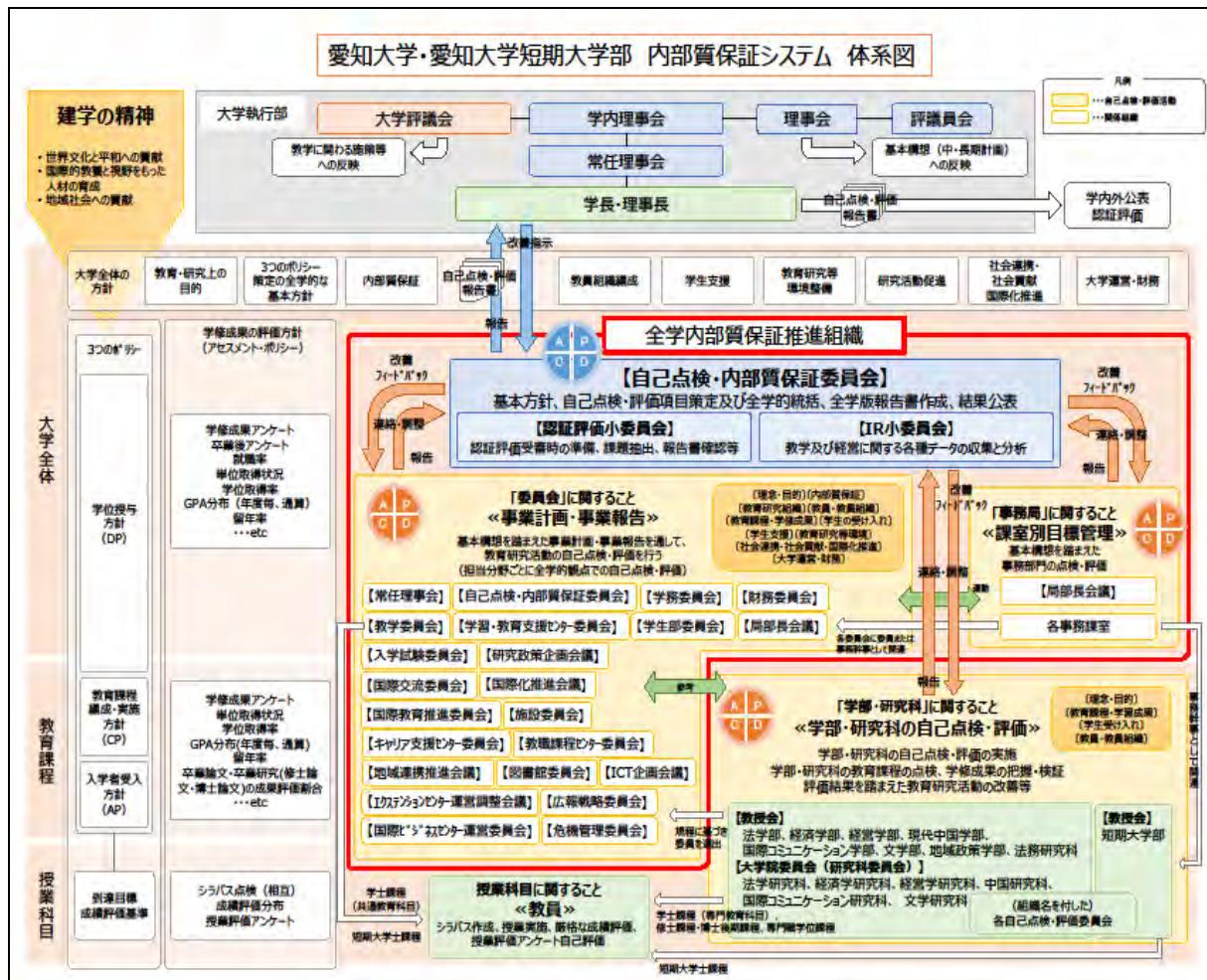
点検評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

自己点検・内部質保証委員会は、学長を委員長とし、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織とされており、その下で、基準ごとに、関係組織（所管する諸活動の運営について責任を負う組織）が、所管する事項について、全学的な観点で自己点検・評価を行うこととしている。また、短期大学部や各学部においても、独自の自己点検・評価委員会が組織され、それぞれの自己点検・評価の実施、評価結果を踏まえて、自己点検・内部質保証委員会からの改善方策助言を受けながら教育研究活動等の改善等を行っている。

自己点検・内部質保証委員会の委員には、「愛知大学自己点検・内部質保証委員会規程」第4条第1項に基づき、学長（委員長）1名、副学長2名、事務局長1名、学部長7名、短期大学部長1名、大学院長1名、法務研究科長1名、教学部長（豊橋、名古屋）2名、事務部長5名が委嘱され、計21名の委員で構成されている。関係組織等が分野ごとに全学的観点で自己点検・評価を行い、それを自己点検・内部質保証委員会へ報告する。短期大学部や各学部等も、それぞれの自己点検・評価を行い、それを自己点検・内部質保証委員会へ報告する。自己点検・内部質保証委員会は、それらを受けて、関係組織、短期大学部や各学部等に対して、改善方策の助言等を行うことで、有機的連携を図り、実効性のある全学的な内部質保証システム（「愛知大学版内部質保証システム」）を作り出すよう努めている。これら「愛知大学版内部質保証システム」を図示すると次のようになる。



点検評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：全学内部質保証推進組織による学科・専攻科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点 3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 4：学科・専攻科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学科・専攻科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

評価の視点 7：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

1. 3つのポリシーの策定方針について

本学を含む愛知大学では、入学者選抜から学位授与までの一貫した教育活動を実施するため、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針（以下、「3 ポリシー策定方針」）」を定めている（資料 2-3【ウェブ】）。

各学部・研究科における 3 つのポリシーは、「3 ポリシー策定方針」を踏まえ、一体性・一貫性・整合性に留意して、2020 年度に見直しを行った。学務委員会、各教授会、大学院委員会及び各研究科委員会での審議を経て、2020 年度第 1 回自己点検・内部質保証委員会（2020 年 4 月 16 日開催）で全体を確認した（資料 2-4【ウェブ】）。その後、2021 年度に受審した（公財）大学基準協会による大学評価（第 3 期）（以下、「第 3 期認証評価」）における 3 つのポリシーに係る指摘内容を踏まえて、2022 年 11 月に自己点検・内部質保証委員会から学務委員会、各教授会、大学院委員会及び各研究科委員会に依頼し、3 つのポリシーの見直し・点検を進めているところである。

2. 自己点検・評価活動について

前述のように、本学を含む愛知大学では、自己点検・評価活動として 3 つの活動を行うこととしている。これらの活動は、いずれも毎年度、定期的に実施している。

（ア）「事業計画・事業報告」

主に「委員会」に関する活動については「事業計画・事業報告」において自己点検・評価を行う仕組みとしている。「事業計画・事業報告」は、「基本構想」（資料 1-9【ウェブ】）と連続性が確保された仕組みとなっている。事業計画書を作成する際には、「基本構想」にあるそれぞれの施策について、その進捗状況が常任理事会で確認され、その進捗状況を踏まえて常任理事会及び各関係委員会等が連携して事業計画書案を作成し、学内理事会、大学評議会、理事会の議を経て、事業計画書（資料 1-11【ウェブ】）が決定される。その事業計画書を踏まえて計画を実行し、事業報告書（資料 1-12【ウェブ】）として理事会で総括がされる。さらに次年度の事業計画書を作成する際には、「基本構想」にあるそれぞれの施策について、その進捗状況の確認がなされ、それが事業計画に反映されることになっている。これらのサイクルを実施することで、自己点検・評価を行っている。

（イ）「学部・研究科の自己点検・評価」

「学部・研究科の自己点検・評価」は、各学部・研究科の諸活動を点検・評価するものとして、2018 年度にスタートした。短期大学部は、第 4 回目（2021 年 12 月実施）からこ

れに加わる形となった。「学部・研究科の自己点検・評価」の点検・評価項目は、第3期認証評価の点検・評価項目を踏まえて設定されている。自己点検・内部質保証委員会から、短期大学部や各学部・研究科に対し依頼をし、それを受け、短期大学部、各学部・研究科が、各自の諸活動について、点検・評価を行う（資料2-5）（資料2-6）。その結果を自己点検・内部質保証委員会で全学的に確認し、構成員の間で各単位の取組みや事例を共有することにより、自らの取組みに活かすことを狙いとしている。

（ウ）「課室別目標管理」

「課室別目標管理」は、事務局長が議長となり、各事務部長で構成される局部長会議が中心となって行う事務部門の点検・評価活動として位置づけられている。「基本構想」に掲げた項目を確実に達成するため、毎年度、事務局の活動として「課室別目標」を設定し、その達成状況について、別紙の要領により自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は次年度の改善に反映させることとしている（資料2-7）（資料2-8）。

これらの自己点検・評価活動については、毎年度、組織的な対応を行ってきたことを確認すべく、活動の審議経過を振り返ることで、その適切性や改善点の抽出、改善方策の検討を行うこととしている。あわせて、次年度の自己点検・評価活動について、その実施予定を確認している（資料2-9）。更には、「第5次基本構想」より、本構想に掲げる目標を効果的に達成するため、取組内容に基づき5か年の実行計画（アクション・プラン）（資料1-15）を策定しており、各年度計画の進捗・達成状況を、定期的に点検・評価している（資料2-10）（資料2-11）。

3. 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項

本学は、短期大学評価（第2期）（2017年度受審）において、「一般財団法人短期大学基準協会（現在の一般財団法人大学・短期大学基準協会）」の認証評価を受審し、「適格」と認定された。「早急に改善を要すると判断される事項」は、「なし」とされたものの、「向上・充実のための課題」として、以下の2点について助言を受けた。

第2期認証評価「向上・充実のための課題」

基準II 教育課程と学生支援

〔テーマA 教育課程〕

- ・シラバスに、授業評価に規定外の出席点を含んでいたり、15回目の授業でテストを実施するなどの不備がみられることから、組織的なチェック体制が望まれる。また、授業の到達目標など、教員の視点での記述が多くあり学生の視点での記述が望まれる。
- ・授業評価アンケートは、各教員1科目のみで実施されている。授業内容及び実施方法の充実向上を図るために、より多くの科目での実施が望まれる。

上記助言への対応として、シラバスの記載方法について、本学を含む愛知大学全体で統一して改めることとした。具体的には、授業への参加を評価対象とする場合、出席そのものが評価されると誤解されないよう、「出席○%」ではなく「発言、議論への貢献度○%」

や「出席態度○%」等の表現をすることとした。また、臨時試験を行う場合、「まとめと試験」など、15回の授業回数と各90分の授業時間が確保されていることがわかるように記載することとした（資料2-12）。

また、授業評価アンケートについては、本学独自の取り決めとして、「基礎演習」、「発想・議論演習」、「卒業研究Ⅰ」、「卒業研究Ⅱ」においても、授業評価アンケートを実施することとした（資料2-13）。

4. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応と内部質保証体制の関係

「内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学部等を単位としたPDCAサイクルの運営などにおいて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策としてどのような措置を講じたか」について問われているが、本学を含む愛知大学では以下のような措置を講じ、対応した。

2020年2月下旬以降に急速に拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止を図るべく、これまでに経験のない緊急的対応が必要とされた。まさしく学生や教職員を中心としたステークホルダーの生命や健康を守りつつ、いかにして大学での教育活動や研究活動を継続するかが喫緊かつ最重要の課題であったこと、さらには刻々と状況が変わる中で2020年度春学期の授業実施の方向性を早急に確立する必要があり、そのためには柔軟かつ迅速な意思決定が必要とされたため、危機管理に関する規程に定める学長を委員長とした「危機管理委員会」にて集中的に対応した。

学生生活全般や施設設備関係、教職員の働き方など多岐にわたる課題を取り扱ったが、その中でも授業実施を中心とした教育活動に関しては、危機管理に関する規程第9条に基づき、専門部会として「教学に関する新型コロナウイルス対策委員会」（資料2-14）を設置して具体的な取組みを検討し、危機管理委員会で適宜判断し実行した。その中で、2020年度春学期は、短期大学部だけでなく、学士課程、修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程の全ての授業を遠隔（オンライン）で実施することとし、全学的取組みを行うこととなった。

教育の質や授業の到達目標は維持しつつ、どのようにして遠隔（オンライン）で授業を実施するかについては、「教学に関する新型コロナウイルス対策委員会」で企画立案し、危機管理委員会での確認を経て実行に移された。また、教員学生双方へのサポート体制として、同じく同規程第9条に基づき「遠隔授業実施ワーキンググループ」（資料2-15）を組織し、万全を期した。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止を目的とした各施策は、適宜学内理事会及び大学評議会に報告したが、先に述べたように、これまでに例を見ない緊急的な対応が必要とされたことにより迅速な意思決定が最優先とされたことから、2019年度末から2020年度秋学期まで、自己点検・内部質保証委員会関与していないが、2020年度秋学期の後半には、教育の質の保証という内部質保証の観点から、特に遠隔（オンライン）授業の取組みについて把握し評価することが必要とのことで、2020年度春学期終了時に全学の教員・学生を対象に実施された遠隔（オンライン）授業のアンケート調査結果（資料2-16）を自己点検・内部質保証委員会でも確認した。

遠隔（オンライン）授業では、学生はコミュニケーションの取りづらさやモチベーション

ンの維持に関して困っていたなどの課題を把握することができた。その一方で、遠隔（オンライン）授業の良かった点として、通学費用や通学時間が削減できたことはもちろんのこと、自分の都合の良い時間帯で受講できる点がよかったです、何度も復習することができた、コンピューター操作に慣れることができたとのアンケート結果も得られており、一定の有効性があることを確認した。

従来の対面授業を行いながらも、遠隔（オンライン）を活用した授業と対面授業を組み合わせた授業の実施がアフターコロナ時代の新たな潮流になりうること、これらに迅速かつ十分に対応することが大学の新たな教育力の向上につながり、ひいては学生の学習満足度の向上、さらには大学の価値や魅力の向上につながるものであるとして、学務委員会や教学委員会に対し、遠隔（オンライン）を活用した授業の実施を一過性のもので終わらせるのではなく、これらを活用した新たな授業の実施方法を早急に検討し確立されたいとの提言を自己点検・内部質保証委員会から行った。

点検評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学では、併設する愛知大学と一体となって、情報公開を積極的に進めている。情報公開の主な媒体として公式ホームページがあげられる。

本学は、併設する愛知大学と一体となって、公式ホームページを運用しており、そこでは「情報公開」と題して、寄附行為、役員・評議員の名簿、学則、入学試験情報を公開しているほか、学校教育法施行規則第172条の2第1項の規定に対応する形で以下のような項目立てを行い、本学を含む愛知大学全体の基本的な情報を公開している（資料2-17【ウェブ】）。

- 1) 寄附行為、役員・評議員
- 2) 学則
- 3) 大学の教育研究上の目的に関すること
- 4) 教育研究上の基本組織に関すること
- 5) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること
- 6) 入学者の数、収容定員および在学する学生の数
- 7) 卒業または修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること
- 8) 授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 9) 成績評価ならびに卒業・修了の認定に当たっての基準に関すること
- 10) 校地、校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- 11) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 12) 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること
- 13) 入学試験

特に、教育活動の中身に関しては、公式ホームページの「学部・大学院」の中で詳細な情報が掲載されており、カリキュラム、カリキュラム・マップ、履修モデルなどを公開し、教育内容や特色などが説明されている（資料 2-18【ウェブ】）。そのほかにも、ポータルサイトシステム「愛知大学 LiveCampus」（以下、「LiveCampus」）の「シラバス検索」を通じて、各科目の担当者、授業の概要、到達目標、授業形態、内容・スケジュール、成績評価の方法と基準などの情報を含む全科目のシラバスを公開し、教育活動の透明性を高めている（資料 2-19【ウェブ】）。

また、上記の情報以外にも、公式ホームページでは、「大学の財務及び自己点検・評価活動状況」として、以下の情報を公開しており、社会に対する説明責任を果たしている（資料 2-20【ウェブ】）。

- 1) 財務報告（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録など）
- 2) 事業計画書・事業報告書
- 3) ガバナンスコード
- 4) 大学評価（認証評価結果、自己点検・評価報告書、学修成果のアンケート集計結果など）
- 5) 設置趣意書・履行状況報告書（文学部 心理学科、地域政策学部）
- 6) 高等教育の修学支援新制度（大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書）

上記は、広報戦略委員会（資料 2-21）及び広報課が一元的に管理し、正確性及び信頼性を担保するとともに、情報を適切に更新している。例えば公式ホームページについては、各所管部署が作成したコンテンツを、ホームページ運用内規に基づき、広報戦略委員会及び広報課が確認・承認して公開する手順となっている。

また、本学を含む愛知大学の基本情報を集約した「愛知大学要覧」（資料 2-22）、全体を網羅的に紹介した「愛知大学大学案内」（資料 1-4【ウェブ】）、その時々のトピックスを掲載した「愛知大学通信（年 3 回発行）」（資料 2-23【ウェブ】）なども情報公開の媒体として活用されている。

点検評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な P D C A サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

前述のとおり、本学を含む愛知大学では自己点検・評価活動として以下の3つの取組みを行うこととしているが、これらは2017年度に、内部質保証システムの適切性にかかわり、自己点検・内部質保証委員会を中心に、第3期大学認証評価に向けて自己点検・評価活動の仕組みについて、見直しを行ったものである。従前、本学を含む愛知大学の自己点検・評価活動は、PDCAサイクルの重複（「重点課題と取組計画」、「事業計画・事業報告」、「課室別目標管理」）という課題があり、それを解消するため、下記の通り変更することとした（資料2-24）（資料2-25）（資料2-26）。

	点検内容	PDCAサイクル	
		従来	今後
1	「委員会」に関すること	「事業計画・事業報告」、「重点課題と取組計画」の2種類	「事業計画・事業報告」に一本化
2	「学部・研究科」に関すること	「重点課題と取組計画」	「学部・研究科の自己点検・評価」に変更
3	「事務組織」に関すること	「重点課題と取組計画」、「課室別目標管理」の2種類	「課室別目標管理」に一本化

上述の通り、本学を含む愛知大学は、自己点検・評価活動として「事業計画・事業報告」、「学部・研究科の自己点検・評価」、「課室別目標管理」をそれぞれ実施している。それぞれの取組みの結果は内部質保証推進組織の中心である自己点検・内部質保証委員会に報告されており、同委員会において、自己点検・評価サイクルの適切性を中心で確認してきた。また、これらの自己点検・評価活動のまとめとして、大学全体の方針（内部質保証のための全学的な方針及び手続き）を踏まえ、活動の適切性や改善点の抽出、改善方策の検討を行うべく、審議経過の振り返りを行っている（資料2-9）。更には、「第5次基本構想」により、本構想に掲げる目標を効果的に達成するため、取組内容に基づき5か年の実行計画（アクション・プラン）（資料1-15）を策定しており、各年度計画の進捗・達成状況を、定期的に点検・評価している（資料2-10）（資料2-11）。

一方、「内部質保証方針」では、「関係委員会の自己点検・評価を受けて、自己点検・内部質保証委員会から、各学部・研究科等の組織の長に対して、改善方策の助言等を行う」ことを掲げている。しかし、同委員会による改善・向上に向けた助言や指摘にまで至っておらず、内部質保証のプロセスとして十分に機能していない現状であると認識している。そこで、今後は、同委員会としての役割を実質化すべく、自己点検・評価サイクルの適切性の確認に加え、各会議体における事前の審議の中で出された意見等を集約し、同委員会にて確認し、必要に応じて同委員会より対象の単位に対して、改善・向上に向けた助言や指摘を行う方向で検討している。

(2) 長所・特色

本学を含む愛知大学は、学長を委員長とする自己点検・内部質保証委員会が、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織とし、同委員会が中心となって自己点検・評価活動の見直しを進めている。2018年度からは、従来の課題（点検・評価活動の重複）を解消すべく、自己点検・評価活動を「事業計画・事業報告」「学部・研究科の自己点検・評価」「課室別目標管理」の3つの取組みに見直した。また、それぞれの活動において、項目ごとに担当する関係組織（所管する諸活動の運営について責任を負う組織）を設定し、これらの関係組織が、担当する項目ごとに全学的な観点で自己点検・評価を行うようにしている。

短期大学部や各学部・研究科が行った「学部・研究科の自己点検・評価」は、自己点検・内部質保証委員会に報告される。また、関係組織が分野ごとに全学的観点で行った自己点検・評価についても、自己点検・内部質保証委員会に報告される。自己点検・内部質保証委員会は、自己点検・評価サイクルの適切性を中心に確認を行うことで、全学的な内部質保証システムを構築している。

(3) 問題点

前述の通り、内部質保証の推進のための全学的な組織である「自己点検・内部質保証委員会」のもとで、「事業計画・事業報告」「学部・研究科の自己点検・評価」「課室別目標管理」の3つの点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に取り組む組織体制を構築しているが、その運用にあたっては、点検・評価結果に基づく「自己点検・内部質保証委員会」による改善・向上に向けた助言や指摘が不十分となっている。また、自己点検・評価活動の中に「学外の意見を聴取する仕組み」を取り入れていないため、制度的に構築することが課題と考えられ、同様の指摘を第3期認証評価でも受けている。

その他、自己点検・内部質保証委員会の下にインスティテューショナル・リサーチ（IR）小委員会を設置しているが、組織的なデータの収集、分析を行い改善に活用するといった機能の強化を図る必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は、併設する愛知大学と一体となって、内部質保証に取り組んでいる。教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学を含む愛知大学における教育研究活動等及び管理運営等の状況について自ら点検・評価を行い、内部質保証の全学的取組みを行うこととして、それを推進する組織として、自己点検・内部質保証委員会を設置している。

自己点検・内部質保証委員会では、「内部質保証方針」や「3ポリシー策定方針」などの大学全体の方針を整備・見直しを行ったほか、2021年度の大学評価（第3期）受審に向けて自己点検・評価活動の仕組みについて、改善に取り組んだ。短期大学部や各学部・研究科での点検・評価及び改善はもちろんのこと、全学的な観点で改善・向上ができる仕組み

を構築することに取り組んできた。

一方、問題点でも挙げたように、「事業計画・事業報告」「学部・研究科の自己点検・評価」「課室別目標管理」の3つの点検・評価に基づく、改善・向上の助言や指摘が十分にできているとは言えないとの指摘（改善課題）を第3期認証評価で受けており、上述した通り、今後は同委員会としての役割を実質化すべく、自己点検・評価サイクルの適切性の確認に加え、各会議体における事前の審議の中で出された意見等を集約し、同委員会にて確認し、必要に応じて同委員会より対象の単位に対して、改善・向上に向けた助言や指摘を行う方向で検討している。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検評価項目①：短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的と学科・専攻科、附置研究所、センター等の組織構成との適合性

評価の視点2：学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編制

1. 教学組織

本学を含む愛知大学は、「建学の精神」である「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」を具現化させるべく、それぞれに活動を展開している。これら建学の精神の中でも、本学は、「地域社会への貢献」を特に反映させた、「女子短大として自立した社会人・職業人としての素養を備えた女性を育成すること」を教育理念の核としている。これは、本学設立当時から現在に至るまで本学が一貫して考える「女子短大の使命」である。学則第1条においては、本学の「目的」を定めており、「教育基本法及び学校教育法並びに設立趣意書に基づき、専門の学芸を教授研究し、教養を培い、豊かな人間性を涵養することを目的とする」としている。

これらの理念・目的に基づき、本学は、2022年4月1日現在、ライフデザイン総合学科の1学科を設置している。学則第2条の2においては、「ライフデザイン総合学科」の教育研究上の目的を定めている。「教員個々が自発的にその専門とする分野の学識、能力を高め、それらを次の各号に掲げるとおり、教育及び社会に還元する」としている。

- 1) 自分らしい生き方や職業について主体的に考え、自分らしさを表現し、自分の考える自らの将来像の具現化を図ることのできる能力や教養を養成する。
- 2) 日本と国際社会を基盤に自らの文化や生活を見つめ、人とコミュニケーションのできる個性や能力を養成する。
- 3) 健康で自立的な社会人・職業人やライフデザインについて理解を深め、受動的な消費生活からの脱却をめざす意識や実行力を養成する。
- 4) 生涯にわたって学ぶことの意義や豊かさを自覚しつづけられる意識を養成する。これを通じて、地域文化やコミュニティーの向上発展をめざした生涯学習社会の実現に貢献する。

2. 研究所、センター等

本学では、併設する愛知大学と一体となって、研究所及びセンター等（以下、「研究機関等」）を運営しており、本学教員が所員等として所属して教育研究活動を展開している。研究機関等においては、本学を含む愛知大学の「建学の精神」である「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」を具現化させるべく、設置の目的及び事業内容等を各研究機関等規程に定め、それに基づき、文化、国際及び地域社会等、さらには幅広い学際領域の研究分野において、それぞれ活動を展開してい

る。

具体的には、豊橋校舎に 5 研究機関等（総合郷土研究所、中部地方産業研究所、東亜同文書院大学記念センター、三遠南信地域連携研究センター、人文社会学研究所）、名古屋校舎に 5 研究機関等（国際問題研究所、中日大辞典編纂所、経営総合科学研究所、国際中国学研究センター（ICCS）、国際ビジネスセンター）、計 10 研究機関等を設置している。

これらの研究機関等においては、独自の研究活動の遂行とともに、愛知大学が定める特別重点研究（本学を含む愛知大学の専任教員が研究代表者となる研究であって、外部資金によるプロジェクト研究等への申請を視野に、本学において戦略的研究を含むグローバルな研究課題やローカルな研究課題、学際的な研究課題、喫緊の今日的研究課題等について共同で行う研究）への取組みが推奨されており、2022 年 10 月現在、3 件の特別重点研究助成が採択、実施されている。2018～2020 年度に選定された文部科学省私立大学研究ブランディング事業は、2021 年度から学内予算をもとに実施されており、三遠南信地域を主な地域研究対象とする三遠南信地域連携研究センター（豊橋校舎）と名古屋市ささしま地区における越境地域マネジメント研究を進めるささしま分室（名古屋校舎）の 2 抱点を中心と連携しながら事業を推進している。

また、豊橋校舎における「地域社会・文化への貢献」を総合的に強化する観点から、同校舎に存在する地域にかかる研究機関等の相互の情報交換、交流・連携を促進することを主たる目的として「地域研究機構」（構成機関：三遠南信地域連携研究センター、中部地方産業研究所、総合郷土研究所、地域政策学センター）を設置し、更には、名古屋校舎に存在する国際関係分野の研究機関等の相互の情報交換、交流、連携を促進することを主たる目的として「国際研究機構」（構成機関：国際問題研究所、国際中国学研究センター（ICCS）、中日大辞典編纂所、国際ビジネスセンター、国際コミュニケーション学会、現代中国学会）を設置し、研究機関等の枠を超えた共同シンポジウム・セミナーの開催が検討、実施されている（資料 3-1）（資料 3-2）。

なお、豊橋校舎に設置している東亜同文書院大学記念センターは、「近代アジアにおける東亜同文書院及び東亜同文会の展開と機能に関する研究」、及び「東亜同文書院を軸とした外地からの引揚げ総合大学として創立・展開した愛知大学とその特性に関する研究」を進め、大学記念館にて研究成果を公開している。

校舎	研究機関等	設立年月	資料
豊橋	総合郷土研究所	1951 年 6 月	(資料 3-3【ウェブ】)
	中部地方産業研究所	1953 年 3 月	(資料 3-4【ウェブ】)
	東亜同文書院大学記念センター	1993 年 5 月	(資料 3-5【ウェブ】)
	三遠南信地域連携研究センター	2004 年 10 月	(資料 3-6【ウェブ】)
	人文社会学研究所	2015 年 4 月	(資料 3-7【ウェブ】)
名古屋	国際問題研究所	1948 年 6 月	(資料 3-8【ウェブ】)
	中日大辞典編纂所	1955 年 4 月	(資料 3-9【ウェブ】)
	経営総合科学研究所	1962 年 4 月	(資料 3-10【ウェブ】)
	国際中国学研究センター（ICCS）	2002 年 10 月	(資料 3-11【ウェブ】)
	国際ビジネスセンター	2012 年 9 月	(資料 3-12【ウェブ】)

点検評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学を含む愛知大学では、1990年代より、5~8年ごとに期間を定め、将来を見据えた中期計画として「基本構想」（資料1-9【ウェブ】）を策定している。教育研究組織の適切性に關しては、この「基本構想」の中で構想したもの毎年度の事業計画書（資料1-11【ウェブ】）及び事業報告書（資料1-12【ウェブ】）の中で、点検・評価を繰り返し行っており、それがまた次の「基本構想」につながることにより、持続的な点検・評価・改善が実施されるよう仕組みを構築している。

現在は、2021~2025年度を期間とした「第5次基本構想」（資料1-9【ウェブ】）を進めている。大学将来像（VISION）として「10年後の愛知大学将来像」を示し、それを実現するために、中期計画における4つの基本目標を設定した。さらには、基本目標を達成するため、7分野にわたる「事業項目」を設定し、「事業項目」それぞれに示す「取組内容」に基づき、5か年（2021~2025年度）の事業計画を策定し、実行することしている。

1. 教学組織

「第5次基本構想」の1つの項目として、「新たな社会ニーズに対応した教学プログラムの開発を推進する。」ことをあげている。そこでは、「時代の変化に即応した教育プログラムを提供する。エリアマネジメント、データサイエンス、リベラルアーツ、SDGs教育等を検討する。」とされた。具体的には、「数理・データサイエンス・AI教育」について検討がなされたが、教学組織の変更までには至らず、「数理・データサイエンス・AI教育」を正規課程に取り入れ、教育課程の充実を図ることとなった。また、大学評議会のもとに設置されている学務委員会では、現行カリキュラムの評価と次期カリキュラムの具体的な検討を開始しており、「数理・データサイエンス・AI教育」などの拡充についても検討を進めている。

「学生受け入れ」の観点からも、短期大学部の将来計画について検討がなされている。「第5次基本構想」においては、「短期大学部の入学定員規模は維持し、4年制大学併設等の環境を活かした教育を展開する。」とされた。これを踏まえて検討を進めた結果、2022年6月2日の大学評議会で「短大将来計画とりまとめ案」（資料1-10）が示され、その方向性が承認され、可能な限り改革を行うこととされた。具体的には、質の高い教学プログラムを発信・展開するために、各学部の特別聴講科目の拡充により、編入学への取組を強化するとともに、単位互換協定に基づく授業科目についても、追加開設の検討を進めており、また、学部新カリキュラムとも情報を共有しつつ、併設環境を活かしたカリキュラム改革の検討も行っている。

2. 研究組織

研究組織については、「研究体制・政策に関する答申」（2011年12月）の中で、「各機構を構成する機関の将来的な再編・統合も視野に入る」とされ、「第3次基本構想」（2013年12月改定）の中では、「国際研究機構の構成機関による共同研究、共同企画などを促進することと並行して、同研究機構内の連携、再編を進める。」とされた。さらには、「第4次基本構想」の中では、「学内研究組織の再編・統合を引き続き検討し、実現する（研究所と学会との統合など）。」とされた。

こうした一連の答申・構想を踏まえ、2013年度から2014年度にかけて、国際研究機構会議（構成機関：国際問題研究所、国際中国学研究センター（ICCS）、中日大辞典編纂所、国際ビジネスセンター、国際コミュニケーション学会、現代中国学会）において、構成機関間の再編・統合に関して度重なる議論が行われたが、実現には至らなかつたものの、研究分野における相互連携については活発に行っていくことが確認されており、実際、構成機関のうち2研究所共催のシンポジウムが複数回実施されている（資料3-2）。

さらに、本件を含めた同答申の課題に関し、一定程度対応実施したとの結論に至り、2018年7月5日開催の大学評議会に対応状況を報告し、同答申に関する検討を終了することを確認した。これらは、2018年度事業報告書にも記されている。

以上のように、基本構想、事業計画、事業報告を活用して、教育研究組織の適切性について自己点検・評価が行われている。

（2）長所・特色

本学を含む愛知大学全体の「理念・目的」は「愛知大学設立趣意書」に基づいて「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」と定めている。本学の教育理念は、これら建学の精神の中でも「地域社会への貢献」を特に反映させた、「女子短大として自立した社会人・職業人としての素養を備えた女性を育成すること」が核である。これは、本学設立当時から現在に至るまで本学が一貫して考える「女子短大の使命」である。これらの背景・理念に基づき、これを踏まえて「教育研究上の目的」を学則に定めている。教育基本法及び学校教育法並びに設立趣意書に基づき、専門の学芸を教授研究し、教養を培い、豊かな人間性を涵養することを目的としている。

本学を含む愛知大学の研究機関等の特徴として、豊橋校舎の5研究機関等、名古屋校舎の5研究機関等、計10研究機関等がそれぞれ、本学の「建学の精神」を具現化させるべく、各研究機関等の規程に基づいて独自の研究活動を展開していることがあげられる。2020年度以降の新型コロナウィルス感染症（COVID-19）の拡大の中においても、従前より各研究所で実施しているシンポジウム等は、オンライン形式を取り入れながら、継続的に実施している。

本学は、短期大学でありながら、併設校の強みを活かし、4年制大学と同一・同等の研究組織を利用できる点も長所・特色であると考える。

（3）問題点

前述の通り、2013 年以来、豊橋校舎に地域研究機構を、名古屋校舎に国際研究機構を設置しているが、近年はこの機構区分が必ずしも適切でなくなってきた。例えば、地域研究機構傘下にある中部地方産業研究所は、東南アジアのラオス、タイでの研究活動を、三遠南信地域連携研究センターは中国での研究活動を進め、機構所属でない人文社会学研究所、東亜同文書院大学記念センターも広く国際研究を進めている。将来的に機構自体の見直しを検討する必要がある。

また、各研究所における外部資金獲得状況は、2019 年度は文部科学省私立大学研究プランディング事業と、国際中国学研究センター（ICCS）及び地域連携室の受託研究のみである。独自の研究や大学の定めた重点研究を進めてきているものの、獲得数が決して多いとはいえない。科学研究費助成事業等外部資金獲得を念頭に置いたさらなる取組みが必要である。さらに、研究所等を担う研究員は研究所長等責任者を含めほぼ全て学部等所属の兼任であり、研究専念規程や研究助教規程等、一定の制度化がなされているが、教学負担の軽減など課題がある。

（4）全体のまとめ

本学を含む愛知大学は、「建学の精神」である「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野をもった人材の育成」、「地域社会への貢献」を具現化させるべく、それぞれに活動を展開している。これら建学の精神の中でも、本学は、「地域社会への貢献」を特に反映させた、「女子短大として自立した社会人・職業人としての素養を備えた女性を育成すること」を教育理念の核としている。

本学は、これらの理念を具現化させるべく、ライフデザイン総合学科を設置し、また、併設する愛知大学と一緒に、10 の附置研究所・センターを運営し、本学教員が所員等として所属して教育研究活動を展開している。

教育研究組織の適切性に関しては、「基本構想」の中で構想したものを毎年の事業計画書・事業報告書の中で、点検・評価を繰り返し行っており、「基本構想」の結果を、また次の「基本構想」につなげることにより、持続的な点検・評価が実施されるよう仕組みを構築している。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

1. 学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学では併設する愛知大学と一体となり、3つのポリシー（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー））の策定に取り組み、自己点検・評価活動としてポリシーの内容を適宜点検している。必要に応じて修正を行い、その都度、公式ホームページ上に最新版を公開することで、学内外に周知及び公表している（資料2-4【ウェブ】）。

2016（平成28）年3月に文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会から「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」が示され、「三つのポリシーの策定に当たっては、学長を中心とした全学的なポリシーの基本方針や策定単位等について検討した上で検討を進めが必要と考えられる」とされた。これを踏まえ、本学を含む愛知大学では、前述した「3つのポリシー策定方針」（資料2-3【ウェブ】）を定めた。「3つのポリシー策定方針」では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学修成果を收めれば卒業を認定し、学位を授与するのかという方針をできる限り具体的に示すこととしている。また、学生の進路先等社会における顧在・潜在ニーズも十分に踏まえた上で策定することとしている。さらには、教育の質向上に係る自己点検・内部質保証活動の起点とし、学修成果の評価に係る基準を示すものとし、学生が身に付けるべき資質や能力の目標を明確にしている。

この「3つのポリシー策定方針」に基づき、2019年度に3つのポリシーの点検を行った（資料4-1）。修正内容は自己点検・内部質保証委員会で確認され、公式ホームページのほか、入学時に配付する「学生便覧」（資料1-5）にも掲載し、公表している。また、2022年11月に第3期認証評価における3つのポリシーに係る指摘内容を踏まえて、自己点検・内部質保証委員会から学務委員会、各教授会、大学院委員会及び各研究科委員会に依頼し、3つのポリシーの見直し・点検を行っているところである。本指摘は、学士課程・修士課程等に付されたものであるが、本学は併設する愛知大学と一体となって教育活動を行っていることから、本学でも本指摘を踏まえた見直し・点検を行っている。修正内容は学務委員会、各教授会、大学院委員会、各研究科委員会及び自己点検・内部質保証委員会での審議を経て、公式ホームページ及び学生便覧に掲載し、公表することとしている。

点検評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

1. 教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

本学では併設する愛知大学と一体となり、3つのポリシー（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー））の策定に取り組み、自己点検・評価活動としてポリシーの内容を適宜点検している。必要に応じて修正を行い、その都度、公式ホームページ上に最新版を公開することで、学内外に周知及び公表している（資料 2-4【ウェブ】）。

2016（平成 28）年 3 月に文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会から「「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」が示され、「三つのポリシーの策定に当たっては、学長を中心とした全学的なポリシーの基本方針や策定単位等について検討した上で検討を進めが必要と考えられる」とされた。これを踏まえ、本学を含む愛知大学では、前述の「3つのポリシー策定方針」（資料 2-3【ウェブ】）を定めた。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定める卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力と、それを達成するための具体的な教育課程とが、一体性・整合性をもったものとなるよう策定している。

2. 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との連関性は、「3つのポリシー策定方針」（資料 2-3【ウェブ】）の中でその必要性を明確にしている。

「3つのポリシー策定方針」の中で、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等を、能動的学修の充実等、大学教育の質的転換に向けた取組みの充実を重視しつつ、具体的に示す」こととしており、これにより「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」と「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」のつながりを明確化している。具体的な教育課程の編成として、大きく全体を「ベーシックフィールド科目」と「セレクトフィールド科目」に分け、さらにベーシックフィールド科目の中に「ゼミナールエリア」「基幹エリア」「教養エリア」及び「外国語エリア」の 4 つのエリアを、セレクトフィールド科目の中に「日本文化エリア」

「英語コミュニケーションエリア」「オフィスエリア」「情報エリア」及び「心理・社会エリア」の5つのエリアを設け、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の中で示している。

また、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で示される「学生が身に付けるべき資質や能力」がどのように修得できるかを示すものとして、「カリキュラム・マップ」（資料4-2）を整備している。「カリキュラム・マップ」は、教務システム「LiveCampus」上で学生に公開し、周知している。ここでは、学生が身につけるべき資質や能力を「学習目標」として平易な表現に置き換え、それぞれの学習目標と科目の到達目標がどのように関連しているかを表している。これにより、学生が履修を希望する科目がどの「学習目標」＝「学生が身につけるべき資質や能力」に対応するかが明確になり、学生の学習計画に資するものとなっている。「カリキュラム・マップ」（資料4-2）の点検及び見直しは、短期大学部における個別のカリキュラム改正時に加え、本学を含む愛知大学全体のカリキュラム改革が行われる際、また学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の見直しを行う際に必要に応じて行われている。

上記のような状況であるが、本学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）には、「教育課程の編成」に関する基本的な考え方記載されているものの、「教育課程の実施」に関する基本的な考え方方が十分に記載されておらず、課題となっている。この課題は、第3期認証評価において、学士課程・修士課程等に対して指摘されたものであるが、本学は併設する愛知大学と一体となって教育活動を行っていることから、本学でも本指摘を踏まえた見直し・点検を行っている。2022年11月現在、自己点検・内部質保証委員会から学務委員会、各教授会、大学院委員会及び各研究科委員会に依頼し、3つのポリシーの見直し・点検が行われている。この中で、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、「教育課程の実施」に関する基本的な考え方を示すことができるよう、見直し・点検を進めているところである。

点検評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学科・専攻科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定
(初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等)
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の 適切な実施

1. 適切に教育課程を編成するための措置

(1) 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」において、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示された人材の養成を実現するための教育課程を編成している。具体的には、全員に共通する科目「ベーシックフィールド科目」と専門の科目「セレクトフィールド科目」を設け、さらにベーシックフィールド科目の中に「ゼミナールエリア」「基幹エリア」「教養エリア」及び「外国語エリア」の4つのエリアを、セレクトフィールド科目の中に「日本文化エリア」「英語コミュニケーションエリア」「オフィスエリア」「情報エリア」及び「心理・社会エリア」の5つのエリアを設け、エリアには主として担当する専任教員を配置している。2年間を通じて体系的な学びとなるよう、それぞれのエリアに科目を配置し、卒業必要単位数を規定している。

(2) 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

学則第12条（授業科目的単位数）に定められている通り、単位制度の趣旨に沿って科目の形態に応じて単位数を設定し（資料1-2）、これに基づき、各授業科目的単位数を適切に設定している。

(3) 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、授業科目の位置づけ

教育課程については、学則を基に、短期大学部授業科目履修規程（以下、「履修規程」）（資料4-3）にて科目ごとの科目区分（エリア、ユニット）、配当年次（履修年次）及び履修要件（必修・選択、必要単位数）を定めている。1年次には基礎的科目を、2年次には応用的科目をそれぞれ配置し、基幹的な科目については必修科目として位置づけている。履修規程に加えて、前述の「カリキュラム・マップ」（資料4-2）において「学習目標」と科目的関連性を示しており、「学習目標」の達成を「カリキュラム・マップ」で確認することができ、これらを組み合わせることで、カリキュラムの順次性と体系性、授業科目の位置づけを明確にしている。

(4) ポリシーに対応した教育内容

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき配置した科目と、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で示した「学生が身につけるべき資質や能力」＝「学習目標」と関連付けるために、本学では、シラバスの必須項目である授業科目的「到達目標」をカリキュラム・マップに基づいて設定するよう、シラバス作成依頼時に担当教員に対して依頼している（資料4-4）。ここでは、教員により行われる授業の学問的・教育的な独自性や創意工夫を尊重しつつ、大枠としては学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の内容に沿ったものとするよう留意している。「シラバス作成依頼」（資料4-4）については、教学委員会において毎年度シラバス作成方針を見直し、教授会の審議を経た上で担当教員に依頼している。

(5) 初年次教育、共通教育と専門教育の配置

1 年次で初年次教育科目を導入している。短期大学での学びの基礎的知識をはじめとして、専門教育科目から卒業研究に向けての体系的な学修方法の紹介を行っている。

本学では、特定の分野に限定せず、学生のニーズに合わせて柔軟に対応した多彩な授業科目に触れる中で徐々に自分の将来を決定していく自立した女性の養成をめざしている。その実現のために、以下の方針に沿ってカリキュラムを作成している。

1) 全員に共通する科目

○ベーシックフィールド科目

ゼミナール、基幹、教養、外国語の4エリアで構成される。

ゼミナールエリアは少人数で口頭発表や議論を行い、レポートや論文作成へ発展させていく科目群である。

基幹エリアは、短大における学習・研究に必要な基礎的能力を養成することを主たる目的とする科目群である。

教養エリアは多様な科目構成により、学生の学習・研究を各自の目的にもとづいた選択によって発展、展開する科目群であり、学期、年次を通じて履修することになる。

外国語エリアは英語、中国語、ドイツ語、フランス語から構成され、外国語の運用能力を高め、異文化理解を促進する科目群である。

2) 専門の科目

○セレクトフィールド科目

専門専攻領域に関する科目群である。セレクトフィールドは日本文化、英語コミュニケーション、オフィス、情報、心理・社会の5エリアで構成され、それぞれのエリアに、より豊かで専門的な知識を身につける科目が配置されている。5エリアのうち、主たるエリアを各自で選択する。

3) その他の科目

○特別フィールド科目

海外セミナー、資格取得など、正課カリキュラム以外の学びを柔軟にサポートし、特別フィールド科目として認定している。

(6) 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

教育課程の編成は、学則及び履修規程に定めている。これらの規程と全学内部質保証推進組織との直接の関係はないが、カリキュラムの見直し等による改正手続きでは、短期大学部教授会、常任理事会、学内理事会（必要に応じて事前に教学委員会）の議を経た後、本学を含む愛知大学の教学に関する最終的な審議機関と位置付けている大学評議会で審議されており、適切に手続きを行っている。なお、毎年度、短期大学部においても「学部・研究科の自己点検・評価」を実施し、結果を自己点検・内部質保証委員会に報告している。同委員会においては、短期大学部での自己点検・評価の結果を確認している。

2. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施すべく、教育課程内での取組みとして、将来のキャリアプランニングを在学中の学びに結び付けて展開することが重視されていることを鑑み、卒業後の進路やキャリアプランについて理解し、その実現のために在学中に何をすべきかを考えさせ、学生時代の学びの目的を明確にさせるとともに、主体的な取組姿勢と意欲を育むことを目的とした科目を配置している（資料4-3）。その中では、社会で生きる力＝社会人基礎力として「汎用的技能（論理的思考力、問題発見・解決力、プレゼン力等）」の醸成にも取り組んでいる。

これらを実現するために、基幹エリア、オフィスエリア及び特別フィールド科目にキャリア教育科目を複数配置している。

1年次春学期には、「ライフプランニング」、「インターンシップ入門」及び「キャリアデザイン演習」が履修できる。「ライフプランニング」では、ライフキャリアの視点から、人生におけるイベントについて、心理的変化とその成長を中心に捉え、これまでの自分自身を振り返り、これから自分の自分自身について考える機会としている。「インターンシップ入門」では、現代社会との接点において、自分自身の働く意義や価値観を確認し、キャリアという視点から将来を描写することを目指している。「キャリアデザイン演習」では、ドリームマップの制作を通じて、自らのキャリアデザインの可視化を図り、将来へのイメージを明確化することにつなげている。

1年次秋学期には、「キャリアプランニング」、「インターンシップ演習」及び「特別講座Ⅱ」が履修できる。「キャリアプランニング」では、やや長期的な見通しを持って人生設計を考える。この授業では企業など現代の社会の仕組みを学ぶとともに、自己の位置づけを考える。また、授業展開においても、本学教員と外部講師とのオムニバス形式で実施され、実務的な視点からの理解も促している。「インターンシップ演習」では、地域企業など学外での就業体験や学内に地元企業と協働できるプロジェクトを発足させ、学生の成長や目標に合わせて選択できるようにしている。さらに、就業体験による成果物は、学内外に公表し、共有され、授業成果が可視化できるようにしている。「特別講座Ⅱ」では、社会人に求められる「書く力」「話す力」「聴く力」「考える力」「発想力」「表現力」を実践的に学ぶことができ、就職活動を意識した講義内容になっている。

2年次春学期には、「企業研究」や「ビジネスマナー演習」が履修できる。「企業研究」では、企業内外の活動を学ぶことを通じて、企業に対する理解を深めるとともに、自らが興味・関心のある企業に対して、主体的に分析することができる力を養う。「ビジネスマナー演習」では、社会での即戦力となるべく、場面別の実践的なマナーの習得を目指している。授業ではロールプレイを中心に行い、「知っている」だけではなく「できる」ことを目標としている。

これらのキャリア教育科目では、その教授方法において、アクティブラーニングの手法である「グループワーク」や「ディスカッション」などを積極的に取り入れ、学生の主体的な取組姿勢と意欲を醸成させ、自らのキャリアに対する行動力を高めるような工夫がなされている。

これら以外にも、「医療事務」、「特別講座Ⅰ」、「ビジネスマナー入門」、「簿記会計実務Ⅰ・Ⅱ」、「サービス接遇」など資格取得を支援する授業も配置されており、学生の希望す

る進路に合わせてキャリア開発ができるよう配慮されている。とりわけ、地域社会の労働ニーズに応える目的から、医療事務資格については、検定試験対策講座を別途開催するなど資格取得に向けた支援を強化している。

また、正課外においても、本学独自のキャリア支援では、産業界ニーズ事業に係る予算措置を講じ「地元企業・工場見学会」や「聴く力を身につける講座」、「マイク講座」、「企業の基礎知識講座」などを独自開催している。なお、2020年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「聴く力を身につける講座」を除き、これらの講座の開催は中止しており、2022年度においても同じ状況が続いている。

この他にも、短期大学での学びを知識のままで終わらせず、絶えず変化する社会で学生自身が持つ能力を十分発揮できるよう、キャリア支援センターの下で企業や官公庁と連携した産官学連携キャリアデザインプログラム「Learning+」(ラーニングプラス)を開催している(資料4-5【ウェブ】)。ここでは、自立・自走型人材の育成を目指し、学生による主体的な学びを重視した課題解決型学習を導入している。

また、ボランティア活動を推奨し、学生がボランティア活動を通じて人間性や社会性を培う機会を提供している(資料4-6【ウェブ】)。「建学の精神」で掲げた「地域社会への貢献」実現化に加え、大学として学生自身のキャリア形成の一環と捉え、学生への支援に取り組んでいる。具体的には、ボランティア活動に意欲を示す学生に対し、大学主催の海外ボランティアプログラムの提供、学外で募集されている各種ボランティアの紹介、ボランティアBank制度、ボランティア活動保険等のあっせんを行う。実際に、様々な学生がボランティアサークル等により、地域の種々活動へ積極的に参加している。さらに、正課授業に「ボランティア活動」を開設し、地域の福祉施設のご協力を得て施設での活動を体験する機会を持つとともに、その意義を再認識する機会としている。

なお、本学を含む愛知大学では、社会情勢や学生の変化に対応し、2011年より「愛知大学・包括的キャリア形成支援システム(CISA : Career Integrated Systems for Aichi University)」(資料4-7【ウェブ】)を導入した。前述の取組みを含め、学生生活・課外活動、キャリアデザインや就職活動支援を相互に連携させ、1年次から2年次まで体系的に実施することにより、望ましい職業観と社会人スキルを備えた自立・自走型人材の育成を目指す包括的な取組みである。

これらの社会と直結する実践的な学部教育や独自のキャリアデザインプログラムを通じて、多くの有為な人材を輩出している。

点検評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 ：各学科・専攻科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
・単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容）

- 及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示) 及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
 - ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法(教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等)
 - ・学習の進捗と学生の理解度の確認
 - ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
 - ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
 - ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
 - ・各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり(教育の実施内容・状況の把握等)

1. 授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

(1) 単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)

単位の実質化を図る措置として、1セメスターの授業回数を15回とし、加えて1週間の定期試験期間を設けることで学生の学習時間を確保している。そのため、一部の国民の祝日や月曜日の振替休日も授業日として設定しているが、長期休暇期間に開講される集中講義や海外短期語学セミナー等の実施に支障を来たさないような大学暦を作成している(資料4-8)。セメスターごとの授業時間割については、学生の順次的な履修に配慮して、教学委員会において授業時間帯及び授業時間割編成方針を定め、それに沿って授業科目を開講している(資料4-9)。

履修できる単位数の上限については、履修規程の中で、1年次は1セメスター22単位、通年44単位を上限とし、2年次は1セメスター24単位、通年48単位を上限としてそれぞれ定めており、単位制度の趣旨に照らして適切に設定されていると言える(資料4-3)。

(2) 授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導

学生が履修する授業を適切に選択できるよう、各学期の成績発表にあわせて、次学期の授業及び履修登録に関する資料等を「LiveCampus」に掲載し、Web上で閲覧を通して学生に必要十分な情報を提供している。「LiveCampus」はスマートフォンからも利用可能であり、学生は学内外問わずいつでも授業及び履修登録に関する資料を閲覧することができ、履修する授業の選択や時間割作成に役立てている。なお、「LiveCampus」上での情報提供のほか、各学期成績発表時には必ず履修ガイダンスを開催し、学生自らが時間割を作成し、履修登録を問題なく行えるようサポートしている(資料4-10)。これらに加えて、「LiveCampus」上の案内や、履修ガイダンスに参加できなかった学生などを含め、教務課及び学習・教育支援センター(詳細は、下記参照)の窓口において、隨時履修登録に関する質問を受け付け、適切に指導している。さらに、新入生に対しては、4月上旬の新入生オリエンテーション期間中に履修登録及び授業時間割作成のためのガイダンスを設け、集中的に説明を行っている。そこでの疑問等は、新入生オリエンテーション期間中に「履修

登録・時間割作成相談会」を開催（資料 4-11）し、同期間中はもちろんのこと、期間終了後も教務課及び学習・教育支援センター窓口で随時質問を受け付け、疑問の解消に努めている。なお、2020 年度春学期は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止を目的とした大学構内立ち入り禁止に伴い、例年の対面での窓口対応や相談会が実施できなかつたため、履修登録や時間割作成の説明をオンデマンド（動画）型で学生向けに公開し、不明な点はメールや電話での質問を受け付けるなどの対応を実施した。2021 年度以降は、対面でのガイダンス及び相談会の実施を再開している。

本学を含む愛知大学では、「学習・教育支援センター」を設置している。「学習・教育支援センター」は、学生の学習活動と教員の教育活動の両面を支援する組織として 2007 年度にスタートした。同センターは、学生の学習相談、学生への学習指導、正課外活動、授業補助、そのほか学習支援、教育支援に関する諸活動を行う機能を持ち、後述するステューデント・アシスタント制度も同センターによって運営されている。同センターは教学担当副学長が所長を務め、学生の学習相談に対応するため学部の教学主任、学生部委員及び教務課長・学生課長からなるアドバイザーを擁し、学生に対する履修指導や学習上の相談に応じている（資料 4-12【ウェブ】）。

（3）シラバスの作成と点検、適切なシラバス改訂と学生への周知

シラバスについては、次年度授業計画を前年度 10～12 月にかけて策定した後、その計画案を踏まえて授業科目担当予定の教員に対して次年度シラバス作成依頼を行っている（資料 4-4）。シラバスに記載する項目として、「テーマ」「概要」「到達目標」「授業形態」「使用言語」「アクティブラーニング」「内容・スケジュール」「準備学習・事後学習」「準備学習・事後学習の時間」「学外授業」「成績評価の方法と基準」「定期試験期間中の試験実施方法」「課題（試験やレポート）に対するフィードバックの方法」「テキスト」「参考図書」「関連する科目、履修者への要望など」「リンク」を設定している。これらは、シラバス作成依頼（資料 4-4）の中で提示する要領において各項目の目的、記載内容、記載例等を明示している。特に「到達目標」は学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及びカリキュラム・マップを踏まえた記載内容とするよう指示をしている。なお、「準備学習・事後学習」を全授業科目で明示することで、学生の授業外での学習を促し、学習時間確保と単位の実質化に努めている。また、例年 2～3 月にかけて、正課授業の全科目についてシラバス点検を、教学委員会及び教授会等の組織的な対応として、教員相互で実施し、内容の精査及び改善に努めている（資料 4-13）。授業の内容、方法等の変更が発生した場合は、事務局（豊橋教務課）で変更内容を把握した上で、担当教員自身又は事務局（豊橋教務課）の代行により、シラバスの改訂を行い、その都度学生に周知している。

（4）授業の実施

実際の教育実践の場である授業については、講義・演習を基本としつつも、科目の特性や教育目標達成に向けた手段として、アクティブラーニング、PBL（Project Based Learning、課題解決型学習）的な手法を取り入れた調査研究活動、実験、実習、実技やフィールドワークを積極的に取り入れ、時には複数の手法を取り入れながら、知識を伝授す

る座学にとどまることなく、知識を基盤とした能動的学修を通じて学士力を高める実践的な教育をめざしている。このように本学では、教育効果を十分にあげられるよう適切な授業形態を採用している。どのような形態で授業を行うかについては、全授業科目でシラバスに「授業形態」として明示し、シラバス検索機能を通じて予め学生に周知している（資料 2-22【ウェブ】）。LMS（Learning Management System：オンラインによる学習管理システム）として「Moodle」を導入し、教員の利用者や利用量の増大、利用方法の拡大により、学生との双方向的な教育が推進されている。LMS としてオープン性の高い「Moodle」を本学では採用し、また「Moodle」の運営方針については、全国でも珍しく、教員と職員と外部技術サポートの三者のバランスのいい運営組織が維持されており、教員たちの作成プログラムがアップされている。

それぞれの授業においては、その授業の内容や特性に応じて、小テスト、リアクションペーパー、課題レポートを課すなどして、学習の進捗と学生の理解度を確認している。

また、外国語の授業や演習・実習形式の授業における少人数クラスなどをはじめとして、さらに教育効果をより高めるため授業科目の内容に応じて適切な履修者数を設定する場合がある。定員に満たない場合は改めて履修希望者を募り、学生の履修機会確保に努めている（資料 4-14）（資料 4-15）。

教員に対する授業補助として、2008 年度には「愛知大学スチューデント・アシスタント規程」（資料 4-16）を定め、学部生または大学院生が授業を補助することで履修者数の多い授業科目を担当する教員の過重な負担を軽減すると同時に、履修学生への学習支援を行っている。

（5）授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示

授業外学習に資する取組みとして、シラバスには、項目として「準備学習・事後学習」及び「準備学習・事後学習の時間」を設け、必要となる授業外学習の内容や時間を予め学生に周知している。また、「課題（試験やレポート）に対するフィードバックの方法」という項目も設け、小テストを実施した際は次の授業時に解説するほか、提出された課題やレポートは授業時に口頭にてフィードバックを行う等、学生へのフィードバックを推進する取組みを進めている。

（6）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止に伴う対応

2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止を目的として春学期の全授業科目を遠隔（オンライン）による授業実施とした。政府による緊急事態宣言を踏まえ、春学期の開講を当初の 4 月 8 日から 5 月 11 日に変更したことに伴い大学暦を変更した。授業回数を変更し（15 回から 12 回）、対面での学期末定期試験（筆記試験及び単位レポート提出）を中止して全ての科目を平常点評価に変更した。あわせてシラバスの記載内容（授業形態、内容・スケジュール、学外授業、成績評価の方法と基準、定期試験期間中の試験実施方法）を修正するよう、春学期の授業科目を担当する全教員に依頼し修正した。また、「Moodle」の各授業科目コース上にも詳細な授業の実施概要（試験実施及び成績評価方法含む）を記載することにより、当初のシラバス記載事項からの変更を遺漏なく学生に周知し、学生の時間割作成及び履修登録に支障が出ないよう十分に注意して

対応した。なお、遠隔（オンライン）による授業実施に変更した場合においても、当初の授業の到達目標は変更せず、授業の内容や質自体は低下させないよう、質の確保に努めることを念頭に置き、各授業科目の担当教員にもその旨を要請した（資料 4-17）。

遠隔（オンライン）で授業を実施する方法として、①資料配布・提示型、②事前収録（オンデマンド）型、③同時双方向（ライブ中継）型の 3 つの方法を採用した。特に、従来からアクティブ・ラーニングを重視していた演習系科目や外国語科目などは主に同時双方向（ライブ中継）型が採用され、大人数科目を中心とした講義科目は資料配布・提示型あるいは事前収録（オンデマンド）型が採用された。これらの授業の実施に当たっては第 6 章「教員・教員組織」で後述する通り、大学全体として「遠隔授業実施ワーキンググループ（以下、「遠隔 WG」）」（資料 2-15）を組織し、非常勤教員に対する支援も含めて、教員学生双方のサポートに万全を期した。特に遠隔（オンライン）授業で利用するシステムの操作サポート、授業用教材の作成、教材動画の収録、同時双方向（ライブ中継）型授業の支援等を中心に実施し、問題なく授業が開始できるよう必要なサポートを行った。また授業開始後も、授業の進捗状況や、機器操作を含めた教員による遠隔（オンライン）授業実施の慣れ具合、学生の受講状況を踏まえつつ、前述の 3 つの方法を柔軟に変更するなどしてより良い授業の実施に努めた。

秋学期については、「新型コロナウイルス感染症に係る愛知大学活動制限指針」（以下、「活動制限指針」）（資料 4-18）のレベルに応じて授業の実施形態を変更できるよう、春学期中の 6 月頃から協議を開始し、準備を進めた。学期途中での活動制限指針レベルが変更になった場合に備え、シラバスにレベル 1 及びレベル 2 のそれぞれでの授業形態を記載することで、学生が時間割を作成し、履修登録する際に誤りがないよう努めた。これらの協議や準備を経て、2020 年 10 月 5 日から、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止策を最大限実施しながら対面授業を順次再開し、秋学期開講の授業科目のうち、対面授業の割合を約 7 割とした。なお、対面授業を再開した場合でも、遠隔地に居住する場合や健康上不安を抱える場合などの理由から対面授業に出席できないこともありますから、教室に對面授業を同時配信できるよう「授業中継システム」を導入した。また、先に述べた理由などから対面授業に出席できない学生からは配慮願を提出してもらい、必要に応じて対面授業と資料配布・提示型や事前収録（オンデマンド）型を併用するとともに、授業によっては「授業中継システム」を利用することで対面授業をリアルタイムで自宅等から受講できる環境を整えた。

2021 年度、2022 年度においても、同様の取組みが継続されており、本学ではごく一部の科目をのぞいて、対面授業で実施している。これら対面授業においても、Moodle を利用した教材の配布やフォーラム、課題提出などのオンラインシステムを併用する授業も多く、学生・教員双方に定着しているといえる。

点検評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

・単位制度の趣旨に基づく単位認定

- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位審査及び卒業認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

1. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

(1) 卒業・修了要件の明示

学則第13条（修得科目及び単位）を定め、公式ホームページ（情報公開）（資料4-19【ウェブ】）にて広く公開している。また学生には、入学時に配付する「学生便覧」（資料1-5P.10）に記載するとともに、新入生オリエンテーション（教務関係説明会）をはじめ、履修登録ガイドなどで重ねて説明し、周知徹底に努めている。

(2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定

本学では、単位制について、学則第12条（資料1-2）及び「学生便覧」（資料1-5P.9）に具体的に明示しており、学修時間と単位の関係、授業期間（定期試験期間は除く）は各学期15週（年間30週）であること、各授業科目の単位計算は①講義・演習科目、②外国語科目、③実験・実習・実技科目、④講義・演習・実験・実習・実技科目の併用の4種類に分けるとしており、単位制度の趣旨に基づき、単位認定している。学期区分については、学則第37条において「学年は、春学期と秋学期に分け」とし、2学期制であることを定めている（資料1-2）。

また、学則第13条の2（成績評価基準等の明示等）及び「短期大学部の試験及び成績評価に関する規程」（資料4-20）を設け、成績評価の基準及びその評語について以下の通り規定している。

- | |
|--|
| S : 特に優れた学修成果を示したもの（100点～90点） |
| A : 優れた学修成果を示したもの（89点～80点） |
| B : 平均的な学修成果を示したもの（79点～70点） |
| C : 合格と認められるに必要な最低の学修成果を示したもの（69点～60点） |
| F : 学修成果が合格に及ばなかったもの（59点～0点） |
| Z : 評価不能（出席不足） |
| * : 未受験（試験を受験しなかった者） |

学則第19条及び第20条（試験及び成績）で試験及び成績について定めており、「春学期末又は秋学期末において、所定の履修科目について試験を行う。ただし、平常の成績をも

って試験に代えることを認められた授業科目については、この限りでない。」、「定期試験のほかに、必要があるときは臨時に試験を行うことがある。」、「成績評価は、S、A、B、C 及び F で示し、S、A、B 及び C を合格とし、F を不合格とする。」、「履修科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。」ことを規定している。

(3) 成績評価の方法の明示

成績評価の方法については、短期大学部の試験及び成績評価に関する規程第 3 条において「総合評価」「試験評価」「平常評価」「卒業研究評価」と定めている。学則第 13 条の 2 (成績評価基準等の明示等) に従い、科目ごとに担当教員に対してシラバスの作成時に「成績評価の方法と基準」の記入及び明示を義務づけている。学則や規程は公式ホームページや「学生便覧」(資料 1-5) に掲載することであらかじめ学生に明示している。

各学期の途中に、「試験実施方法の照会」として試験の実施方法を担当教員に照会している(資料 4-21)。これにより、履修者数等の状況に応じて、シラバスで当初示した成績評価の方法を見直し、より適切な成績評価の方法へと変更することも可能としている。なお、シラバスの作成依頼及び「試験実施方法の照会」の際には、科目の特性に応じて適切な方法を採用すること、成績評価方法の種別を授業期間内に改めて周知徹底するよう促している(資料 4-22)。照会した試験実施方法は、授業内の教員からの周知に加え、教務課からも、学生に対して各学期末に「LiveCampus」上及び掲示板で周知している。なお、2020 年度は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 感染拡大防止を目的として春学期及び秋学期のいずれも学期末定期試験を中止し、学士課程の全ての科目を平常点評価に変更したことにより、「試験実施方法の照会」は行わなかったが、2021 年度以降はこれまでどおりの方法に戻っている。

(4) 成績評価の客觀性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

(1) や(3) で記載の通り、卒業・修了要件や成績評価の方法と基準を学生や社会に明示することにより客觀性を、シラバスに記載した成績評価の方法と基準による成績評価を行うことで厳格性を担保していると言える。主に採用される総合評価の場合、筆記試験(定期試験・追試験) や平常の学修状況等を合わせて成績評価を実施している。

各授業科目の成績評価は、定められた期間内に担当教員が Web にて入力することとしている(資料 4-23)。Web 上で入力する際に入力誤りや入力漏れなどのエラーを自動チェックすることにより、入力の正確性を確保している。

学生に対する成績発表は、成績表を、学生当人のみに閲覧権限を付した上で、期日を定めて「LiveCampus」上で pdf ファイル形式にて公開(閲覧開始)することで実施している。成績評価に学生が疑問を見つけた場合には、成績発表後 2 日以内に限り豊橋教務課を通して当該授業科目担当の教員に問い合わせができる制度(「成績評価にかかる問い合わせ制度」)がある(資料 4-24)。この制度では、学生はすべての評価(「S」「A」「B」「C」「F」「Z」「*(未受験)」)に対して問い合わせができ、セメスターごとに問い合わせの実態(件数・種別)が記録され、教学委員会及び短期大学部教授会で報告されている(資料 4-25)。

成績評価の分布について、学務委員会において短期大学部の成績評価分布の実態を確認した後、自己点検・内部質保証委員会での確認を経て、短期大学部教授会に対し同分布状況を紹介し、実態及び問題点の把握、改善へつなげる取組みを2017年度から実施している（資料4-26）。具体的には、科目ごと、あるいはエリア分野ごとの成績分布状況を共有し、その課題などを検討している。同一科目で複数クラスを開講する科目での成績評価方法を統一するなど、一定の成果を上げている一方で、比較的少人数のクラスや演習などの授業内容による特性から、むしろ成績評価が正規分布しないことの妥当性を認めている。ただし、あらためて本学を含む愛知大学全体の方針を検討していく必要性を再確認している。（資料4-27）

（5）既修得単位等の適切な認定

本学以外で修得した単位の取扱いについては、学則第14条（他の短期大学又は大学における修得単位の取扱い）、第14条の2（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）、第15条（入学前の既修得単位の取扱い）及び「他の短期大学等における授業科目の履修に関する規程」（資料4-28）に基づき、教授会の議を経て本学で修得したものとして単位認定を行っている。外国留学の学修成果についても、上記の関連規程及び「学生の外国留学に関する規程」（資料4-29）に基づき、留学先の大学等のシラバスに記載された内容を精査し、かつ授業時間数を正確に把握した上で、適切に単位認定を実施している。本学では、国際的視野を養うこと及び国際社会で活躍できる人材の育成を目的として、海外の大学との積極的な交流を推進しており、夏季・春季休暇を利用した海外短期語学セミナーを実施している（「学生便覧」（資料1-5 P.30、43）参照）。海外短期語学セミナー参加学生の学修成果についても、関連規程に基づき単位認定を行っている。

学外での履修機会を広げ、学生の学習意欲を高めるために、愛知県内の51大学（愛知学長懇話会加盟大学）と単位互換に関する包括協定を締結するとともに、豊橋創造大学短期大学部とも協定を締結し、単位互換制度を継続している。また、併設する愛知大学との単位互換科目の単位認定も行っており、主に、卒業後、愛知大学7学部への編入学を希望する学生に開放科目の積極的履修を指導している。これらについては、「学生便覧」（資料1-5 P. 29、30、33）にその内容を記載し、学生に周知している。

（6）成績評価を踏まえた学習意欲向上の取組み

成績優秀者「学業奨励学生」（在学中の成績優秀者から選定）の表彰は、「愛知大学及び愛知大学短期大学部の学業奨励学生に関する規程」（資料4-30）に基づき、前年度の成績評価から平均点を算出して「学業奨励学生」を選定している。

（7）成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

成績評価及び単位認定に関わるルールとしては、本学では前述の通り学則第12条、第13条の2、第19条、第20条、第21条のほか、短期大学部の試験及び成績評価に関する規程があげられる。これらの設定と全学内部質保証推進組織との直接の関係はないが、これらの条文及び規程の改正手続きでは、短期大学部教授会、常任理事会、学内理事会（必

要に応じて事前に教学委員会)の議を経た後、大学の教学に関する最終的な審議機関と位置付けている大学評議会で審議されており、適切に手続きを行っている。

具体的には、本学独自の「卒業再試験制度」については、2022年度をもって廃止することとし、関係会議の審議を経て学長が決定している。(資料 4-31) これは、併設大学と兼務する教員の成績評価に係る日程等についての誤認を防ぐとともに、より一層の成績評価基準の厳格化を図ることを目的としている。

(8) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 感染拡大防止に伴う対応

2020年度においては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大防止を目的として春学期の全授業科目を遠隔(オンライン)による授業実施とした。政府による緊急事態宣言を踏まえ、春学期の開講を当初の4月8日から5月11日に変更したことに伴い大学暦を変更し、遠隔授業日12回及び補講3回(遠隔)と定め、対面での学期末定期試験(筆記試験及び単位レポート提出)を中止して全ての科目を平常点評価に変更した。あわせてシラバスの記載内容(授業形態、内容・スケジュール、学外授業、成績評価の方法と基準、定期試験期間中の試験実施方法)を修正するよう、春学期の授業科目を担当する全教員に依頼し修正した。また、「Moodle」の各授業科目コース上にも詳細な授業の実施概要(試験実施及び成績評価方法含む)を記載することにより、当初のシラバス記載事項からの変更を遺漏なく学生に周知し、問題なく成績評価を行うことができた。秋学期も春学期同様に感染拡大防止の観点から対面での学期末定期試験(筆記試験及び単位レポート提出)を中止して全ての科目を平常点評価に変更した。春学期同様に適切な成績評価に努めるとともに、シラバス上で成績評価の方法と基準にその旨を記載することで学生に明示している。

2021年度以降は、予め活動制限指針レベル(資料4-18)に応じて、科目ごとに対面での定期試験実施可否を定め、結果、いずれの学期においても対面での定期試験を実施している。なお、定期試験期間中に新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者となった学生に対しては、2021年度は「定期試験にかわる課題(又はレポート、試験)」を課し、2022年度は追試験対象とする措置を講じた。

2. 学位授与を適切に行うための措置

本学では学位に関して、学則のほか、「愛知大学短期大学部学位規程」(以下、「学位規程」)の諸規程がある(資料4-32)。

(1) 学位授与の要件の明示

学則第21条第1項(卒業及び学位)で「本短期大学部に2年以上在学し、所定の授業科目を履修して、第13条所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て、卒業を認定する。」とし、同第2項で「卒業を認定した者には、愛知大学短期大学部学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。」と規定するとともに、学位規程第5条(学位授与の要件及び決定)第1項から第3項においても「短期大学士の学位は、短期大学部において卒業の資格を認定された者に授与する。」、「短期大学部長は、教授会を招集し、卒業の資格を審議する。」、「学長は、前項の審議結果を踏まえ、学位を授与すべき者に学位

記（様式第1）の授与を決定する。」と規定している。また、授与する学位に付記する専攻分野の名称については、学則第21条（卒業及び学位）第3項に明示している。

学則には「卒業要件」が定められ（資料1-2）、「学生便覧」（資料1-5）には学則及び学位規程を掲載するとともに、履修規程（資料4-3）もあわせて掲載し、さらに「卒業に必要な単位数」のページを設けている。このように、学生は「学生便覧」（資料1-5）を通じて卒業の要件等をあらかじめ知ることができる。前述の通り、卒業要件については学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）でも明示している。

（2）学位授与に係る責任体制及び手続の明示

実際の卒業判定の手続きについては、学位規程第5条（学位授与の要件及び決定）第1～3項で「短期大学士の学位は、短期大学部において卒業の資格を認定された者に授与する。」、「短期大学部長は、教授会を招集し、卒業の資格を審議する。」、「学長は、前項の審議結果を踏まえ、学位を授与すべき者に学位記（様式第1）の授与を決定する。」と規定されている。「学生便覧」（資料1-5）に学位規程を掲載することにより、学生に対して学位授与に係る責任体制及び手続を明示している。また、短期大学部教授会規程（以下「教授会規程」）第5条（審議事項）第1項において「教授会は、教育研究に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。」とし、同項第3号に「学生の入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項」を規定し、卒業に関する事項を教授会で審議し、学長が決定する手続きを明確にしている（資料4-33）。

（3）適切な学位授与

前述の学位規程第5条に従い、学則第21条（卒業及び単位）を満たすか否かを短期大学部教授会で審議している。手順としては、教学主任が事務局（教務課）の作成した資料に基づいて学生がそれぞれ科目区分ごとに卒業に必要な単位を取得しているかを確認した後、教授会に卒業判定案が諮られ、卒業の資格を審議し、合否を判断することになっている。このプロセスは厳格に行われている。

（4）学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

学位授与に関わる全学的なルールは前述の学則及び学位規程並びに教授会規程に規定の通りである。

ルールの設定等に全学内部質保証推進組織は直接的な関わりはないが、学則及び学位規程並びに教授会規程の変更及び改正に際しては短期大学部教授会、常任理事会及び学内理事会の議を経た後、大学の教学に関する最終的な審議機関と位置付けている大学評議会で審議されており、適切に手続きを行っている。

点検評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1 : 分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得を適切に把握できるもの。）

評価の視点 2 : 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

『学習成果の測定方法例』

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先、進学先への意見聴取

評価の視点 3 : 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

1. 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

(1) 学習成果を測定するための指標の設定

短期大学士課程において、短期大学部が学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で定めている教育目標を達成した結果が学習成果であり、短期大学部が定める教育目標が達成されたかは卒業の認定（学位の授与）により測ることができる。短期大学部において、学生が身につけるべき能力等を修得し、卒業に必要な単位数を修得した場合に学位を授与することを明記しており、これに基づいて適切に学位を授与している。

学習成果の結果は卒業の認定（学位の授与）に集約されると言い換えることができるが、それによって教育目標とカリキュラムの適切性の検討や個々の教育目標の達成具合の測定が不要になる、ということではない。そのため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した学生の学習成果を把握し、さらに検証・評価を行うべく、2020年度第4回自己点検・内部質保証委員会（2020年6月18日開催）において、「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」（資料4-34）を踏まえて学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す「資質、能力及び知識」の達成状況を検証・評価する際に用いる指針の設定を検討するよう教授会に要請し、それを踏まえ、短期大学部教授会にて一定の検討がなされた（資料4-35）。その後、教授会で検討された指標に応じ、具体的なデータを用いて検証・評価を行うこととなった。

検証・評価で用いる具体的な指標としては、修得単位数（入学年度ごと）、成績分布（当該年度の全科目平均）、留年率・退学率（入学年度ごと）、学修成果アンケート等を利用することとしている。

(2) 学習成果の把握及び評価の取組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

前述の学習成果の達成状況の検証・把握に関しては、自己点検・内部質保証委員会を中心となって全学的な取組みを進めている。2019年度までは学生の主観的評価（間接評価）として「学修成果アンケート」を実施して学修成果を測る取組みを進めていたが、2019年度中に「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」（資料4-34）を策定し、2020年度より、同方針を踏まえて学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で示す学習成果の達成

状況を測る取組みを開始した。本学を含む愛知大学全体での検討状況を自己点検・内部質保証委員会で集約し情報共有することで取組みの活性化に努めている。学習成果の達成状況の検証・評価はまだ緒に就いたばかりであるが、取組みの成果を共有し、問題点や課題を把握し、さらに改善を行っていく中で、本学の特色や独自性を踏まえた、本学にとってふさわしい学習成果の検証・把握の仕組みの整備に努めている。

2. 学習成果を把握及び評価するための方法の開発

学生の主観的な評価（間接評価）を測定する代表的な取組みとして、自己点検・内部質保証委員会が主導して、「学修成果アンケート」を実施している（資料4-36）。卒業を迎えた学生に対し、大学生活を振り返る機会を設け、教育目標に準じた設問を用意してアンケートを行い、その結果を検証し、改善していくことを目的としている。2013年度の開始以降、本アンケートは毎年度実施され、2022年度で10回目を迎えた。アンケート集計結果は、「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」（資料4-34）に基づき、「教育研究上の目的」や学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の到達具合を測るために評価指標として活用することとしている。回答された集計結果は、自己点検・内部質保証委員会で確認し、本学を含む愛知大学全体のカリキュラムの見直しに反映するよう努めている。また、同委員会でアンケート結果（資料1-18）を共有し（資料4-37）、短期大学部教授会にも報告を行うことで、教授会としての評価を行うとともに、教授会においても教育目標の達成度合を確認し、さらに向上させるべく、カリキュラムの見直しに利用している。

具体的には、コロナ禍の影響など年度によって変動はあるものの「チームで協力する力」「人とコミュニケーションできる個性や能力」に否定的な傾向がみられることから、卒業研究ゼミなど、少人数教育の取組みを継続強化するとともに、ゼミ選択方法について、引き続き検討改善をすすめることが確認されている。一方で「外国語の授業を通して異文化理解」「情報処理技術」について肯定的意見があることから、次期カリキュラムの中ではさらに発展させるカリキュラムや授業内容を工夫することとしている。（資料4-38）（資料4-39）

また、短期大学部教授会で確認された課題に対する対応の検討案は、改めて自己点検・内部質保証委員会にフィードバックされ、取組内容の共有及び事例紹介がなされている（資料4-40）（資料4-41）。

加えて、2023年度から「アセスメントテスト」を実施し、コンピテンシーの把握と、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した学生の学習成果と関連させた検証評価を行うよう、検討を進めている。

学習成果の検証・評価の指標に採用している学籍や履修、成績などの教務データは、従来は「LiveCampus」の利用権限を教務関係課室に限定するなどにしていたが、データ利用の要望が拡大したことや、学習成果の検証・評価には一定のスピード感をもって対応する必要があることから、主にデータ出力機能の利用権限を必要に応じて緩和するなどして、データ利用の汎用性を高めている。ただし、全学的なIR機能を有した統合システムが未導入のため、手作業でデータを集約・集計・分析する必要があることが課題である。

点検評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

- ・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

教育課程にかかわる取組みについては、第2章「内部質保証」「点検・評価項目③」「2.自己点検・評価活動について」で述べた本学の自己点検・評価活動のうち、「事業計画・事業報告」及び「学部・研究科の自己点検・評価」の中で、点検・評価している。また、事務局からの視点として、「課室別目標管理」においても、点検・評価を実施している。

これら以外にも、常任理事会のもとに設けられた短大将来計画検討プロジェクトで、検討が重ねられてきた。その中で、学生の実態に合わせたカリキュラムの改訂と、人事計画などの概要を取りまとめている（資料1-10）（資料4-42）。これらを受けて、学生生活やカリキュラム全般について、在学生アンケートを実施した（資料4-43）。入学動機や男女共学、編入学や就職に関わる能力や学習などについて学生たちの意識を把握する努力をしている。これらからは、本学の特徴などを再確認するとともに、併設大学との科目相互乗り入れなど男女共学への抵抗感の薄さなどを確認することができた。必要な能力として「会話力」「一般常識」「文章力」などがあげられることから、次期カリキュラムでは、さらに補強・改善する検討を進めている（資料4-44）。

また、教育課程を構成する科目単位での点検・評価として、シラバス作成後の「シラバス点検」があげられる。シラバスに記載する各科目の到達目標は、カリキュラム・マップで定められた内容に即し設定することをシラバス作成要領において全教員に求めている（資料4-4）。作成されたシラバスは、本学を含む愛知大学全体で共通のシラバス点検に関する基本方針（資料4-45）に基づいて組織的に行われる教員の相互チェックを経て、「LiveCampus」で学生に公開している。シラバスは各学期履修登録前に公開され、教員と学生が当該科目の内容や到達目標、成績評価について認識を共有するよう努めている。これらを踏まえ、毎学期末に実施する授業評価アンケートでは、当該科目が「シラバスに基づいて行われたか」「授業の教材や資料が内容理解に役立ったか」「シラバスに記載された到達目標を達成できたか」等、教育課程の内容や方法の適切性、学習成果について問う質問を設けている。過去2年間（2022年春学期、2021年秋学期）のアンケート結果によれば、教材や資料の適切度の平均値は5段階評価で4.4以上の評価を、履修して良かったかについては同様に4.3以上の評価をそれぞれ得ており、全項目で併設大学の平均を上回っている。コロナ禍以前の2019年度以前においても、教材・資料適切度は4.3以上、授業満足度も4.4以上となっている。（学生による授業評価アンケート集計結果：（資料4-46【ウェブ】））

現在のカリキュラムに対する総括としては、多様な語学や情報系科目などで、学びの多様性と機会を保証できていること、正課内外で医療事務資格などの取得支援を充実させている点などが評価できる。一方で非常勤教員への依存度が高いこと、卒業研究ゼミでの履修人数の偏りなど、改善すべき点も多い。このため、短期大学部教授会で検討を重ね、カリキュラムの改訂検討を行っている（資料4-44）。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

科目単位について、授業評価アンケートの結果は、学習・教育支援センター委員会において毎年度確認している。また、各教員は、授業評価アンケートの結果を毎学期受領し、その結果に対する分析及び評価、今後の改善点について指定様式に記載し、学習・教育支援センター委員会に提出することとしており、それらは、学生に対しても公表されている。

（2）長所・特色

本学では、特定の分野に限定せず、学生のニーズに合わせて柔軟に対応した多彩な授業科目に触れる中で徐々に自分の将来を決定していく自立した女性の養成をめざしている。その実現のために、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）を定め、カリキュラムを作成している。具体的には、全員に共通する科目「ベーシックフィールド科目」と専門の科目「セレクトフィールド科目」を設け、さらにベーシックフィールド科目の中に「ゼミナールエリア」「基幹エリア」「教養エリア」及び「外国語エリア」の4つのエリアを、セレクトフィールド科目の中に「日本文化エリア」「英語コミュニケーションエリア」「オフィスエリア」「情報エリア」及び「心理・社会エリア」の5つのエリアを設け、エリアには主として担当する専任教員を配置している。2年間を通じて体系的な学びとなるよう、それぞれのエリアに科目を配置している。

2020年度、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大防止を目的とした全科目の遠隔（オンライン）授業実施については、本学としては過去に例を見ない緊急的な対応となつたが、学生の学びを止めてはならないという使命をもって本学を含む愛知大学全体で取り組んできた。「遠隔授業実施ワーキンググループ」（資料2-15）を組織し、ICT技術に明るい職員を機動的に配置して、非常勤教員も含め教員・学生へのサポートをしっかりと行った。その結果、大きな問題もなく春学期の授業を実施することができ、成績評価まで行うことができた。春学期末に全学生・春学期担当全教員に向けて実施したアンケートでは、遠隔（オンライン）授業に対し肯定と否定のいずれの意見も寄せられ、新たな課題を見出すとともに従来の対面授業では想定しえなかつた新たなメリットもあることが判明した。これらのアンケートを踏まえ、秋学期は感染状況の拡大・縮小のいずれにも対応できるよう準備を進めた。様々な理由で対面授業に出席できない学生への対応として「授業中継システム」を短期間で導入するなど、全ての学生の学びを止めない姿勢で取り組み、2020年10月時点では滞りなく対面と遠隔（オンライン）の授業が混在する形で順調に授業が進められている。これも本学を含む愛知大学の教職員と学生の努力の賜物であり、長所として判断してよい事項と考える。2021年度はゼミなど演習科目を中心に8割程度、2022年度はほぼすべての授業で対面授業を行っている。

（3）問題点

本学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）には、「教育課程の編成」に関する基本的な考え方記載されているものの、「教育課程の実施」に関する基本的な考え方十分に記載されておらず、課題となっている。この課題は、第3期認証評価において、学士課程・修士課程等に対して指摘されたものであるが、本学は併設する愛知大学と一体となって教育活動を行っていることから、本学でも本指摘を踏まえた見直し・点検を行っている。2022年11月現在、自己点検・内部質保証委員会から学務委員会、各教授会、大学院委員会及び各研究科委員会に依頼し、3つのポリシーの見直し・点検が行われている。この中で、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、「教育課程の実施」に関する基本的な考え方を示すことができるよう、見直し・点検を進めているところである。

この他には、非常勤教員の多さ（全164クラス中85クラス）もあり、時間割編成等にも無理が生じていること、学習単位であるユニットや、語学科目の週2コマ履修も十分には実現できていない点なども課題として認識しており、改善が必要である。

（4）全体のまとめ

本学は、「教育研究上の目的」の実現に向けて、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、公表している。上記のポリシーに基づき、順次性に配慮しながら短期大学士課程にふさわしい教育課程を体系的に編成し、教育・学修効果を高める取組みを講じるとともに、厳格な成績評価に基づき学位授与を適切に行っている。学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に明示した学修成果については、卒業要件単位数の修得により総合的に達成したと判断している。これに加え、本学では、自己点検・内部質保証委員会が主導して、卒業年次生を対象に学修成果アンケートを実施している。このアンケートの目的は、教育目標とカリキュラムの適切性の検討や個々の教育目標の達成具合を多面的に測定し評価することである。また、卒業年次生にとっては、大学生活を振り返る機会になっている。回答された集計結果は、自己点検・内部質保証委員会で分析し、本学を含む愛知大学全体のカリキュラムの見直しや中期計画の策定に反映するよう努めている。また、同委員会でアンケート結果を共有し、教授会にも報告を行うことで、教授会としての評価を行うとともに、教授会においても教育目標の達成度合を確認し、さらに向上させるべく、カリキュラムの見直しに利用している。これに加えて、2020年度第6回自己点検・内部質保証委員会（2020年9月24日開催）において、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に明示した学修成果を測定する直接及び間接的指標を設定し、具体的なデータを用いて測定する取組みを開始している。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止を目的とした教育環境の急激な変化にも可能な限り対応し、教育の質を確保しつつも、大学の使命である学生の学びを止めることなく実施できている。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

1. 学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

本学では、3つのポリシー（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー））を策定し、自己点検・評価活動としてポリシーの内容を適宜点検し、必要に応じて修正を行い、都度学内外に周知及び公表している（資料2-4【ウェブ】）。

近年では、2019年10月～2020年4月に、自己点検・内部質保証委員会及び入学試験委員会を経て2021年度以降の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の点検・見直しを行い、現在に至っている（資料5-1）。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の公表については、公式ホームページへの掲載（資料2-4【ウェブ】）、大学案内（資料1-4【ウェブ】P.156～158）及び各種入学試験募集要項（資料5-2 P.2）への掲載、オープンキャンパスや高等学校教員向け入試説明会での告知等をより広く行い、求める学生像、習得しておくべき知識等の内容・水準を明示して入学者選抜試験を実施している。また、オープンキャンパスや進学相談会等では、各種入学試験過去問題集の配布を行っており、インターネット等の資料請求システムによる請求者にも無料で配布している。これらにより、求められる学力について広く周知をしている。

2. 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、判定方法

本学は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、入学者に対して、高等学校卒業までにさまざまな科目を広く学び基礎学力を身につけていることを求め、次のような学生像を示し、広く門戸を開放している。

- (1) 豊かな教養を求め、自國のことばや文化に関心の高い人。
- (2) 英語をはじめとする外国語の習得に強い意欲をもち、異文化理解に興味のある人。
- (3) 社会人・職業人になることの意味を積極的に考え、それに向かって努力できる人。
- (4) 人と人、人と社会の関係などに問題意識をもち、自ら成長したいと思っている人。
- (5) 高校時代までにサークル活動、ボランティア活動等に熱中したことがあり、その経験を語れる人。

一般選抜においては、外国語及び国語を基本とする2科目以上の試験を課し、基礎学力

を身につけているか測定している。一般選別以外のいずれの入試においても基礎学力を有することを求めており、それに加え、学校推薦型選抜に関しては、豊かな経験を持つ学生に門戸を開いており、調査書、筆記試験（外国語または国語）、面接により、選抜を行っている。キャリアデザイン特別入試においては、キャリア形成のための取組み、働くことの意味やその目的など、あわせて論理的思考力、的確な主張、文章の表現力などを問うため、小論文を課しており、それに加えて、調査書、面接・志望理由書により、総合的に選抜を行っている。社会人入試においては、社会人としての豊かな経験に基づく学習意欲を求めており、出願書類、小論文、面接を総合して選抜を行っている。外国人留学生入試においては、日本語による会話・コミュニケーション能力を重視して選抜を行っている。

点検評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

- | |
|--|
| 評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 |
| 評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供 |
| 評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 |
| 評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施 |
| 評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 |

本学では、次のような入学試験を実施している。

一般選抜	短大前期入試 A、短大前期入試 B、短大 M 方式入試、短大共通テストプラス方式入試、短大共通テスト利用入試（前期）、短大後期入試、短大共通テスト利用入試（後期）
学校推薦型選抜	公募制推薦入試（短大一般推薦（専願制・併願制）） 指定校制推薦入試
総合型選抜	短期大学部キャリアデザイン特別入試、短大海外帰国生選抜入試、短大社会人入試、外国人留学生入試

本学では、入学者選抜を適切に実施するため、併設する愛知大学と一体となって取組みを行っている。入学者の確保及び入学志願者の開拓のため、学生募集及び入学試験全般に関する企画・戦略を策定することを目的とした「入学試験戦略委員会規程」（資料 5-3）と、学生募集活動及び入学試験の実施にあたることを目的とした「入学試験委員会規程」（資料 5-4）を定めている。入学試験戦略委員会は、学長・理事長を委員長とし、入学試験委員会委員長を副委員長、副学長、入学試験委員会副委員長及び事務局長を委員として組織しており、幹事として企画部長、教務事務部長、入試課長及び広報課長をあてている。入学試験委員会は、学長が委嘱する委員長及び副委員長と、短期大学部教授会及び愛知大学の各学部教授会から選出された委員 8 名で組織しており、企画部長及び入試課長を幹事として

いる。

学生募集については、入学試験戦略委員会、入学試験委員会、常任理事会、学内理事会で審議・決定の上、実施している。

学生募集の具体的な活動としては、①入試説明会、②高等学校での説明会、大学見学会、大学展（愛知県私大広報委員会主催）・進学相談会、③高等学校への訪問、④オープンキャンパス、⑤高等学校等での模擬授業、⑥各種入試広報媒体への参画等があげられる。こうした活動において、受験生が安心して受験できるように、情報開示、説明責任を学生募集活動の基本と考えており、入試における公平性・透明性・客観性を示し、各ステークホルダーとの信頼関係を構築することを目的としている。各種入試における合格最低点（合格最低得点率）や合格者数を入試ガイド・募集要項等にて明示・公開することで、本学入試における公平性、透明性、客観性を保持している（資料 5-5【ウェブ】）（資料 5-6【ウェブ】）。学納金及び奨学金の情報は、大学案内や受験生向けサイトを通じ、入学金、授業料、教育充実費、その他実習費等を詳細に記載している（資料 1-4【ウェブ】 P. 153～P. 155）（資料 5-7【ウェブ】）（資料 5-8【ウェブ】）。また経済的な支援として、各種奨学金制度について、案内チラシの作成、受験生向けサイトによって広く情報提供を行っている。

入学者選抜については、日程等を含めた実施内容を入試課にて検証し、公正かつ適切に学生募集を行うべく次年度の計画等を作成し、入学試験戦略委員会、教授会、常任理事会、学内理事会に提案、審議、決定の上、実施している。10月に実施する総合型選抜、11月に実施する学校推薦型選抜（指定校推薦と公募制推薦）は、本学豊橋校舎で実施しているが、一般選抜においては、受験生の利便性に配慮し、地方試験会場を設け、受験生における経済的、精神的負担の軽減に努めている。障がいのある学生に対しては、各種入学試験募集要項（資料 5-2 P. 11）に、受験及び修学上、特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ち問い合わせる旨を記載し、個別状況を把握した上で、大学入試共通テスト試験特別措置の事例等を参考しながら、別室受験等の必要な措置を講じている。2021年度入学者選抜からは、新型コロナウィルス感染症（COVID-19）感染拡大防止のため、試験室の収容者数、地方試験会場の拡充に加え、会場入り口には、手指消毒のための消毒液を設置する等、感染防止対策を十分に講じて入学者選抜を実施している。

また、入試の実施に際しては、各入試の実施要領を作成し、入試実施体制や不測の事態における対応を確認の上、志願者数に応じた適切な人員を配置し、試験を実施している。入試問題については、入学試験問題の作成、校閲及び管理のために入試問題委員会（資料 5-9）を設置しており、毎年度計画的な作問を行っている。複数回にわたる複数人数による入念なる事前内部チェックと、入試実施前後に実施する外部チェックの二重のチェック体制により、出題ミス等による受験生への影響を未然に防止するよう努めている。

合格者の判定については、厳正な採点に基づき、入学試験戦略委員会で合格判定原案を作成し、短期大学部合格者判定委員会（資料 5-10）において公平かつ客観的に判定を行っている。合格者判定委員会は、学長（議長）、副学長、短期大学部長、事務局長、短期大学部代表者 1 名で組織している。なお、本学では、志願者数、合格者数、競争倍率、合格最低点等のデータを積極的に情報公表し、成績開示制度も設けている。2019年度入学試験からは、一般選抜の解答例を受験生向けサイトにて一定期間公表し、入学試験の一層の透明性を確保している（資料 5-11）。

点検評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点　：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

本学は、2005年4月に組織再編を行い、それまで設置していた「言語文化学科」、「現代生活学科」を廃止するとともに、新たに「ライフデザイン総合学科」を設置し、1学科・入学定員200名（収容定員400名）体制へと移行した。その後、2012年には、文部科学省へ入学定員を減ずる届出を行い、1学科・入学定員100名（収容定員200名）の体制となり、現在に至っている。

学生の受け入れについては、収容定員に対する在籍学生数も考慮に入れて、各年度の入学予定者数を大学評議会で決定し、それを基に入学試験戦略委員会で合格判定原案を作成し、短期大学部合格者判定委員会で決定している。

本学の入学定員（100名）に対して、この5年間の入学者数と入学定員充足率は、2018年度から2022年度まで順に、116名（1.16）、124名（1.24）、119名（1.19）、86名（0.86）、69名（0.69）、平均103名（1.03）となっている。また、収容定員は200名であり、2022年度の在籍学生数は156名、収容定員充足率は0.78となっている。この5年間の平均入学定員充足率でみれば、適正な数字であると言えるが、直近2か年の入学者数の減少は顕著である。2022年の収容定員充足率は、0.78まで下降しており、大きな課題として認識している。

上記については、以前から課題として意識しており、「第5次基本構想」においては、「5. 学生受入」の項目において、「(1) ③短期大学部の入学定員規模は維持し、4年制大学併設等の環境を活かした教育を展開する。」としていた。2022年6月には、「短大将来計画」（資料1-10）として、その方向性を取りまとめたため、今後、具体的に検討を進めいくことになる。

**点検評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生募集活動及び入学者選抜については、本学と併設する愛知大学が一体となって検証を行っており、毎年度、入試が終了した時点で学生募集活動と入学者選抜の両面から、実績、課題、問題点等を検証した結果を「入試総括」（資料5-12）、「入学試験集計資料」（資料5-13）として取りまとめている。入試課にて、出願状況から志願者の動向、特徴等を分析し、入学試験戦略委員会、常任理事会、学内理事会で審議の上、教授会、合同課長会議、

入学試験委員会にて報告を行い、全学に周知し情報を共有する体制を確立し、併せて次年度以降の入試制度改革の検討材料として活用している。

特に、本学の定員管理に関する課題については、「第5次基本構想」の中で課題として取り上げており、また、「第5次基本構想」に連動した「事業計画・事業報告」の中でも取り上げ、毎年度、点検・評価を行っている。点検評価項目③の中で記載したとおり、2022年6月に、「短大将来計画」（資料1-10）として、その方向性を取りまとめたため、今後、具体的に検討を進めていくことになるが、その進捗については、「事業計画・事業報告」の中で、点検・評価していくこととした。

（2）長所・特色

入学者選抜に関わる組織が、学長のリーダーシップの下、教育職員、事務職員の協働により運営されているため、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に定める学生像の具現化、高等学校から高等教育へつながる高大接続を意識した入試制度改革につき、学内の意思決定が迅速に行われている。

入試広報活動に関わっては、豊橋校舎に設置されている愛知大学の文学部・地域政策学部と本学が共同で、2022年度に独自のキャンパス情報誌「toyo can」（資料5-14）を作成した。各学部・短大の特徴を広報するばかりでなく、学生による地域連携活動など学部横断的な取り組みも紹介することで、豊橋校舎一体となった魅力を発信し、愛知県内の高校生はもちろんのこと、隣接する静岡県内の高校生に向けて本学をPRする試みを行っている。直近2か年の入学者減少にあっても、静岡県方面からの入学者は比較的堅調であり、こうした地域性を意識した広報活動は、今後も継続して行く必要がある。

（3）問題点

この5年間の平均入学定員充足率でみれば、1.03であり、適正な数字であると言えるが、直近2か年の入学者数の減少は顕著であり、2022年の収容定員充足率は、0.78まで下降している。この課題に対応するべく、2022年6月には、「短大将来計画」（資料1-10）として、その方向性を取りまとめたため、今後、具体的に検討を進めていくことになる。

（4）全体のまとめ

本学は、「教育研究上の目的」の実現に向けて、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を策定・公表している。学生の受け入れについては、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正性、透明性、客観性を担保している。

入学者に対しては、高等学校卒業までにさまざまな科目を広く学び基礎学力を身に付けていることを求めている。一般選抜においては、外国語及び国語を基本とする2科目以上の試験を課し、基礎学力を身に付けているかを測定している。学校推薦型選抜に関しては、豊かな経験を持つ学生に門戸を開いており、調査書、筆記試験（外国語または国語）、面接により、選抜を行っている。キャリアデザイン特別入試においては、キャリア形成のための取組み、働くことの意味やその目的など、あわせて論理的思考力、的確な主張、文章の表現力などを問うため、小論文を課しており、それに加えて、調査書、面接・志望理由書

により、総合的に判定を行っている。社会人入試においては、社会人としての豊かな経験に基づく学習意欲を求めており、出願書類、小論文、面接を総合して判定を行っている。外国人留学生入試においては、日本語による会話・コミュニケーション能力を重視して選抜を行っている。

定員管理という点では、この5年間の平均入学定員超過率でみれば、1.03であり、適正な数字と言えるが、直近2か年の入学者数の減少は顕著であり、2022年の収容定員充足率は、0.78まで下降している。大きな課題であると認識しており、2022年6月に、「短大将来計画」(資料1-10)として、その方向性を取りまとめたため、今後、更に具体的に検討を進めていきたい。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検評価項目①：短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学として求める教員像の設定

- ・各学科・専攻科で求める専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、併設する愛知大学と一本化し、「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針に関する方針」を定めている。2011年度第13回学内理事会（2011年12月5日開催）において、「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針に関する方針」（以下、「教員・教員組織方針」）を策定し、その後も、定期的に見直しや確認がなされ、2022年度第7回自己点検・内部質保証委員会（2022年11月14日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この「教員・教員組織方針」は、策定段階で短期大学部教授会、併設する愛知大学の各学部の教授会及び関係委員会並びに事務局各課室に照会・配付し意見を求めているほか、公式ホームページ（資料6-1【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

また、上記の「教員・教員組織方針」を前提として、別途、短期大学部としての「教員組織の編制方針」も定めている（資料6-2）。

大学として求める教員像として、「教員・教員組織方針」の中で「本学として求める教員像は、これらの「教育研究上の目的」及び3つのポリシーについての十分な理解、優れた教育力と研究力、豊かな人間性、を兼ね備えた人材である。」と示している。また、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」第3条、第4条及び第5条において、それぞれ教授、准教授、助教の採用及び昇格の基準を定め、本学において教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有するものを選任することにしている。また、専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等は、具体的な採用人事手続きの中で、教員の採用を必要とする学部・学科によって作成される「教員配置要望書」に募集する研究分野や担当科目に応じて求められる教育上の能力や業績を記載している。実際の採用人事を進める中で、応募者に対してこれらの能力や業績を確認し、適切な人材を採用するよう努めている。

「教員・教員組織方針」で示された専任教員数を踏まえ、採用できる教員数の範囲内で、短期大学部の「教育研究上の目的」を実現するためのカリキュラムを維持できるよう、各分野の教員をバランス良く確保することに努めている。

学則（資料1-2）に基づき、教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明

確にしている。

学則第9条に基づき、専任教員で組織する教授会を置いており、同第10条において、「教授会は、教育研究に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。」と定められている。これにより短期大学部教授会における責任範囲は明確に示されていると言える。

- 1) 教育課程の編成並びに授業の計画及び実施に関する事項
- 2) 試験に関する事項
- 3) 学生の入学、退学、転学休学及び卒業に関する事項
- 4) 単位認定に関する事項
- 5) 学位の授与に関する事項
- 6) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- 7) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 8) 教育研究の質保証に係る自己点検・評価に関する事項
- 9) 法令並びに学校法人及び大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項

本学を含む愛知大学全体の連携体制に関わっては、教学及び経営に係る重要事項を審議する大学評議会に、職務上の委員のほか短期大学部教授会より選出された委員1名が加わって運営にあたっている。また、専門分野別の各種委員会活動に関わっては、教学委員会、学生部委員会、研究委員会、入学試験委員会、国際交流委員会、図書館委員会、ICT委員会、キャリア支援センター委員会、語学教育研究室運営委員会、一般教育研究室運営委員会、学習・教育支援センター委員会、ハラスメント防止人権委員会等において、短期大学部教授会より委員を選出して運営にあたっており、本学を含む愛知大学における組織的連携が構築されている。

点検評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：短期大学全体及び学科・専攻科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

1. 専任教員数、教員組織の編成に関する方針と教員配置

2022年5月1日現在の本学専任教員数は8名（実人数）である。

大学基礎データ（表1）に示す通り、これらの専任教員数は、短期大学設置基準に定められている必要な専任教員数を満たしており、また、必要とされる専任教員数の3割以上の教授が配置されている。

専任教員の配置は、上述の「教員・教員組織方針」に従つたものであり、適正な専任教員の配置がなされている。欠員が生ずることになれば、「教員・教員組織方針」に定めた基準数を超えない範囲で採用人事を行うことになる。定年退職者の後任補充の場合、機械的に前任者と同じ科目で募集するのではなく、カリキュラム上もっとも必要性が高い科目で募集するなど、常に時代の要請に応えるべく対応を心掛けている。本学では、まず学内の関係会議等にて研究領域ごとの教員の過不足状況や短期大学部の将来構想を踏まえ、採用すべき科目担当者を議論した上で、教授会で採用人事の実施を審議している。募集・選考の結果、「適格者なし」として採用が見送られることもあるが、直ちに再募集または別の形での採用人事を行っており、「教員・教員組織方針」に沿った教員数を確保するよう努めている。

2. 「教育研究上の目的」等に応じた教員の配置及び担当科目

本学において、教育上主要と認められる授業科目には、多くの場合専任教員を配置している。必修科目、選択必修科目における専任教員の配置状況は、大学基礎データ（表4）で示す通りであり、「教育研究上の目的」を達成するために適切な教員配置が行われている。

専任教員数は短期大学設置基準上最小限であるが、カリキュラム・ポリシーに示した各分野にバランスよく配置されている。また併設する大学との兼任教員のほか、実務経験を有する教員もあり、多様かつ質の高い教育を提供できている。

3. 授業担当負担及び年齢構成、国際性、男女比

教員の授業担当負担については、専任教員の責任授業時間を、教授・准教授は週5回、助教は週4回としている。上限については、特別の事情のない限り、併設する愛知大学を含め、週10回未満を原則としている。2021年度における専任教員一人当たりの年間担当コマ数の平均は5.03コマであり、授業負担への配慮がなされている。

2022年5月1日現在の専任教員の年齢構成は、大学基礎データ（表5）に示すとおりである。50歳代、60歳代の教員がそれぞれ50%の割合であり、その他の世代に専任教員が配置されていない現状である。学生定員規模を縮小してきた中、最低限の教員数で短期大学部の教育研究活動を行ってきた影響が表れていると考える。

国際性に関しては、専任教員8名の内、1名が外国人教員（外国籍教員）である。男女比については、専任教員8名の内、男性が5名、女性が3名となっている。

4. 教養教育の運営体制

本学では、所属する教員が専門科目と教養科目の両方を担当し、一体的に教授会において議論して運営している。2021年から教養教育を含む新しいカリキュラム編成に教授会を

中心に専任教員が全員で取り組んでいる。

点検評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集・採用・昇格は、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」（資料6-3）、「学部枠及び専門職大学院枠採用人事手続き取扱要領」（資料6-4）、「大学枠採用人事手続き取扱要領」（資料6-5）、「昇格人事手続き取扱要領」（資料6-6）に基づき実施している。

本学を含む愛知大学では「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」第7条に定める通り、専任教員を①学部枠、②専門職大学院枠、③大学枠、の3つに大別しており、この種別によって募集・採用・昇格の手続きが分けられている。

①学部枠とは、短期大学部や併設する愛知大学の各学部の「教育研究上の目的」を実現するために必要な教育職員の採用枠であり、その枠により採用される者及び既に採用されている者を学部枠教員という。②専門職大学院枠とは、併設する愛知大学専門職大学院の「教育研究上の目的」を実現するために必要な教育職員を採用するための採用枠であり、その枠により採用される者及び既に採用されている者を専門職大学院枠教員という。③大学枠とは、本学を含む愛知大学全体の「教育研究上の目的」を実現するために必要な教育職員の採用枠であり、その枠により採用される者及び既に採用されている者を大学枠教員という。具体的な分野としては、教職課程枠、司書課程枠、日本語教育枠、嘱託助教I（主に共通教育科目の外国語分野を担当）枠、文部科学省補助金事業推進枠、会計人養成枠が設けられている。大学枠教員の所属先学部は、学内理事会で審議、決定される。

学部枠教員を採用するためには、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」（資料6-3）に基づき、教授会が中心となって、募集・採用を行うことになる。採用人事を開始するためには、「教員配置要望書」を作成し、常任理事会、学内理事会、大学評議会の審議を経て、採用枠について学長の承認を得ることになる。採用枠が認められた後は、教授会の中に採用選考委員会を構成し、そこで選考した候補者について教授会が審議を行い、常任理事会、学内理事会、大学評議会の議を経て、最終的に学長が採用の決定を行うことになる。募集要項には、必要となる専門分野に関する能力を記すように努め、適切に採用している。

大学枠教員を採用するためには、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」（資料6-3）及び「大学枠採用人事手続き取扱要領」（資料6-5）に基づき、学内理事会や大学評議会が中心となって、募集・採用を行うことになる。大学枠教員を必要とする組織の代表者は「教員配置要望書」を作成し、常任理事会の議を経て、学内理事会に提案す

る。学内理事会が所属組織や採用方針等を決定の後、大学評議会の議を経て、学長の承認を得ることになる。採用枠が認められた後は、大学評議会の中に採用選考委員会を構成し、そこで選考した候補者について、常任理事会、学内理事会の議を経て、大学評議会が審議し、最終的に学長が採用の決定を行うことになる。

募集を行う際も、採用の決定を行う際も、必ず各段階の会議体を経ることになっており、募集要領、選考報告書、候補者の履歴書・教育研究業績書は、各会議体で配付・審議され、公平性・透明性が担保されたものとなっている。

教育職員の採用においては、面接審査を行うことになっており、その際、多くの場合において、模擬授業を課している。当然のことながら、平時であれば、対面にて上記審査を行うことになるが、2020年度以降においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の市中の感染状況を考慮して、面接審査や模擬授業を実施している。併設する愛知大学の例では、Web会議システムを活用したオンラインによる面接審査を実施した他、模擬授業は動画（オンデマンド）教材の提出を求めたケースもあった。

昇任（本学では「昇格」という）については、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」（資料6-3）及び「昇格人事手続き取扱要領」（資料6-6）に基づき、学部枠教員については教授会、大学枠教員については大学評議会が中心となって昇格審査を行う。昇格の基準に該当する者に対して、昇格審査についての意思確認を行い、昇格審査を希望した者がある場合、昇格審査委員会が構成されることになる。学部枠教員については、教授会のもとに昇格審査委員会が設置され、そこでの審査結果を踏まえ教授会で昇格の可否について審議を行い、最終的な昇格の決定は、学長が行う。大学枠教員については、大学評議会のもとに昇格審査委員会が設置され、そこでの審査結果を踏まえ、常任理事会、学内理事会を経て、大学評議会で昇格の可否について審議を行い、最終的な昇格の決定は、学長が行う。

昇格審査を行う際には、上記の通り必ず各段階の会議体を経ることになっており、また、審査対象者の「履歴書」、「教育研究業績書」、「教育活動・研究活動・大学運営協力・社会貢献活動に関する自己評価報告書」を各会議体で配付・審議しており、公平性・透明性が担保されたものとなっている。

点検評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

**評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施
評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用**

1. ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

本学では、愛知大学と一体となってファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を開催しており、2000年にFD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会を設置した。同委

員会は、大学の三大機能（教育、研究、地域貢献）のうちの二つである教育と研究の発展について検討を進め、関係する諸機関と協力して、特に教育機能の改善を推進することによって、本学を含む愛知大学全体の質的向上を図ることを目的とし、教員の資質向上を図ってきた。これを発展的解消する形で、2007 年に FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会を廃止し、学習・教育支援センター及び同委員会（資料 6-7【ウェブ】）を設置した。2011 年度初めに従前の取組みを踏まえて新たな基本方針「愛知大学 FD 基本方針（以下、「FD 基本方針」）」を策定し、現在はその「FD 基本方針」に沿って FD 活動を行っている。なお、当該「FD 基本方針」は公式ホームページにて公表している（資料 6-8【ウェブ】）。

同委員会では、様々な FD 活動を展開しているが、主なものとして、「学生による授業評価アンケート」（資料 6-9【ウェブ】）があげられる。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、本学では多くの科目が遠隔（オンライン）授業での実施となった。これまで併設する愛知大学と一体となって行ってきた「学生による授業評価アンケート」の設問は対面授業を想定されていることや、アンケートの実施及び回収についても対面で実施してきたことから、2020 年度から 2021 年度春学期の間、これまで行ってきた内容でのアンケートの実施を見合わせた。これとは別に、2021 年度春学期には、学生と教員を対象に「2021 年度春学期における授業実施に関するアンケート」（資料 6-10【ウェブ】）（資料 6-11【ウェブ】）を実施した（実施期間は 2021 年 7 月 12 日～8 月 1 日）。このアンケートは、2021 年度春学期に実施した授業について、授業を担当された先生方がどのように取り組んできたのか、どのような点が課題として残されているのか等を把握し、今後の本学授業運営に活かすことを目的として、実施した。アンケート結果は「LiveCampus」で学生と教員に対して公表した。なお、「2021 年度春学期における授業実施に関するアンケート」の回答率は、本学単独の集計で、学生については 49.76%、教員について 62.50% であった（資料 6-12）（資料 6-13）。

2021 年度秋学期においては、2019 年度まで実施してきた「学生による授業評価アンケート」を復活させた。2019 年度からの変更点として、アンケート用紙を配付し、記載してもらう方法から、WEB 上で回答してもらう方法に切り替えた。2021 年度秋学期に実施した「学生による授業評価アンケート」の実施率は、本学単独の集計で 53.98% であった（資料 6-14）。2022 年度についても、2021 年度秋学期に実施した方法にて、授業評価アンケートを継続している。

なお、授業評価アンケートについては、愛知大学においては専任教員が実施している授業評価アンケートは 1 科目であるが、本学においては、担当しているすべての科目（履修者少数の場合は除く）について実施している。

そのほかの取組みとしては、2003 年度から継続している授業改善研修制度があげられる。これは専任教職員が、個人レベルでの授業改善努力を支援する授業改善に資する研修（他大学開催の FD 講演会等）への参加助成を行う制度であり、具体的にはその参加費や交通費を助成するものである。これまで、本学を含む愛知大学全体で 200 名を超える教職員が参加し、その研修結果はホームページ（資料 6-15【ウェブ】）にて公表し、間接的に他の構成員との共有化を図っている。コロナ禍の影響を受け、年間の利用実績は、本学を含む愛知大学全体で、2020 年度は 0 件、2021 年度は 1 件のみであった。

加えて、大学教育問題全学講演会（4月）、FD フォーラム（10月）も2001年より継続して開催し、その時機に即したテーマを設定し、有識者の見解や理論を構成員で共有しつつ、自己の授業等に生かすことを継続的に意識づけている（資料 6-16【ウェブ】）（資料 6-17【ウェブ】）。

大学教育問題全学講演会は、2021年5月には、「学生の深い学びでどのように大学をリ・プランディングするか～アフターコロナに向けた授業と大学のデザイン～」をテーマとして開催された。本学を含む愛知大学全体で、111名の参加者があり、専任教員（特任等を含む）に対する参加率は49.31%であった。大学教育においてアクティブ・ラーニングの導入が推奨されている中、その理由と効果を学習研究の見地からもう一度考察するとともに、コロナ禍でのオンライン授業の経験を通じた新たな学生の深い学びを促す新たな授業デザインについて報告がなされた。2022年5月には、「学修成果の可視化ツールに関するモニタ実施結果の紹介」とのテーマのもとに開催され、約130名の教職員が参加した。愛知大学国際コミュニケーション学部と現代中国学部の事例紹介がなされ、学修成果可視化ツールによってどのような学修指導上の問題点が明らかになったか、今後の学修指導にどのように活用できるか、などについて、報告がなされた。

FD フォーラムについては、2021年度は開催を見送っているが、2022年11月には、「学修成果の可視化の意義とカリキュラムデザイン」をテーマとして、開催された。「学修者本位の教育の確立」にむけて、FD フォーラムを通じて学修成果の可視化とカリキュラムデザインの関係について考える機会とした。また愛知大学経済学部の「学修成果の可視化ツールに関するモニタ実施結果の紹介」についても、報告がなされた。

2. 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の活性化を図るため、その成果を公表する場として、研究業績データベースを設けて、毎年更新することとしている（資料 6-18【ウェブ】）。そこでは、以下の項目に分類して業績の公表を行っている。

- (1) 専門分野／研究テーマとその内容
- (2) 過去5年間に発表した著書・学術論文・学会報告
- (3) 教育活動
- (4) 社会貢献等（社会における主な活動）

また、顕著な研究業績をあげている教員の研究プロジェクトの最新情報や、学内の研究制度（特別研修、短期学術交流、出版助成、特別重点研究助成）利用による研究成果を、公式ホームページ（資料 6-19【ウェブ】）を通じて発信している。

昇格審査の際には、「教育活動・研究活動・大学運営協力・社会貢献活動に関する自己評価報告書」を提出することになっており、その点も含めて昇格の可否が決定されることになっている。

点検評価項目⑤：併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学の教員及び教員組織の関係を適切に保っているか

評価の視点1：短期大学と併設大学における各々の人員配置、人的交流の適切性

評価の視点2：併設大学における兼務の状況

学校法人愛知大学は、本学と愛知大学の2つの学校を設置している。本学と愛知大学は、学校種の違いから、別々の学校として位置づけられているが、実質的には、様々な場面で連携をとり、一体となって、教育研究活動を展開している。

例えば、本学の学長は、愛知大学の学長が兼務することになっており、副学長も愛知大学の副学長が兼務することになっている。

会議体では、本学を含む愛知大学全体の重要事項を審議する機関として、大学評議会が設置されているが、学長、副学長のほか、愛知大学の各学部長及び選出委員等が委員として参加している。短期大学部からは、短期大学部長、短期大学部選出委員も、委員として参画しており、大学及び短期大学部にわたる全学的な重要事項の意思決定に携わっている。大学評議会に限らず、教学委員会、学生部委員会、図書館委員会など専門分野ごとに委員会組織が設置されているが、各学部の選出委員と同様に、短期大学部からも委員を選出し、一体となって委員会の運営にあたっている。なお、教授会については、短期大学部教授会として独立して組織されており、短期大学部としての意思決定を行っている。

教育課程についても、相互に協力しながら、運営にあたっている。短期大学部の授業担当を愛知大学の専任教員が担っている科目もあれば、逆に短期大学部の専任教員が愛知大学で授業を担当している科目もある。2021年度の実績で、本学の専任教員5人が愛知大学の授業科目合計9科目を担当した。逆に、愛知大学の専任教員6人が本学の授業科目合計15科目を担当した。

研究所・センターの活動についても、同様である。大学・短期大学部のどちらの所属であるかに関係なく、各教員の専門分野に従って各研究所・センターに所属し、研究の深化に努めている。

以上のように、本学と愛知大学の間では、活発に人的交流が行われている。

点検評価項目⑥：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員・教員組織にかかる取組みについては、第2章「内部質保証」「点検・評価項目③」「2. 自己点検・評価活動について」で述べた本学の自己点検・評価活動のうち、「事業計画・事業報告」及び「学部・研究科の自己点検・評価」の中で点検・評価している。また、事務局からの視点として、「課室別目標管理」においても、点検・評価を実施している。

「第5次基本構想」では、「7. 持続的発展への経営」の中で、「(4) 教職員がやりがいを持ち、能力を活かし、活躍できるように、人事に関する施策を推進する。」としており、

取組内容としては、「⑤大学全体として教員の年齢、職位、人数、ST 比、人件費等を総合的に勘案した教育職員人事計画を策定する。」ことを掲げた。さらには、同じく「7. 持続的発展への経営」の中で、「(1) 教学組織、学生数、教職員数を見直し、少子化時代に対応した組織、体制を目指す。」としており、取組内容としては、「②18 歳人口の減少・政府の政策動向等大学を取り巻く環境変化、本学の経営見通し、他大学の状況等を多角的に検討の上、学生定員、教職員数、授業負担やその配分について柔軟に見直す。」ことを掲げた。

これらの課題を総合的に検討する組織として、常任理事会の下に経営戦略チームを発足させた。適正な学生規模とそれに相応しい教員組織のあり方を中心に、検討を重ねている。

(2) 長所・特色

本学では、教員の募集・採用・昇格を「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」(資料 6-3)、「学部枠及び専門職大学院枠採用人事手続き取扱要領」(資料 6-4)、「大学枠採用人事手続き取扱要領」(資料 6-5)、「昇格人事手続き取扱要領」(資料 6-6)に基づき、実施している。教員の募集・採用・昇格の仕組みが、十分に整備されており、長所・特色であると考える。

FD 活動については、上記「(1) 現状」に記載の通りであるが、他大学に先立って FD 活動を整えたことは長所であると考えている。

遠隔（オンライン）授業の実施にあたって、全学的な対応と学部単位での対応がそれぞれ効果的に実施され、授業の質を確保しつつ滞りなく授業を実施するよう努めており、長所と言える。

(3) 問題点

教育職員の年齢構成について、50 歳代、60 歳代の教員がそれぞれ 50% の割合であり、その他の世代に専任教員が配置されていない現状である。学生定員規模を縮小してきた中、最低限の教員数で短期大学部の教育研究活動を行ってきた影響が表れていると考える。

「教員・教員組織方針」には、本学として求める教員像のみを示している。専門分野に関する能力や教育に対する姿勢等は採用人事手続きの中で作成される「教員配置要望書」にのみ表現され、応募者に対しては採用審査の際に確認しているのみであるため、「教員・教員組織方針」に明記して周知する必要がある。

FD 活動については、授業評価アンケートがルーチンワーク化していることに加えて、アンケート結果に基づく組織的な改善が不十分である。

(4) 全体のまとめ

本学では、併設する愛知大学と一体となって「建学の精神」に基づく大学の目的を実現するために、「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」を定め、それに則した教員組織の編成に努めている。学則において、教育研究に係る責任の所在を明確にし、また、学内の連携体制に関わっては、大学評議会や専門分野別の各種委員会活動において、短期

大学部、併設する愛知大学の各学部より委員を選出して運営にあたっており、学内における組織的連携が構築されている。

教員の募集・採用・昇格は、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」、「学部枠及び専門職大学院枠採用人事手続き取扱要領」、「大学枠採用人事手続き取扱要領」、「昇格人事手続き取扱要領」に基づき実施している。

本学を含む愛知大学全体及び各学部・研究科等ごとの専任教員数に関しては、教育研究活動を開拓するために必要な教員数を確保するよう努めている。

FD活動については、「FD基本方針」に基づき、学習・教育支援センターを中心に組織的な取組みが実施されている。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点：短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示

本学では、併設する愛知大学と一本化し、「学生支援に関する方針」（以下、「学生支援方針」）を定めている。2011年度第13回学内理事会（2011年12月5日開催）において、「学生支援方針」を策定し、その後も、定期的に見直しや確認がなされ、2019年度第7回自己点検・内部質保証委員会（2020年1月16日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この「学生支援方針」は、策定段階で短期大学部教授会、併設する愛知大学の各学部の教授会、関係委員会並びに事務局各課室に照会・配付し意見を求めていたほか、公式ホームページ（資料7-1【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

点検評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備

- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学は、併設する愛知大学と一体となって、学生支援にかかる体制を整備している。事務局における学生支援としては、「愛知大学事務分掌規程」（資料7-2）に基づき、①履修指導及び支援を豊橋教務課が、②学生生活の指導及び支援を豊橋学生課が、③キャリア支援を豊橋キャリア支援課が、所管する体制としている。それぞれの課室が学生支援を適切に遂行しているが、単独の課室で処理できない問題は、関係課室が連携して対応することとしている。

委員会組織としては、学籍や履修、試験、成績など教学に関わる事項を教学委員会で、学生生活に関わる事項を学生部委員会で、キャリア支援に関わる事項をキャリア支援センター委員会でそれぞれ取り扱い、各委員会に構成員を選出し、愛知大学との連携を図っている。学生支援に関わる重要な事項は各委員会から大学評議会に上程され、検討される。

その他、学生の要望に対応した学生支援については、本学学生により組織されている「短大学友会」による交流支援活動がある。詳しくは、「3. 生活支援に関する取組み」「(ウ) 学生の交流機会の確保」で記述する。

1. 修学支援に関する取組み

（ア）修学支援体制の整備

修学支援に関する取組みは、豊橋教務課を中心に行われている。これに加えて、学生の学習活動や教員の教育活動の両面を支援する組織として「学習・教育支援センター」が設置されている。同センターは、「学習・教育支援センター規程」（資料7-3）第3条に定める通り、「学生の学習相談、学生への学修指導、正課外活動、授業補助、そのほか学習支援、FD（ファカルティ・ディベロップメント）」に関する諸活動を行う機能を有している。同センターは、同規程第4条に定める通り、副学長（教学担当）を所長とし、副所長2名（名古屋及び豊橋の各校舎の所員から1名）、所員（教学部長、本学及び併設する愛知大学の各学部より選出された各1名、教務事務部長をあて、学長が委嘱）、アドバイザー（本学及び愛知大学各学部教学主任、本学及び愛知大学各学部学生部委員会委員の中から1名ずつ、豊橋及び名古屋校舎の教務課長並びに学生課長）で構成される。所員及びアドバイザーを中心にして、学生に対する履修指導や学習上の相談に応じている（資料4-12【ウェブ】）。

学習相談及び履修指導は、従来は対面式で行い、直接学生と会ってコミュニケーションを取ることできめ細やかで適切な対応を行ってきたが、新型コロナウィルス感染症(COVID-

19) 感染拡大に伴い、2020年度以降、学生指導の形式・方法等を多様化させてきた。すなわち、2020年度春学期の全授業が遠隔（オンライン）授業となったことや、大学構内への入構が禁止となり学生が来校できなくなったことから、対面式での対応に代えて、それらの学生にも対応できるよう電話やWeb会議システムでも対応できる体制を整え、相談対応や指導を行った（資料7-4）。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応として、特に2020年度秋学期以降の対面授業と遠隔（オンライン）授業を並行して実施することに対応すべく、情報システム課や豊橋教務課と協力して、対面授業を同時双方向（ライブ中継）するための教材提示システムの更新や、授業を収録したものを動画にてオンデマンド配信するための機材を充実させるなど、来校できない学生が自宅で受講できる環境整備を整えた。2021年度以降はほぼ全ての授業が対面授業となったが、授業期間中に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患した学生への対応で遠隔授業システムを継続して活用している。

また、通信環境確保のための支援として、パソコンやモバイルルータの機器等を、経済的な理由や、当時の社会情勢による商品の不足により、すぐに購入することができない学生に向け、各自での準備が整うまでの緊急的な支援措置として、ノートパソコンやモバイルルータの機器等（ノートPC、Webカメラ及びモバイルルータ、各500台）を用意し、無償で貸与した（資料7-5）。現在は、この支援を終了している。

（イ）留年者及び休・退学者の状況把握と対処、補習・補充教育に関する支援体制

休学・退学、留年等学籍に関する事項は、短期大学部教授会において規程に基づき審議されており、逐次状況を把握している。学籍異動に関する学生からの相談については、まずは豊橋教務課が申し出を受け付け、その後、ゼミ担当教員か、あるいは教学主任が異動を申し出た理由を対面による面談で確認した後、同教授会に諮っている（資料7-6）。

前述の学習・教育支援センターでは、教学主任、学生部委員会委員、豊橋教務課長及び豊橋学生課長がアドバイザーとなり、隨時、学生を対象に学習上の相談の受付や履修指導を行っており、学生の相談に応じる体制を整備している。

学習上の相談を受けた結果、補習の必要な学生については、学習・教育支援センターのアドバイザーが学習方法等について適宜アドバイスを行っている（資料7-7）。とりわけ留年者に対しては、「留年生の学修指導」制度を2014年度から開始し、学生の学習意欲の維持・向上の支援を目的として、卒業判定後に学修指導を行うこととしている。卒業判定の結果を踏まえ、同教授会において留年生の学修指導対象者を確認し、ゼミ担当教員や教学主任が面談をしている。面談を経て、継続して学習しても卒業が困難と判断される場合は、学生の将来に配慮して進路変更を含めた適切な助言をしている。

また、各セメスター終了後、単位修得状況によって、学年ごとに設定している基準に則り、修得単位数不足（成績不振）学生に対して、指導教員又は教学主任等が面談による学修指導を実施している。具体的には、該当学生本人及び保証人宛に郵送で案内文書を送付し、ゼミ担当教員や教学主任等が面談や指導を行い、学生面談の結果は、面談票に記載し、豊橋教務課へ提出する。面談票の情報は、「LiveCampus」に記録し、豊橋教務課内で情報共有を図り、その後の学生指導の際に活用している。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応として、修得単位数不足（成績

不振) 学生への学修指導については従前の対面による面談に加えて、電話や Web 会議システムを利用し、感染防止を図りながら柔軟な対応を行っている。

(ウ) 正課外教育

正課の授業以外にも修学支援に関する取組みを行っている。

2020年度は新型コロナウィルス感染症 (COVID-19) の感染拡大に伴い、「レポートの書き方セミナー」、「プレゼンテーション向上ワークショップ」、「卒論に取り掛かるにあたっていま知っておくべきこと」、「学習相談」など、その多くを遠隔 (オンライン) で開催した (資料7-8)。

2021年度においては、4月、5月、6月にわたり、新入生を対象とした「レポートの書き方講座」を開催した。4月の講座では、大学で出される、レポート・論文についての心構えや、レポート・論文を書くために知っておかなければならないことばのルールの基本を知るといったテーマで開催し、5月の講座では、「わかりやすいレポートを書くためのコツ」といったテーマで、6月の講座では、レポートを書く上で必要な図書、文献をどうやって自分の主張に繋げていくかといったテーマで開催した。また、文書の添削等を1対1で行う「学習相談」を実施した。

さらには、国際交流に係る取組みとして、豊橋教務課管轄の「語学教育研究室」において、「Language Café」を毎週開催し、外国語母語話者との会話を通して語学力を伸ばし、異文化理解を深める試みを実施している。

2020年度は、新型コロナウィルス感染症 (COVID-19) の影響により、上記のような取組みを行うことができなかつたが、それに代わるものとして「日本語及び外国語オンラインフリートーク」(資料7-9) や「オンライングローバルリーダー育成プログラム」(資料7-10) を開催した。

2021年度以降も新型コロナウィルス感染症 (COVID-19) は蔓延を続けており終息の兆しが見えない状態が続いているため、豊橋教務課管轄の「語学教育研究室」において、遠隔 (オンライン) による「Language Café」を開催し、外国語母語話者との会話を通して語学力を伸ばし、異文化理解を深める試みを実施した。

(エ) 障がいのある学生に対する修学支援措置

学生相談室、保健室、豊橋学生課、豊橋教務課、豊橋キャリア支援課との間で、障がいのある学生への支援に係る情報を共有する場を適宜設けており、学生支援関連課室全体での支援を適宜行っている。情報共有の結果、学生相談室カウンセラーによるカウンセリングを勧めることもあり、カウンセリングを受けることによって自己理解が深まり、通院、診断につながったケースもある。

これまでも個別の状況に応じ、試験時間の延長、ノートティマーの配置、履修している授業担当者への配慮願の通知、機器対応等、様々な支援を行ってきた。

また、「障害者差別解消法」が、平成28年4月1日から施行されたことを受けて、「愛知大学における障害のある学生支援に関するガイドライン」を策定した (資料7-11)。ガイドラインには、社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮を行うことに努める旨を記載し、今後は、主に、受入支援・学修支援・生活支援・キャリア支援などの観点から、障害

のある学生に対する差別的取扱いの問題の解消に努めている。

(オ) 自習環境・グループ学習環境整備

図書館1階にラーニングコモンズ（資料7-12）を設置し、使用目的に応じてそれぞれ利用を促進している。このことにより、学生の自主的な学習活動を支援している。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応として、2020年10月以降、自習室として、あらたに教室を確保し、収容人数を制限するなど3密（密閉・密集・密接）を回避した上で学生が自習できる教室を提供している。

(カ) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、2020年度春学期は全面遠隔（オンライン）授業となり、2020年度秋学期において一部の科目で対面授業を再開した。

対面授業の再開にあたっては、何らかの事情により対面授業に出席できない学生が学修上の不利益を被ることがないように「配慮願」を提出させる措置を講じた。併せて、「配慮願」を出した学生が自宅において対面授業を学修できるように、対面授業を同時双方向（ライブ中継）型にするための教材提示システムの更新や、授業を収録したものを動画にてオンデマンド配信するための機材を充実させた。これにより、対面授業を行いながら同時に遠隔（オンライン）授業を行うことができるようになった。

また、対面授業の再開にあたっては、学内において遠隔（オンライン）授業を受講できるように、上記（オ）に加えて自主学習のための教室を確保した。

さらには、2020年7月下旬～10月初旬かけて、新入生歓迎イベントを開催した（資料7-13）。4月の入学以来、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全ての授業が遠隔（オンライン）で実施されており、一人で悩みや疑問を抱える学生が多かった。新入生歓迎イベントを開催することにより、一緒に学ぶ仲間や教員、先輩学生と交流を深め、大学生活を実感してもらう機会を提供した。

2. 奨学金等の経済的支援に関する取組み

「学生支援方針」に沿って、本学では経済的支援措置として様々な奨学金制度を設けている。学内の奨学金等の各種支援措置を目的別に分類すると以下の通りである（資料5-8【ウェブ】）。

目的	種類
経済援助目的	教育ローン援助奨学金 愛知大学奨学金 応急奨学金
成績優秀者対象	学業奨励金
就職支援	公務員試験合格者奨励制度 キャリア開発講座合格奨励制度
留学する在学生支援	交換留学奨励金

	認定留学奨励金
留学生支援	私費外国人留学生学習奨励金 愛知大学外国人留学生入学試験スカラシップ 愛知大学私費外国人留学生授業料減免
新型コロナウイルス対応	新型コロナウイルス感染症対応緊急奨学金

また、学内制度に準ずるものとして、公益財団法人「愛知大学教育研究支援財団」が運営する奨学金制度も整えられている。目的別に分類すると以下の通りである。

目的	種類
経済援助目的	一般給付奨学金 後援会応急奨学金
成績優秀者対象	後援会学業奨励金
入学試験時奨励金	知を愛する奨学金（入学前予約採用給付奨学金）
留学生支援	後援会私費外国人留学生給付奨学金
新型コロナウイルス対応	1年次外国人留学生教学支援助成金

学内の奨学金制度と愛知大学教育研究支援財団の奨学金制度を合わせると、2021年度の採択実績は、延べ人数9人、支給金額1,075,600円である。

また、日本学生支援機構奨学金（新規採用者と継続者）の2021年度の受給者数は、給付21人、貸与41人、合計62人である。学内外の奨学金制度を合計すると、受給者の総数は延べ71人にものぼり、学生数210人（2021年5月現在）の33.8%にも及ぶ。

さらには、学生の修学機会の確保を目的として、高等教育の修学支援新制度の対象校に認定されており、2022年度は12名の学生が授業料減免の対象となった。

3. 生活支援に関する取組み

(ア) 学生生活の相談、心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

学生相談室及び保健室を設置している。

(1) 学生相談室

学生相談室では、嘱託あるいは非常勤の公認心理師、臨床心理士、非常勤の精神科医及び専任教員が相談業務に従事している。主な業務は個人面接である。自発的に、あるいは誰かに勧められて来室した学生に対し、必要に応じて個人面接を行っている。面接を進める過程で、学生自身が抱える問題を整理し、課題解決の糸口を見つけ、心の成長を支援している。また、必要に応じて教職員が保護者と連絡を取り合い、学生の周囲にいる人を支援するコンサルテーションや地域医療機関、関係機関を紹介するという形で連携を取っている。

また、学生の定期健康診断の際には、問診票に最近のこころの状態(悩んでいること・相談したいこと)を尋ねる項目があり、気になる項目にチェックをした学生に対して、カウンセラーがその場で面談し、継続面接につなげている。特に、新入生の健康診断は、入学時の不安を受け止め、適応を促すことや、病歴や相談歴の把握により支援ニーズの早期発見と来談へのつなぎとして機能している。直接カウンセラーと1対1で話をするため、オリエンテーションに比べてその後の来談につながっている。在学生については、継続来談をしている学生の経過のフォローや、春休み後の再会と相談予約を入れる場としても機能している。

2020年度入学の学生の中には、コロナ禍でのオンライン授業の影響で、友人関係を築きにくい学生もいた。また2年生に進級するとすぐに就職活動が始まり、十分な自己分析ができないまま卒業期を迎える不安や焦りを抱え、学生相談室に支援をもとめて来室する学生も見られた。このようなケースでは、卒業研究の指導教員や地域のハローワークと連携をしつつ、卒業後の支援につなげた。

2021年度以降においても、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受け、電話相談や、メールでの相談申し込みを継続している。

これらの支援体制は、「LiveCampus」掲載の「学生生活」(資料7-14 P.32)、「学生相談室のご案内」、学生相談室ホームページ(資料7-15【ウェブ】)にて学生へ周知している。

(2) 保健室

保健室には、嘱託や臨時職員等の保健師や看護師が配置されている。

学生の定期健康診断は、各校舎にて毎年3月末から4月上旬にかけて実施している。2020年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受け、構内での健康診断を中止とし、後日「Web問診」のみを実施した。卒業年次生を中心に、希望する学生には自分で受けた健康診断の費用を5,000円まで大学が補助した。2021年度以降も新型コロナウイルス(COVID-19)は蔓延を続けており終息の兆しが見えない状態が続いているため、できる限りの感染対策を講じながら実施した。学生の協力もあり、結果的に健康診断会場でのクラスターは一件も発生することなく終えることができている。短大は例年健康診断の受検率が非常に高く、2022年度は、1年生は97.1%、2年生は91.9%の受検率であった。健康診断時には、問診により心身の状態を確認し、必要に応じて面談を実施している。そして、疾患等を抱えていることで授業に不安を感じている学生には、必要に応じて配慮願も発行し、安心できる環境づくりに努めている。また、「学生生活」や保健室ホームページ(資料7-16【ウェブ】)により、注意喚起や健康情報の提供も実施している。

(イ) 各種ハラスメント防止に関する体制及び学生への案内

2011年8月、従来のセクシュアル・ハラスメント相談体制から、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びアルコール・ハラスメント等を含めたハラスメント全般を対象とした体制へと発展させた。関連規程等としては、「ハラスメント防止ガイドライン」(資料7-17)、「愛知大学ハラスメント防止人権委員会規程」(資料7-18)、「愛知大学ハラスメント防止人権委員会実態調査に関する規程」(資料7-19)、「愛知大学ハラスメント相談窓口に関する規程」(資料7-20)が整備されている。各種ハラスメント問題について

は、短期大学部、愛知大学の各学部、及び事務局から選出された教職員を委員とし、人事課、豊橋総務課、名古屋総務課及び各校舎学生課、大学院事務課を幹事とするハラスメント防止人権委員会が扱うことになっている。また、本学、愛知大学の各学部及び各校舎事務局において相談員が選任されており、学生相談室及び保健室が相談窓口となっている。ハラスメント防止人権委員会と相談員の間には、実際に訴えがあった場合の救済とその対応のためにコーディネーターを配置しており、相談員（窓口）を介すことなく、直接、コーディネーターに相談することも可能となっている。コーディネーターは、現職の弁護士に委嘱している。

学生への周知については、「LiveCampus」へ掲載し、学生へ配付している「学生生活」（資料7-14 P.32）、学内掲示等で行っている。

本学の学生は女子学生のみであり、より一層の配慮が必要となる。そこで、本学では卒業研究及び就職指導における教員の指導のあり方について見直し、「学生指導等における配慮と方法に関する指針について（お知らせ）」（資料7-21）を本学の取組みとし、全学生に周知している。

（ウ）学生の交流機会の確保

学生の要望に対応した学生支援として、本学学生により組織されている「短大学友会」による交流支援活動がある。例えば、先輩である短大2年生の経験から発案・企画されたものでは、入学直後の不安な1年生をサポートするため、新入生オリエンテーション期間に「学友会相談ブース」を設置し、教職員には聞けない些細なことや諸手続きのための案内、サークル・クラブ紹介、学内施設説明、履修登録相談、就活・編入学相談、情報機器操作補助など、1年生がスムーズに学生生活がスタートできるよう寄り添う活動を行っている。毎年、多くの1年生の相談・サポートを行い、1年生と2年生が交流する貴重な機会にもなっている。さらに、このサポートを受けた1年生が、短大学友会役員に参加し、翌年の活動の中心的存在になるなど、学年の垣根を超えた主体的な取組が継承されている。

学友会では、豊橋学生課や学生部委員の支援を受けながら、七夕会やクリスマス会、卒業祝賀会などを企画運営し、学年を超えた交流活動を行っている。

4. 進路支援に関する取組み

（ア）進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

本学を含む愛知大学では、学生の進路支援に関しては、名古屋校舎、豊橋校舎のキャリア支援センターが「愛知大学・包括的キャリア形成支援システム（CISA : Career Integrated Systems for Aichi University）」にて学生のキャリアデザイン形成支援、就職活動の支援を行っており、多彩な事業を展開している。具体的には、①キャリアデザインプログラム、②就職活動支援プログラム、③キャリア開発講座の企画・運営、の3つの事業分野に分けられる。

（1）キャリアデザインプログラム（資料7-22）（資料7-23）（資料7-24）（資料7-25）

卒業をゴールとせず、2年間の学生生活をトータルにサポートしている。そのため、本

学を含む愛知大学では、正課外の産官学連携プログラムとして、低年次向けキャリアデザインプログラムである「CAREER FIELD」を実施している。

また、本学卒業生の進路を具体的に明示するとともに、有意義な学生生活を送るヒントを記載した「キャリアデザインガイド」を作成し、新入生オリエンテーション時に配布の上、「ミライ発見セミナー」を開催し、キャリアデザインプログラムへの参加を促している。

2022年度春季の低年次向けキャリアデザインプログラム「CAREER FIELD」としては、企業や自治体と連携したプログラムとして、業界理解型（OB/G 探訪記）、Career Field Basic（通年アラカルト型）といった体験型プログラムを実施した。秋季においても様々なパターンの7つのプログラムを用意している。

これらのキャリア形成支援を通じて将来の目標を持つことで学業や学生生活をより充実させ、成長を促している。

（2）就職活動支援プログラム

1年次4月の第1回キャリア支援ガイダンスを皮切りに、業界研究セミナー、1day仕事体験、企業セミナーまで、多彩な支援活動を展開している。主な活動内容は以下の通りである。

■キャリア支援ガイダンス

年3回開催。具体的には、就職活動の概要説明、最近の企業の採用動向や特徴、卒業生の就職実績、自己分析・業界研究の方法、就職活動に関するイベント実施案内など就職活動を網羅的説明し理解を促している。また、初回ガイダンスで本学を含む愛知大学で作成しているオリジナル就活手帳「CAREER GUIDE BOOK」を配布している。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止のため、2020年度からはオンライン中心の実施としていたが、2022年9月のガイダンスでは、感染対策を徹底したうえで豊橋キャリア支援課との連携により、対面での実施とした。学生の参加率も高くキャリア意識向上に役立っている。

■業界研究セミナー・企業セミナー

本学を含む愛知大学では、10月～3月を中心に業界研究セミナー、1day仕事体験、企業セミナー、官公庁セミナーを実施しており、業界研究と企業理解と研究ができるようにしている。例年延べ400社の企業・官公庁に参加いただいている、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響を受け、2020、2021年度はオンライン実施していたが、2022年度からは感染拡大防止を徹底したうえでの対面説明会も実施している。

■就職支援イベント・個別支援

上記のほか、オンデマンド配信にて、エントリーシート書き方講座、志望動機作成講座自己分析講座、グループディスカッション対策講座・インターンシップ講座なども展開している。さらに1対1での進路カウンセリングを重視しており、カウンセラーを配置し、学生個々の相談に対応している。2021年度の個別相談等の延べ履歴件数は185件となっている。2020年度以降、感染対策及び学生の利便性向上の観点から、対面だけではなくオンライン

インによる個別面談を実施、全員面談も展開し学生支援を行っている。また、就職活動状況に応じ個別の声がけと相談受付を実施している。キャリア支援センター豊橋（豊橋キャリア支援課）では、学生が気軽に利用できるフリースペースがあり、PCを設置、自由に閲覧、貸し出しも可能な就職関連書籍を配架、求人票やインターンシップ、会社説明会、合同企業説明会案内などの資料も掲示し、キャリアに関する情報提供を行っている。あわせて、防音・照明を完備した個別ブースを設置し、昨今のオンライン面接にも対応している。

また障がいのある学生への支援については、学生相談室と情報共有し、連携してキャリアカウンセリングを実施する体制を整えている。豊橋キャリア支援課内に担当者を置き、学生の情報を集約するとともに学生相談室と相互の協力を確認し、支援を行う体制としている。さらに障害をもつ学生へのガイダンスも実施、ハローワークの担当者とも連携し、継続的なフォローの体制も整えている（資料 7-26）。

■大学進学（編入者）への対応

本学から愛知大学、及び他大学への編入を希望する学生は毎年一定数いる（2023 年度愛知大学編入学試験指定校制では、志願者 24 名）。その支援として、本学卒業生で愛知大学に編入した学生と、編入志望者との座談会を実施し在学生に進学についての知識や心構えを知ってもらう機会を設けている。あわせて個人面談において志望理由書の添削や面接練習など受験者へのフォローを行い、2021 年度には延べ 18 件、2022 年度は延べ 38 件対応している。

（3）キャリア開発講座の企画・運営（資料 7-27）

正課授業においても簿記会計実務や、特別講座で FP 関連の講義を実施しているが、より深く学べるように、公務員講座、教員採用試験講座の運営や、各種資格試験（秘書技能検定、FP 技能検定など）対策、語学力修得対策のための講座を運営している。2021 年度の受講者数は各講座合わせて延べ 31 名であり、将来に向けて実践的な学びを求める学生に対応している。学生のアンケートをもとに質の高い授業を提供し、多くの資格試験では全国平均を超える実績を残している。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染防止、及び DX 化の観点から、一部の講座を除き、オンライン+オンデマンド+対面のハイブリッド講義を開催している。

（イ）キャリア支援に関する組織体制の整備

学生の就職に関わる学内組織として、各学部から選出された委員からなるキャリア支援センター委員会を設置している。隔月で委員会を開催し、キャリア支援に関する情報や取組みについて議論した上で、教授会に発信することで、学生の就職支援の強化に結び付けている。また、キャリア支援センター長、学生支援事務部長、名古屋・豊橋キャリア支援課長及び係長の間では定期的に情報交換を実施し、オールセンター・ワンセンター体制を推進している。さらに、サイボウズ（学内のグループウェア）をより活用できるようにするため、リアルコミュニケーションを促進し、キャリア支援課全体のチーム力を強化している。

また、2018年度に内定者から社会で活躍する卒業生までを一体化した、新たな「キャリアサポートコミュニティ」として、「Ai-CONNEX」を設立した（資料7-28）。大手・地元有力企業で活躍する卒業生及び内定学生を「キャリアアドバイザー」として登録し、同窓会及び後援会とも連携して現役生のキャリア形成支援、就職活動支援において人生の先輩として、その業界・企業の一員としての良きアドバイスをいただいている。

5. 部活動・ボランティア活動等の正課外の活動への支援に関する取組み

学生ボランティア活動については「学生支援方針」にも掲げているが、学生自身が自主的・積極的にボランティア活動にかかわっていけるよう、情報収集に努め、学内掲示板を活用して、関係資料を掲示している。

学内ボランティアクラブ・サークル団体としては、豊橋日曜学校、児童文化研究会、手話サークルがある。また、サークルではないが、広義のボランティア活動として、主に愛知大学の地域政策学部学生や教職課程履修者による地域イベントへの参加といった地域貢献活動も行っている。

また、2015年12月に開設した「豊橋ボランティアセンター分室」を通じ、学生に対して、様々なボランティア活動を紹介している。

ほかにも、学生のボランティア精神を涵養させるため、豊橋・名古屋両校舎の共通の活動として、大学創立50周年記念事業の一環として1995年から日本沙漠緑化実践協会が主催する沙漠緑化活動に特別隊を編成して参加し、中国内モンゴル自治区クブチ沙漠緑化を目的としたボランティアを派遣している（公益財団法人愛知大学教育研究支援財団「緑の協力隊」助成事業）。これまでに延べ26回、計793名（一部学外希望者含む）が参加し、約20,000本の植林を達成している。

なお、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受け、名古屋・豊橋校舎とともに、学内ボランティアクラブ・サークル団体の活動は、全て中止していたが、現在は、「新型コロナウイルス感染症に係る愛知大学活動制限指針」のレベルに応じて、活動を行っている。「緑の協力隊」については、活動を実施できない状況が続いているが、2022年度も実施できていない。

また、本学では、併設する愛知大学と一体で、スポーツのさまざまな活動を奨励することとして、2019年度に「愛知大学スポーツ憲章」（資料7-14 P.45）を定めた。ここでは、本学におけるスポーツの意義を再確認し、5項目による憲章を定めることとした。この憲章を踏まえ、具体的なスポーツ活動に関する政策の検討を進めている。

点検評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援に関する取組みについては、特に取り組むべき課題について「第5次基本構想」

の中で取り上げ、進捗や状況の変化に応じて毎年の事業計画書に落とし込み、それを事業報告書として総括することで、点検・評価が繰り返し行われている。それがまた次の「基本構想」につながることにより、持続的な点検・評価が実施されるという仕組みが構築されている。また、事務局からの視点として、「課室別目標管理」においても、点検・評価が実施されている。

上記以外にも、学生支援に関する自己点検・評価は、以下の通り、各組織・委員会でも実施している。

主な項目	主な組織・委員会	主な事務局
修学支援に関する取組み	教学委員会 学習・教育支援センター委員会	豊橋教務課、 学習・教育支援センター
奨学金等の経済的支援に関する取組み	学生部委員会、教学委員会、キャリア支援センター委員会、国際交流委員会、など	豊橋学生課、豊橋教務課、豊橋キャリア支援課、国際交流課、校友課など
生活支援に関する取組み	学生部委員会 学生相談室運営委員会	豊橋学生課 保健室 学生相談室
進路支援に関する取組み	キャリア支援センター委員会	豊橋キャリア支援課
部活動・ボランティア活動等の正課外の活動への支援に関する取組み	学生部委員会 運動部長協議会 ボランティアセンター委員会 スポーツ支援センター	豊橋学生課

1. 修学支援に関する取組み

修学支援に係る点検・評価のうち、休学者・退学者の状況把握については、学籍異動を短期大学部教授会において審議する際に教授会構成員が異動理由などを確認し、修学指導の状況を点検・評価している。

学生からのさまざまな要望、問題点の指摘については、担当部署が適切に対応している。また、学生から教員に直接伝えられた要望、苦情、問題点などは、担当部署や教授会等に伝達される。担当部署は、学生からの指摘の妥当性を検討し、すぐに対応できるものについては、速やかに対応し、大きな問題、長期的な改革が必要となる問題については、学長に報告され、対応策について指示が出されている。

2. 奨学金等の経済的支援に関する取組み

日本学生支援機構奨学金について、採用状況を学生部委員会にて報告している。また、応急奨学金及び教育ローン援助奨学金については、学生部委員会にて採否を審議している。

公益財団法人愛知大学教育研究支援財団の各種奨学金の推薦については、学生部委員会にて審議している。

学生の課外活動については、スポーツ、学術・文化面において活動実績向上となるよう支援している。また、例年、公益財団法人愛知大学教育研究支援財団の表彰対象として、学生部委員会（運動部長協議会）にて推薦し、より一層の実績づくりを促している。

3. 生活支援に関する取組み

学生相談室については、相談状況や活動内容を「学生相談室報告書」として取りまとめ（資料7-29）、総括し、定期的に教授会へのフィードバックを行っている。

4. 進路支援に関する取組み

前述のキャリアデザインプログラムについては、プログラム終了後にアンケートを実施し、振り返りとともにプログラム参加で得たもの、気づき、今後の大学生活への取組みや抱負などを自己概念の成長を促している。

1年次対象のキャリア支援ガイダンスでは、理解度、感想、要望など終了時のアンケートを実施している。

就職活動を終了した学生に対しては、Webによる「在学生のキャリア形成、及び進路に関するアンケート調査」を実施している。

これらのアンケートでの学生からの要望をキャリア支援センター内で吟味し、可能な限り支援・反映している。

また、卒業生（卒業後4年目）に対する満足度調査アンケートを実施し、現役生の就職支援に反映させている。

5. 正課外活動の支援に関する取組み

運動部長協議会では、年に1度、クラブ・サークル代表者との情報交換会を行っている。

そこでは、クラブ・サークルの代表者からの様々な意見を聴取し改善に活かしている。要望に対する主な対応としては、施設の老朽化等に伴い部活動に支障がでてきている施設、設備の把握や課外活動で必要となる備品、物品等の支給を行っている。また、大学スポーツ協会（UNIVAS）からの情報提供、普通救命救急講習等を行うとともに、学生の安全・安心な部活動を支援するために、例えば、熱中症対策について、父母後援会からの支援を受け、飲料、飴等の物品を配布し、施設管理者である体育研究室と連携して学生の安全確保に努めている。

（2）長所・特色

学生支援に関する取組みに関して、学生の自立を促すため、学生の様々な主体的な活動を推奨しているため、本学の伝統的な自由な校風の中、正課の授業以外にも、資格取得、クラブ・サークル活動、ボランティア活動、ピアサポート活動、アルバイトなど、学生個人の目標に対して、各種学生支援が総合的に行われている。

進路支援に関する取組みに関して、キャリアデザインプログラム及び就職活動支援プログラムのいずれにおいても参加学生からのアンケートや面談結果や現場での情報を、キャ

リア支援課全体で共有・分析し、さらにキャリア支援センター委員会にて報告し、事業の改善に役立てている。教職連携並びに学内部署間連携を強化することで、各種事業内容の充実化を推進している。

また、低年次向けキャリアデザインプログラム「CAREER FIELD」は1年次からの社会人基礎力の養成や望ましい職業観の醸成に有効な手段であることから、多くの参加を促す募集活動を精力的に実施している。

2020年3月以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で進路支援の環境整備が急務となり、これまでのリアル（対面支援）からオンライン主導型支援へ切り替えた。

その後、ウイズコロナに対応して対面とオンラインのハイブリット型支援を実施している。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応として、海外の大学が受け入れ不可等の事由により自身の状況に急な変更が生じた学生に対応できるよう、休学願・休学取消願の申請期限の配慮、留学取消の対応、海外の大学等での単位修得科目の単位認定手続き期限の配慮など、柔軟な対応を行った。

（3）問題点

進路支援に関する課題として、まだ高校を卒業して間もない入学後半年の時期から、卒業までの短い期間に就職活動をこなさなければいけないという時間的余裕のなさに加え、短大生の就職先として一般的であった「一般職」の枠が減りつつあることから、学部生と同じステージにて就職活動を行っていく必要がある。また、選択肢に編入学があるなど、本学学生の実情にあわせて多様な支援を実施する必要がある。これらに対応するため、キャリアガイダンスや個別面談に加え、1年次生には「短大生向け進路相談会」、2年次生には個別で進路状況を把握し、個々にあわせたアドバイスを行っているが、より効果的な支援を実施するようにしているが、今後についても新たな取組みを模索していく。

（4）全体のまとめ

本学では、「建学の精神」に基づく大学の目的を実現するために、「学生支援方針」を定め、それに則した学生支援の体制の整備に努めている。

学修支援に関する取組みに関しては、留年者、休学者、退学者、留学生、障がいのある学生など、様々な学生に対応した体制を整え、支援にあたっているほか、正課外教育や自習環境・グループ学習環境の整備にも取り組んでいる。

奨学金等経済的支援に関する取組みに関しては、本学独自に奨学金制度を整えているほか、公益財団法人愛知大学教育研究支援財団が運営する奨学金制度も整えられており、充実したものとなっている。高等教育の修学支援新制度の対象校にも認定されている。

生活支援に関する取組みについては、学生相談室や保健室を整備しているほか、各種ハラスメントを防止するための体制を整えている。

進路支援に関する取組みに関しては、主にキャリア支援センターが学生のキャリアデザイン形成支援、就職活動の支援を行っており、①キャリアデザインプログラム、②就職活動支援プログラム、③キャリア開発講座の企画・運営等、多彩な事業を展開している。新

型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対応し、ウイズコロナにおける対面とオンラインのハイブリット型支援を発展させるとともに新たな試みを展開している。

学生ボランティア活動に関しては、学生自身が自主的・積極的にボランティア活動にかかわっていけるよう、情報収集に努め、学内掲示板を活用して、関係資料を掲示している。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、併設する愛知大学と一本化し、「教育研究等環境の整備に関する方針」（以下、「環境整備方針」）を定めている。2011年度第13回学内理事会（2011年12月5日開催）において、「環境整備方針」を策定し、その後も、定期的に見直しや確認がなされ、2019年第7回自己点検・内部質保証委員会（2020年1月16日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この「環境整備方針」は、策定段階で短期大学部教授会、併設する愛知大学の各学部の教授会、関係委員会、事務局各課室に照会・配付し意見を求めておりほか、公式ホームページ（資料8-1【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

点検評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

1. 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

学校法人愛知大学は、本学と愛知大学の2つの学校を設置しており、名古屋市中村区ささしま地区にある名古屋校舎、名古屋市東区にある車道校舎、愛知県東三河地方の中心地である豊橋市にある豊橋校舎を主たる校地としている。

本学は、その豊橋校舎に設置されており、全て本学と併設する愛知大学の「共用」となっている。豊橋校舎は、緑も豊かで学生の教育・研究の場・充実した学生生活の提供としてふさわしく、その校地面積は169,595.64m²であり、短期大学設置基準の規定を充足する面積を有している。

また、豊橋校舎は、43576.43m²の校舎面積を有し、その内、本学と愛知大学が共用する面積が29,599.33m²、併設する愛知大学専用の面積が13,977.1m²となっており、短期大学

設置基準が規定する面積を充足している。

愛知大学は、陸軍第15師団（のち教導学校、陸軍予備士官学校）跡地に1946年創立した経緯から、120年の歳月を経て成長している高木ほか多くの樹木に囲まれたグリーンキャンパスであることが特色といえる。図書館南側のキャンパス中心地「そよかぜ広場」には広大な芝生広場があり、建物や樹木を合わせ持つグリーンキャンパスの象徴となっている。学生は昼休み、講義の合間に、屋外ベンチ、テーブルを利用して交流を深めている。

豊橋校舎には、本学が置かれているほか、併設する愛知大学の文学部、地域政策学部、大学院文学研究科が設置されており、人文及び地域文化・地域連携のための教育の拠点となっている。

豊橋校舎は、順次施設の更新は行なっているものの、老朽化が進んでおり、近い将来、耐用年数に達する施設が複数存在している。そのため、2018年7月、「豊橋校舎の施設整備方針」（資料8-2）を定め、大規模な再開発計画を進めることになった。豊橋校舎施設整備委員会を発足し、より具体的な施設整備計画の検討を進め、2022年5月に施設整備の基本設計案が、10月に実施設計案が、それぞれ理事会にて承認された。

新棟建設に関して、2023年4月中旬から3号館を解体し、2023年秋から2025年春までの1年半をかけて新棟を建設する。その後付帯工事、引越しを行い、2025年秋に1、2階を、翌2026年春に3、4階の図書館エリアをオープン予定である。この間は、既存の2、6、7号館の教室で授業を行うよう調整している。

あわせて、2022年より既存建物の改修を夏休み・春休み期間を中心に順次行なっており、2023年春から秋にかけては、副門から本館にかけての顔づくりとなるランドスケープ工事を行なう。

豊橋校舎の施設設備の現況は、以下の通りである。

（1）教育施設

教室、情報処理学習施設、語学学習施設等は、本学と併設する愛知大学とで共用しており、豊橋校舎全体で108室を有している。その内訳は、大学基礎データ（表1）の「教室等施設」に記載した通りである。

これ以外に、図書館の中にグループ学習室、メディアゾーンを設けているほか、2号館1階に学生が自由に利用できるラウンジ等も設けており、学生が自習や人的交流を行えるよう配慮している。

また、教室においては、アクティブ・ラーニングやPBL（Project Based Learning、課題解決型学習）型など、学生の能動的な学習を促進できるような授業内容・方法に柔軟に対応できるよう、近年、可動式机・椅子への変更を進めている。

（2）厚生施設

愛知大学前駅に繋がる副門から北側エリアは厚生エリアとなっている。メインの建物は、学生生活を支える売店や食堂、旅行サービスなどが集結する厚生施設「逍遙館」である。その2階にあるトイレを、2022年3月にリニューアルし、オールジェンダートイレを2つ、女性トイレフィットティングルーム、女性トイレスタイルリングコーナー、トイレエリア外に

も手洗いカウンター等を設置した。9月に豊橋校舎1階生協購買部がリニューアルし、12月に東海地方並びに全国の大学施設に初出店となる無人決済コンビニがオープンした。

厚生エリアの東側は体育施設があり、2022年9月に人工芝に改修したグラウンド、2つの体育館、テニスコート、屋内練習場、トレーニング場、合宿所、馬場等を備えている。教室棟近くに配置されている「梢風館」には女性専用のサークル室、談話室があり、本学学生は、短大独自クラブ・サークルに加え、学部の部活・クラブ・サークルに加入し、交流を通して厚生施設を利用している。

(3) 人にやさしいキャンパス

豊橋校舎のバリアフリー対応について、主要な箇所には点字ブロックが敷設されており、校舎副門に隣接する豊橋鉄道渥美線愛知大学前駅を基点として必要な建物への経路が確保されている。教室・研究室等の主要な建物にはエレベーター及び多機能トイレが設置され、段差のある建物にはスロープが設置されている。また、本館西側には障がい者用駐車スペース等が設置されており、バリアフリー対応がされている。

(4) 環境に配慮したキャンパス

豊橋校舎は、約5万坪に及ぶ広大な校地と自然に囲まれ緑が多く、キャンパス・アメニティを形成する上での大きな要素となっており、学習・教育環境として最適である静謐さを十分に保つことができ、その保守には一定の経費をかけ環境整備を行っている。

(5) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対策

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策として、「新型コロナウイルス感染症の集団予防対策」(資料8-3)に基づき、校舎内各施設の消毒徹底、各フロアへの消毒薬及び各事務室窓口への飛沫感染防止パネル・シート設置等、感染症対策を実施している。

(6) 愛知大学記念館

上述のとおり、愛知大学は、陸軍第15師団(のち教導学校、陸軍予備士官学校)跡地に1946年に設立された。

築後110数年を数える旧陸軍第15師団司令部棟は、愛知大学創立後は愛知大学本館として利用し、その後、国の登録有形文化材に登録され愛知大学記念館として現存している。大学記念館には、愛知大学設立者・名誉学長本間喜一展示室、大学史展示室、近衛家4代の書展示室、山田良政・純三郎兄弟、孫文展示室、中部地方産業研究所ガラ紡展示室、総合郷土研究所展示室等がある。愛知大学記念館は明治の近代建築としての価値に加え、教養を得る場所として学生、一般にも公開しており、本学の授業でも活用されている。東亜同文書院大学記念センターほか研究所による特別展示会、毎年創立記念月に開催する平松礼二画伯展(愛知大学卒業生)等を開催している。

2. 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

(ア) 校地・校舎・施設・設備の維持・管理

校地・校舎・施設・設備の維持・管理については、本学と併設する愛知大学が一体とな

って取り組んでおり、建物及び構築物等にかかる計画及び運用について検討することを目的として、豊橋校舎施設委員会(資料 8-4) を置いている。豊橋校舎施設委員会は、施設委員会規程第 4 条で定める通り、①各校舎に関わる施設の建設及び管理・修繕計画の策定、②各校舎に関わる樹木等の整備計画の策定、③その他、施設に関連する事項を所管することとし、施設・設備の維持・管理に努めている。

(イ) 安全の確保

安全の確保については、施設・設備の維持・管理の中で最も重点をおいて行っている。耐震補強工事について、豊橋校舎では 2003 年度に 2・7 号館、2007 年度に図書館第 1 書庫の耐震工事を実施し、2019 年度には 2・5・6・7 号館の躯体健全度調査を実施している。また、アスベスト対策については、2000 年度に第 1、第 2 サークル棟及び体育館の一部について封じ込め工事、2009 年度に図書館の第 1 書庫で除去工事を行い、現在、使用中の豊橋校舎構築物のアスベスト対策はすべて完了している。

また、警備員が 24 時間常駐する守衛室、館内の主要な箇所に IC カードリーダー、防犯カメラ、AED を設置するなどして、在館者の安全及び校舎の財産保全に努めるとともに、地震災害に備えるため、エレベーター地震管制及び緊急地震速報を導入して、在館者の二次災害の発生抑制に努めている。そのほか、大規模な地震が発生した場合を想定し、速やかな学生・教職員の安全確保や安否確認を行うために全学地震防災訓練を 2009 年度から毎年実施している。2019 年度までは、全学生・教職員合同による地震を想定した避難訓練を実施していた(資料 8-5) が、2020 年度以降については、新型コロナウイルス感染症(COVID-19) を考慮し、オンライン上で可能な安否確認訓練や、防災隊による避難経路の確認など、対策を取りながら防災訓練を実施している(資料 8-6)。また、本学において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対応するため、「危機管理に関する規程」(資料 8-7) を制定し、危機管理委員会を置いている。

(ウ) 衛生の確保

衛生の確保については、「危機管理に関する規程」第 9 条に基づき、危機管理委員会感染症対策部会を設置し、各校舎には労働衛生委員会を設置して、全学的に対応している(資料 8-8)(資料 8-9)。また、危機管理委員会感染症対策部会により、感染症罹患時の登校基準(資料 8-10)(資料 8-11)(資料 8-12) を設けている。日常的には、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)、新型インフルエンザ、マイコプラズマ肺炎、麻疹などの感染症の流行について、学内の掲示、インターネット等によって情報提供を行うとともに、各校舎内主要箇所に手洗いジェル等を配置して感染予防を行ってきた。近年では、これらの施策に加え、新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 対策として、「新型コロナウイルス感染症の集団予防対策」(資料 8-3)に基づき、各校舎内各施設の消毒徹底、各フロアへの消毒薬・各事務室窓口への飛沫感染防止パネル・シート設置等、感染症対策を実施している(資料 8-13)。

また、豊橋校舎の研究館建設時に、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物(VOC) 及び総揮発性有機化合物(TVOC) の濃度とも学校環境衛生あるいは建築基準法の基準濃度を満たすものとした。さらに、豊橋校舎の研究館では、2 エチル 1 ヘキサンオールも検査対象と

し、より安心、安全な施設のための整備を行っている。

3. ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保

情報関連設備について、各校舎に情報メディアセンターを設置している。また、情報関連設備の維持・管理については、ICT企画会議（資料8-14）が所管している。同会議は、本学におけるICT（Information and Communication Technology）を活用した環境全般の適正な企画・整備・運営を図り、教育・研究活動の発展と事務の高度化に資するICT環境を提案することを目的として、学内理事会の下に設置している。また、ICT企画会議のもと、本学及び併設する愛知大学の各学部代表者から構成されるICT委員会があり、各単位からの意見を元に教育研究における情報環境の整備計画の策定及び運営を行っている。なお、同会議及び同委員会主導で近年に実施した事業は次の通りである。

学内においてサーバーの仮想化基盤を構築・運用しており、情報メディアセンターが提供する各種サービスだけでなく、教務システム（LiveCampus）や経理システム、人事システム等各種システムについても仮想基盤上に構築・運用し、学内サーバーの集約をおこなっている。また、高速な無線LAN機器を導入し、豊橋校舎においても建屋内の多くエリア（資料8-15【ウェブ】）をカバーしている。また、BYOD（Bring Your Own Device）にも対応している。災害時に備えて学生個人のデータドライブは校舎間での持ち合いを行うとともに、教務システム、財務システム、人事システム及び固定資産管理システムといった大学運営の根幹をなすシステムの全データを日次でクラウドへ保管し、復興時に復旧が容易に可能な体制を構築している。さらに2018年度より次世代型ファイアウォールを導入し、入口・出口での通信の監視強化、不正な通信の遮断、警告の通知などのセキュリティ向上を図り、さらに2020年度よりURLフィルタリングを導入して危険なサイトへのアクセスを遮断して、安心安全な学内LANを提供している。コアスイッチやディストリビューションスイッチ、エッジスイッチについても定期的に更新して機器故障による通信障害を最小限に抑え、ネットワーク機器やサーバーは365日24時間監視を行い、障害の早期発見、ダウンタイムの最小化を図っている。

豊橋校舎においては、パソコン教室等のパソコンを順次入れ替えるとともに各教室のソフトウェアも見直すなど、豊橋校舎全体の情報教育環境を充実させる取組みを進めている。なお、豊橋校舎施設設備計画に従い、既存の情報関連教室が集中する4号館を取り壊し、2025年度に新たに建設する新棟に移設し、情報教育環境をより充実させるべく準備を進めているところである。

なお、2020年度においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止対策のため全科目を遠隔（オンライン）授業で実施することとなった。そのための環境整備として、遠隔（オンライン）授業の基点となる「Moodle」のサーバー強化、授業動画を配信するための動画配信サーバー強化及びOffice365 Streamのライセンス準備、同時双方向（ライブ中継）型授業を行うためのOffice365「Teams」及び「Zoom」のライセンスを準備するとともに、各教室でZoom等への動画取り込みができる授業配信システムや、簡易的な授業動画撮影スタジオ（教室）を設置した。

また、前述のとおり、パソコンやモバイルルータの機器等を経済的な理由や、当時の社

会情勢による商品の不足により、すぐに購入することができない学生に向け、各自での準備が整うまでの緊急的な支援措置として、ノートパソコンやモバイルルータの機器等（ノートPC、Webカメラ及びモバイルルータ、各500台）を用意し、無償で貸与した（資料7-5）。

4. 情報倫理の確立に関する取組み

情報倫理について、入学時の新入生オリエンテーションでのガイダンスや、正課科目「情報と社会」（資料8-16）などの情報系科目での教育に加え、学生相談員（情報メディアセンター学生アルバイト）による情報セキュリティ10カ条（資料8-17【ウェブ】）の「ポスター掲示」などのセキュリティ啓蒙活動を行い、「Moodle」のコンテンツとして「INFOSS情報倫理」を設置し、24時間どこからでも情報倫理が学べる環境を提供している。教員については毎年「情報セキュリティの手引き」（資料8-18）の配布、標的型メール攻撃訓練などを実施し啓蒙活動を行っている。事務職員については定期的な情報セキュリティアンケート及び内部監査の実施、標的型メール攻撃訓練の実施、事務職員向け情報セキュリティの手引配布など、情報倫理及び情報セキュリティの向上のための試みを継続的に進めている。さらに、情報セキュリティ上緊急的に案内が必要と思われる事項（例えば、フィッシング詐欺やシステムの脆弱性を狙った外部からの攻撃）については、メールやポータルサイトによりその都度注意喚起を行っている。

点検評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

1. 図書、学術雑誌、電子媒体等の整備

豊橋校舎の図書館には、図書726,123冊、雑誌7,817タイトル、電子ジャーナルは43タイトル、電子ブックは1,597タイトル等（資料8-19）が備えられている（2022年3月末現在）。それ以外にも、本学の学生は、併設する愛知大学の名古屋図書館を利用することができ、2021年度の本学を含む愛知大学全体の蔵書数は、図書1,378,680冊、雑誌12,055タイトル、電子ジャーナルは46,580タイトル、電子ブックは5,589タイトル等（資料8-19）となっている（2022年3月末現在）。

図書館については、本学と併設する愛知大学が一体となって、図書館委員会（資料8-20）

を中心に管理運営を行っている。蔵書の構築にあたっては、図書館委員や大学院の担当者と連絡をとり、本学を含む愛知大学全体の教育及び研究に必要な蔵書数と蔵書構成となっている。学生用図書については、学生からの購入希望制度、図書館職員による選書ツールを用いた選定、教員からの推薦等により選書を行っている。さらにシラバスで示されている資料やレポート・卒業研究の作成に必要な資料の収集に努めている。

電子ジャーナル（資料 8-21【ウェブ】）については、幅広い分野のタイトルを選定・収集しており、ネットワークを介して大学全体で共有している。さらに、有料・無料の電子ジャーナル、電子ブック、OPAC、Web サーチエンジン等へのリンク情報を集中的に管理するリンクリゾルバを導入している。

ホームページ上では、貴重書デジタルブック（資料 8-22）と銘打ち、2009 年度までに実施してきた図書館所蔵の貴重書文庫コレクションデジタル化事業の成果として、「霞山文庫」及び「菅沼文庫」のデジタル版の一部を公開しており、近年では劣化資料のデジタル化事業の成果物も公開している（学内利用のみ）。

電子図書館サービスとしてライプラリエ（資料 8-23【ウェブ】）を導入、2019 年 4 月より本格運用を開始している。小説・就職活動本・ガイドブックなど、軽読書を中心に選書をしている。パソコン・スマートフォン・タブレットなどで、365 日 24 時間いつでも電子書籍の貸出・閲覧・返却ができるため、学生の生活スタイルに合わせたサービスの提供ができている。

また、本学を含む愛知大学全体において作成された電子的形態の教育研究成果を収集・蓄積・保存し、「愛知大学リポジトリ」（資料 8-24【ウェブ】）において無償で公開している。メタデータ数は 9,396 件である（2022 年 3 月末現在）。

他機関とのネットワークについては、国立情報学研究所（NII）の NACSIS-CAT/ILL に参加し、ほかには私立大学図書館協会や大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）、愛知図書館協会に加盟するなど、他大学・他機関と様々な図書館間相互協力を推進している。

利用者の利便性については、学術情報へのアクセスは学内ネットワークからはもちろん、SSL-VPN 接続により自宅や外出先などからインターネットを使って安全に接続することが可能となっている。

2. 学外連携

本学は、併設する愛知大学と一体となって、地域の図書館及び関連組織等との連携を取りつつ、地域及び社会の課題解決へ向けた図書館サービスの創出並びに図書館活動を展開してきた。地域の大学図書館との連携においては、私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会理事校業務及び東海地区大学図書館協議会運営委員校（総会会場校）を務め、地域公共図書館との連携においては豊橋市図書館協議会委員（豊橋図書館長）、みよし市図書館協議会委員（名古屋図書館事務課長）、愛知図書館協会研修委員（豊橋図書館事務課長）を務めた。また、本学図書館は、同窓生・一般社会人・近隣他大学学生等に開放している（2020 年度以降、一般社会人については停止中）。

3. 図書館の利用環境とそれらを支えるスタッフの配置

開館時間について、講義期間中は豊橋図書館で午後 8 時まで、名古屋図書館で午後 9 時

まで開館としているが、豊橋図書館では定期試験前や試験中、卒業論文作成時期などはさらに1時間延長するなど、学生・教職員への便宜を図っている。本学の学生も、名古屋図書館を利用することができます。

豊橋図書館の座席数は640席あり、2人掛け及び3人掛けの閲覧席と窓側に面したキャレルデスク（隣席との仕切りあり）が設置されている。名古屋図書館の座席数は884席、中でも2階と3階に合計11席ある個人ブース（個室）は学習・研究に集中して取り組みたいときには最善のスペースとなっている。

図書館職員の配置について、司書資格等専門能力を有する専任職員は、両図書館それぞれ1~2名であるが、OJTを通して図書館業務の教育・研修を行っている。図書館員の構成は、本学を含む愛知大学全体で、専任職員12名・嘱託職員1名・契約職員及び派遣職員10名に業務委託先従事者を加えて図書館業務を担っている。

豊橋図書館において業務の中核を担っている司書資格を有する職員は、専任職員中2名、嘱託職員1名、派遣職員1名である（2022年5月1日現在）。また、専門的情報技術が必要となる図書館システムの運用担当者として、情報システム課員としてのキャリアを持つ職員が2名おり、全学的情報基盤との連携強化を図っている。

図書館職員は、私立大学図書館協会や東海地区大学図書館協議会等の研修や国立情報学研究所及び企業等が主催する専門研修へ積極的に参加し、各々の専門性・技術力の向上を図っている。

4. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する取組状況

2020年度前半は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止対策として、臨時休館や短縮開館が続き、通常の図書館サービスを提供することができなかった。その代わり、図書や文献複写物を学生の自宅へ送るといった郵送サービスを新たに開始した。また、学生の遠隔授業環境時の研究・学習活動に活用できる電子書籍（電子ブック）1,972タイトル（豊橋図書館分224タイトル+名古屋図書館分1,748タイトル）を導入するとともに、学生・教職員向けに図書館ホームページにおいて電子書籍・電子ジャーナル・データベースなど電子リソースが自宅等リモート・アクセスできることを告知した。

他方で、学外者の利用について、在学生の学習環境に対して3密（密閉・密集・密接）を避けつつスペースを確保するため、2020年度は利用登録の受付をしない措置を行った。一部緩和したものの、2022年度現在でも、一般の方の利用は、制限している。

点検評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点　：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・短期大学としての研究に対する基本的な考え方の明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制

・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

本学では、併設する愛知大学と一本化し、「研究活動促進に関する方針」（以下、「研究活動促進方針」）を定めている。2019年10月10日自己点検・内部質保証委員会において、「研究活動促進方針」を策定し、その後、定期的に見直しや確認がなされ、2019年度第7回自己点検・内部質保証委員会（2020年1月16日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この「研究活動促進方針」は、策定段階で短期大学部教授会、併設する愛知大学の各学部の教授会、関係委員会、事務局各課室に照会・配付し意見を求めており、公式ホームページ（資料8-25【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

1. 研究支援環境・体制

本学の研究機関は、本学と併設する愛知大学が一体となって運営を行っており、各研究所・センター、一般教育研究室、体育研究室、語学教育研究室等が組織され、各研究所・センター・研究室の規程に則って運用している。

これら研究機関の研究関連事項の審議を行うため、学内理事会の下に研究政策・企画会議（資料8-26）を置いている。その構成員は(1)研究政策・企画担当の学内理事、(2)研究委員長、(3)大学院長、(4)国際研究機構長、(5)地域研究機構長、(6)別表第1及び別表第2の各研究機関からそれぞれ1名、(7)学術支援事務部長である。なお、国際研究機構、地域研究機構、別表第1、別表第2の各研究機関は以下の通りである。

[国際研究機構]

国際問題研究所、中日大辞典編纂所、国際中国学研究センター（ICCS）、現代中国学会、国際コミュニケーション学会、国際ビジネスセンター

[地域研究機構]

総合郷土研究所、中部地方産業研究所、三遠南信地域連携研究センター、地域政策学部地域政策学センター

[別表第1]

経営総合科学研究所、法学会、経済学会、経営学会、名古屋情報メディアセンター、名古屋一般教育研究室、名古屋語学教育研究室、名古屋体育研究室

[別表第2]

人文社会学研究所、豊橋情報メディアセンター、豊橋一般教育研究室、豊橋語学教育研究室、豊橋体育研究室

また、研究政策・企画会議の下に研究委員会（資料8-27）を置いており、研究政策・企画会議から付託された次の各号に定める事項を審議している。

- 1) 研究政策・企画会議から諮問された事項 2) 受託研究に関する事項
- 3) 科学研究費に関する事項 4) 研究助成及び出版助成に関する事項
- 5) 個人研究費に関する事項 6) 教育職員特別研修に関する事項
- 7) 外国の大学等との短期学術交流に関する事項 8) 研究倫理に関する事項

2. 教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

教員の研究活動面への支援についても、本学と併設する愛知大学が一体となって制度を整えている。具体的には、①個人研究費の交付・執行、②外部資金獲得支援・執行、③研究助成制度、④出版助成制度、⑤特別重点研究助成制度、⑥教育職員特別研修制度、⑦研究専念制度、⑧学会等開催助成制度、⑨外国の大学等との短期学術交流制度、⑩研究室の割り当てを行っている。これらの制度は、「愛知大学 研究支援のご案内」(資料 8-28)としてまとめられ、各教員に周知されている。

①個人研究費として、専任及び特任教員に対して、「個人研究費規程」(資料 8-29)に基づき、交付希望者に対して 1 人年額 50 万円を交付している(契約教員、嘱託助教 I・II に対する交付は別途定めている)。本学を含む愛知大学全体の 2021 年度の執行可能合計額 134,304 千円に対し執行額 100,573 千円であり、執行率は 74.9% である。本学に限っては、2021 年度の執行可能合計額 4,080 千円に対し執行額 2,558 千円であり、執行率は 62.7% である。コロナ禍により、2019 年度の執行率からは、10%以上減少している。さらに、個人研究費の執行にあたっては、豊橋研究支援課にて、全件について、規程やルールとの適合性並びに適切性を複数人で点検、確認の上、実施している。また、「個人研究費にかかる年間研究計画書」及び「個人研究費にかかる研究報告書」の提出を義務付けている。

②外部資金獲得支援として、研究委員会を中心となり、2017 年以降毎年 1 回定期的に、「科研費獲得のための研修会」(資料 8-30)を実施している。2019 年から 2022 年と 4 年続けてロバスト・ジャパン㈱によるワークショップを実施し、本学を含む愛知大学全体の教員の科学研究費助成事業申請等に寄与した。2020 年度の本学を含む愛知大学全体の科学研究費助成事業(研究代表者)交付件数は 51 件、交付金額は 49,592 千円、2021 年度の同交付件数は 64 件、交付金額は 55,350 千円であった。本学に限っては 2020 年度の大学全体の科学研究費助成事業(研究代表者)交付件数は 1 件、交付金額は 650 千円、2021 年度の同交付件数は 2 件、交付金額は 1,560 千円であった。科学研究費助成事業を含む外部資金の執行に関しては、「愛知大学科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱規程」(資料 8-31)、「愛知大学科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱規程」(資料 8-32)並びに「愛知大学競争的資金間接経費取扱要項」(資料 8-33)に基づき、適切に直接経費、間接経費の執行管理を行っている。

なお、①・②の共通事項として、2020 年度のコロナ禍において、国内出張の所属長(短期大学部長)許可制と海外出張の自粛を徹底する一方で、購入物品の納品場所指定緩和、購入物品検収の期間延長等、適宜柔軟な対応を行い、コロナ禍における教員の研究環境を整備した。

③研究助成制度は、本学専任教員が特定の研究課題について共同で行う研究に対して助成する制度であり、「愛知大学研究助成規程」(資料 8-34)、「愛知大学研究助成取扱要領」(資料 8-35)に基づき、適切に運用している。なお、当助成制度は科学研究費助成事業に採択されず、かつ「採択されなかった研究課題の中でのおおよその順位」が「B」評価以上の者を対象としており、採択された場合は、助成期間中の科学研究費助成事業申請義務を

負うこととしている。本学を含む愛知大学全体の 2021 年度の申請件数は 1 件、採択件数は 1 件であった。本学に限っては、申請無しであった。

④出版助成制度は、専任教員による出版困難な研究成果の発表を助成促進する制度であり、「愛知大学出版助成規程」（資料 8-36）、「愛知大学出版助成取扱要領」（資料 8-37）に基づき、適切に運用している。2021 年度は、本学を含む愛知大学全体で、3 件の申請に対し 4,179 千円の助成を行った。本学に限っては、申請無しであった。

⑤特別重点研究助成制度は、本学を含む愛知大学の専任教員が研究代表者となる研究であって、外部資金によるプロジェクト研究等への申請を視野に、本学を含む愛知大学において戦略的研究を含むグローバルな研究課題やローカルな研究課題、学際的な研究課題、喫緊の今日的研究課題等について共同で行う研究を助成する制度であり、「愛知大学特別重点研究助成規程」（資料 8-38）、「愛知大学特別重点研究助成取扱要領」（資料 8-39）に基づき、適切に運用している。2022 年 10 月末現在、3 件の特別重点研究助成が採択、実施されており、各研究課題の研究の中心となっている 3 研究所に対し、計 6,653 千円の助成を行っている。その内訳は、中部地方産業研究所に対して 2,666 千円、国際問題研究所に対して 3,391 千円、総合郷土研究所に対して 595 千円（いずれも 2021 年度査定額）である。

⑥教育職員特別研修制度は、専攻する分野の学術研究または調査を目的として、一定期間国内外の他大学その他の研究機関において研究する制度であり、「教育職員特別研修規程」（資料 8-40）、「教育職員特別研修規程細則」（資料 8-41）に基づき、適切に運用している。2021 年度は、本学を含む愛知大学全体で 4 名の教員が特別研修を行った。本学に限っては、1 名の教員が特別研修を行った。2022 年度は、本学を含む愛知大学全体で 3 名の教員が特別研修を行っている。本学に限っては、申請無しであった。

⑦研究専念制度は、本学における研究の高度化を目的として「研究専念教員」を置く制度であり、「研究専念規程」（資料 8-42）に基づき、適切に運用している。2022 年 9 月末現在、大型の外部資金によるプロジェクト研究従事のため、本学を含む愛知大学全体で 1 名の教員が同制度を活用している。本学に限っては、申請無しであった。

⑧学会等開催助成制度は、本学で開催される全国学会等に対する助成制度であり、「学会等開催助成に関する内規」（資料 8-43）に基づき、適切に運用している。2020 年度は、本学を含む愛知大学全体で 1 件（106 千円）、本学に限っては申請無しであった。2021 年度は、本学を含む愛知大学全体で申請無しであった。

⑨外国の大学等との短期学術交流制度は、本学が外国の大学等との間で行う研究者の短期間の学術教育交流を支援する制度であり、「愛知大学と外国の大学等との短期学術交流に関する規程」（資料 8-44）に基づき、適切に運用している。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、2021 年度は利用が無かった。

⑩研究室は、専任教員については 1 人 1 室（約 20 m²）割り当てられている。基本備品として書架、机、センターテーブル、椅子、ソファー、電話機を備えている。また情報・資料検索、学内における情報伝達等のためのネットワークの環境も整えており、適切な研究環境を整備している。嘱託助教 I ・ II には共同研究室が割り当てられている。

なお、2021 年度事業報告書において、科学研究費助成事業、学外研究助成、受託研究等の研究費の獲得状況を掲載し、社会に公表している。

3. 教育研究支援体制の整備

(ア) RA・技術スタッフ

本学は、併設する愛知大学と一体となって、研究支援スタッフに関する制度を整備している。

研究プロジェクト等の推進や若手研究者の育成を目的とし、「愛知大学リサーチアシスタント規程」(資料 8-45)、「愛知大学ポストドクター規程」(資料 8-46)を整備している。

三遠南信地域連携研究センターが文部科学省「共同利用・共同研究拠点」(越境地域政策研究拠点)として 2013 年度より 6 年間認定されたことを受けて「愛知大学研究助教規程」(資料 8-47)を制定し、研究助教 2 名を採用し若手研究者育成体制の整備を図った。また、文部科学省私立大学研究プランディング事業における研究事業を推進するため、2019～2021 年度は研究助教 2 名を採用し、2022 年度からは研究助教 1 名を引き続き雇用して、その体制を維持している。

(イ) 教育活動を支援する体制

本学では、併設する愛知大学と一体となって、教育活動を支援する体制を整備している。各校舎には、学習・教育支援センター(資料 7-3)を設置し、学生の学習活動及び教育職員の教育活動の支援を行っている。その利用実績は「愛知大学年報」、「AUDI」(資料 8-48)(いすれも学内の各種統計調査書)にて学内に公開されている。また、学生に対する学習上の支援及び授業の補助業務を行う制度として、「スチューデント・アシスタント規程」(資料 4-16)を整備しており、学習・教育支援センターは、スチューデント・アシスタント(以下、「SA」という)の管理、運用を行う役割も担っている。

SA については 2001 年に「授業補助員」からスタートし、2008 年に現行の SA となった。SA を利用する授業は開講科目数の 2% 程度に過ぎないが、年間 100 名程度の学生が、授業に別の視点から向き合うことで、新たな発見を得るとともに、本来の目的である教員の授業補助の一助となっている。

一方、同規程第 3 条第 6 号で規定する授業用プリントの印刷や出席補助については、実質的に学習・教育支援センターの職員が担っている。高速印刷機の導入も相まって、多くの授業のレジュメが正確に大量に準備できる。リアクションペーパーや出席カードの配布、並び替えの補助も行うことで教員が教育研究活動に専念できる環境が促進され、適切に整備されている。なお、これらの教育支援制度のほか、出講、試験及び成績評価、各種補助(助成)制度等について、毎年発行される出講案内(資料 8-49)に掲載し、非常勤教員を含めて広く周知されている。

2020 年度以降は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大防止を目的として遠隔(オンライン)授業を導入した。それに伴い、学習・教育支援センターの業務も変わることになった。具体的には、①授業収録のための機器(カメラ、タブレット PC 等)の貸し出し、②収録の補助(機器及びシステムの操作説明、補助)、③学生から電子データで提出された課題やレポート等の印刷、PDF 化作業、④PC・ネットワーク環境が不十分な学生に対する、PC・ルーター・カメラの貸出、⑤オンラインでの各種相談等を行い、遠隔(オンライン)授業においても、十分な教育効果があがるよう、必要な支援を行った。

(ウ) 教育活動を支援する情報環境

本学では、教育活動を支援する情報環境についても、併設する愛知大学と一体となって整備している。

各校舎には情報メディアセンターを設置し、情報実習室やメディアゾーンなど情報メディア教育関連施設の管理及び運用を行っている。各校舎では、ほぼ全域にネットワークを敷設し、無線 LAN については建屋内のほぼ全域をカバーしている。また、パソコン実習室を設け、教育全般に対して情報環境を整備している。

特に教育支援という観点からは、自学自習を促進するための学習環境として、自宅等の学外からも図書館データベースやファイルサーバーへのアクセスができるようとする SSL-VPN 接続を提供、2009 年度から「Moodle」を導入、Web 上での教材提供、レポート等の提出管理、履修者同士の討論等を行えるようにした。また、2013 年度より Office365 を導入し、メール、クラウドストレージ、オフィススイート等の提供を行っている。

また、各校舎で学生貸出用のノートパソコンを用意し、2 週間を期限として貸出しを行っているほか、学生相談員による講習会（ワードプロセッサ、表計算、プレゼンテーションソフトウェアの使い方）を開催し学生の情報リテラシーの向上を手助けしている。なお、2020 年度以降は、新型コロナウィルス感染症（COVID-19）に対応して、講習会をオンラインで開催することも行った。

さらには、遠隔授業を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援を行うことを目的として、「遠隔授業お問い合わせ窓口」を設けている。また、オンライン上に各種のマニュアルを公開している。

- ・【教職員向け】遠隔授業に関するマニュアル（資料 8-50）
- ・【学生向け】遠隔授業に関するマニュアル（資料 8-51）
- ・【教職員向け】Moodle 操作方法のマニュアル、よくある質問（資料 8-52）

点検評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点　：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、研究倫理、研究活動の不正防止に関して、併設する愛知大学と一体となって取組みを行っている。

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日施行、令和 3 年 2 月 1 日改正）を受け、本学を含む愛知大学全体で、「愛知大学公的研究費管理・監査規程」（資料 8-53）を定め、公的研究費の運営・管理に関する学内の責任体系、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備、不正防止対策、研究費の執行管理等を明確にしている。特に不正防止対策に関しては、「愛知大学における研究上の不正行為防止のための基本方針」（資料 8-54）を定め、本学における研究遂行上の基本方針（法令、指針、ガイドラインの遵守、ガバナンスの強化、研究倫理に関する意識の徹底・

向上等)を公表するとともに、「愛知大学における公的研究費の不正防止計画」(資料 8-55)を定め、実際に不正を発生させるとと思われる要因を明確にし、それに基づいた不正防止の取組みについて公表している。これらの規程や前述の基本方針の周知徹底のため、コンプライアンス推進責任者(短期大学部長及び愛知大学各学部長等)と事務局から、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員(教員、研究員、事務職員、学生)を対象に、年1回、最新の知見を交えたコンプライアンス教育(資料 8-56)を実施している。さらにコンプライアンス教育の内容を補完し、意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的とし、すべての研究者及び事務職員等を対象に四半期に一度、年間計4回、啓発活動としてメールマガジンの配信及びポスター掲示を行っている。また同時期に、科研費ルール等説明会(注:本学では、競争的資金のうち圧倒的多数を科学研究費助成事業が占めているため、ルール説明会について「科研費ルール等説明会」という呼称としている。)も開催し、実施後は全員から誓約書を徴し、規則の遵守等を確実にしている。

一方、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日施行)との関連では、本学を含む愛知大学全体で「愛知大学研究倫理規準」(資料 8-57)を定め、研究活動上の基本的な倫理規準を明確にするとともに、「愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」(資料 8-58)、を定め、不正行為が生じた場合の具体的な措置や手続き等を明確にしている。また、研究倫理・コンプライアンス委員会(資料 8-59)では、本学を含む愛知大学全体における研究倫理教育について定め公表している(資料 8-60)。研究倫理教育受講義務者を、「本学を本務とする研究者、本学を本務としない研究者のうち本学研究所等に所属し本務校のない者、大学院生、本学研究所等が発行する紀要等に投稿する者、研究支援関連事務職員」と定めている。研究倫理教育の受講については、①本学を本務とする研究者には、2年に1回の頻度により、教授会開催時に、短期大学部長及び愛知大学各学部長(研究倫理教育責任者)主導の下、研究倫理教育講演会(ロバスト・ジャパン(株)提供の研修動画の視聴と短期大学部長等からの不正事案に関する補足説明等)を受講することを義務付け、②教授会欠席者や教授会非構成員には、事務局から前述の教材を配付し、読了確認をしている。

また、研究倫理に関する学内審査機関として、「愛知大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」(資料 8-61)の下、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会を設置している。同規程において、人を直接の対象とする個人の情報及びデータ等を収集又は採取して行われる研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度の倫理的基準並びに研究計画等の審査に関する事項を定めており、本学を含む愛知大学全体で、2021年度は6件の申請があり、委員会にて審議、承認が行われた。本学に限っては、2021年度は申請無しであった。

点検評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境に関する取組みについては、「研究活動促進方針」を踏まえつつ、特に取り組むべき課題について「第5次基本構想」の中で取り上げ、進捗や状況の変化に応じて毎年の事業計画書に落としこみ、それを毎年の事業報告書で総括することで、点検・評価が繰り返し行われている。それがまた次の「基本構想」につながることにより、持続的な点検・評価が実施されるという仕組みが構築されている。また、事務局からの視点として、「課室別目標管理」においても、点検・評価が実施されている。

上記以外にも、教育研究等環境に関する自己点検・評価は、以下の通り、各組織・委員会でも実施している。

主な項目	組織・委員会	主な事務局
豊橋校舎の施設設備に関すること	豊橋校舎施設委員会	豊橋総務課
名古屋・車道校舎の施設設備に関すること	名古屋校舎施設委員会	総務課 名古屋総務課
情報システムに関すること	ICT企画会議、ICT委員会	情報システム課
図書館に関すること	図書館委員会	各校舎図書館事務課
研究支援・研究倫理に関すること	研究委員会	各校舎研究支援課
教育支援・SAに関すること	教学委員会 学習・教育支援センター委員会	各校舎教務課 各校舎学習・教育支援センター

1. 施設設備に関すること

豊橋校舎においては、通年の取組みとして、豊橋学生課に提出される学生のクラブ・サークル活動に関する要望・意見等に基づき、同課と当年度、次年度の対応を検討し、改善に努めている。また、2019年度は、豊橋校舎所属の全学生、教職員を対象に施設設備の利用状況等に関するアンケートを実施し、現在検討を進めている大規模な再開発計画である「豊橋校舎の施設整備方針について」(資料8-2)に反映させることで、これまで以上に利用者の快適性、安全性等に配慮した施設設備の改善・向上に努めている。

2. 情報システムに関すること

ネットワークの利用状況の監視を続けており、インターネット回線や校舎間回線、無線LAN機器の更新に反映し、安定稼働に努めている。また、メディアゾーンや実習室の日々の利用状況を収集・分析し、システムの更新計画に反映している。

「Moodle」については、毎年度最新の安定バージョンを採用し、機能追加を実施している。

3. 図書館に関するここと

図書館では、重要事項を審議するため、図書館長を委員長とする図書館委員会（資料8-20）を設置している。図書館委員会は年5～6回程度開催され、図書館の事業計画（予算含む）や図書運営・施策等図書館全般について図書館長の諮問に応じている。年度当初に事業計画を策定し、年度末には事業報告をしている。また予算面で継続する事業に対し、目的別事業評価シートを作成し、事業の評価・報告・改善を行っている。

4. 研究支援・研究倫理に関するここと

当該年度の科学研究費助成事業、学外研究助成、受託研究等の研究費の獲得状況を事業報告書に掲載し、公表している。また、教員を対象に定期的に実施している研修会等（科研費獲得のための研修会、コンプライアンス教育（科研費ルール等説明会を兼ねる）等）を毎年開催するとともに、終了後にアンケート調査をし、研究政策・企画会議や研究委員会にフィードバックして、次年度以降の取組みの参考としている。

また、2020年度から、学内の研究制度（特別研修、短期学術交流、出版助成、特別重点研究助成）による研究成果を研究支援ホームページに公表することとし、2022年度からは公表内容に対する意見を収集できるようホームページを更新した。これにより、申請を検討している研究者への情報提供及び学内外者による評価の機会が提供されたことになり、研究活動の活性化につながることが期待される。

5. 教育支援・SAに関するここと

学習・教育支援センター委員会を年に数回開催し、SAの該当科目や担当学生の審議・承認を行っている。併せて、学期終了後に教員からは雇用報告書、学生からは勤務報告書の提出を課しており、同委員会で併せて審議している。この報告書を委員会として確認することで、現行の制度について意見交換を行い、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っている。

（2）長所・特色

1. 施設設備に関するここと

2018年7月、「豊橋校舎の施設整備方針」（資料8-2）を定め、大規模な再開発計画を進めることとなった。豊橋校舎施設整備委員会を発足し、より具体的な施設整備計画の検討を進め、2022年5月に施設整備の基本設計案が、10月に実施設計案が、それぞれ理事会にて承認された。

また、愛知大学後援会からの財政支援により、2019年8月には豊橋校舎生協食堂施設の改装が行われ、さらに2020年8月には逍遙館1階の机・椅子等の整備が行われ、快適な空間が構築された。

ほかにも、逍遙館は2022年3月に2階トイレがリニューアルし、9月に豊橋校舎1階生協購買部もリニューアルした。12月には東海地方並びに全国の大学施設に初出店となる無人決済コンビニがオープンした。

2. 情報システムに関するこ

本学を含む愛知大学では、豊橋校舎を含む全ての校舎において、ほぼ全域をカバーする無線 LAN を備え、校舎内の各所で、持ち込んだノートパソコンやスマートフォンでネットワークにアクセスできる環境を整えている。なお、無線 LAN を使用するためには、MAC アドレス登録及び Web 認証の両方が必要な仕組みを備えており、セキュリティを確保している。

「Moodle」については、外部委託による定期・不定期のメンテナンスや利用サポート及び年 3 回の講習会開催など、教員へのきめ細かなサポートを行っている。2020 年度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大よりも以前から「Moodle」を利用する教員は年々増えており、科目数ベースの利用実績も、本学を含む愛知大学全体の集計で、2009 年度 133 コースから 2019 年度では 731 コース、2020 年度では 4,227 コース、2021 年度では 4,354 コースと増加している。本学に限っては、2009 年度 7 コースから 2019 年度約 22 コース、2020 年度では 163 コース、2021 年度では 150 コースとなっている。学生の利用についても、現在では多い時期で学外から 5 万ログイン/日以上の利用があり、特に自宅などの予・復習などで活用されており、学生の自主的な学習を促進する環境が提供できている。なお、2020 年度からは、すべての授業（約 4,300 コース）を「Moodle」にコース登録して学習の基点とし、授業の受講方法の指示、資料の配布・提示、事前収録した授業動画、同時双方向（ライブ中継）型授業へのアクセス方法（Zoom 及び Microsoft Teams などの会議 URL）などを掲載した。

また、遠隔（オンライン）授業の動画視聴及び反転授業などのアクティブ・ラーニングに対応するため、Microsoft Stream と動画配信サーバー（Mediasite）を運用し、授業や資料用動画など配信を行っている。動画配信サーバーでは、ユーザー認証による視聴制限、ユーザーごとの視聴プレゼンテーション、視聴期間、視聴内容詳細等を取得でき、効果測定に役立てることができる。

なお、遠隔（オンライン）授業の実施に伴い、問い合わせ窓口を設け、学生と教員から寄せられる様々な質問やサポートの相談に対応している。

3. 図書館に関するこ

（ア） 学内連携

学生の学習に資するため、従来から新入生オリエンテーションの一環として図書館ガイダンスを実施していたが、それに加えて初年次向け授業科目である「基礎演習」等の正課科目の中で、図書館利用法を説明している。また、シラバスに掲載されている図書や授業担当教員からの推薦図書を配架するリザーブ図書コーナー（禁帶出）を設置している。

学生のキャリア形成に資するため、図書館とキャリア支援センターとの協力により、就職活動に役立つ情報収集力向上講座を開催し、図書館のリソースを使った情報収集法についてレクチャーを行っている。またキャリア支援センターが主催する産官学連携キャリアデザインプログラム「Learning+」（ラーニングプラス）の企画提案活動において、図書館資料（データベースを含む）を活用してもらえるように、図書館利用法のレクチャーをしている。

(イ) 地域・学外との連携

図書館はこれまで同窓生・一般社会人・近隣他大学学生等に開放してきたが、2021年度においては、新型コロナウィルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止の観点から受け入れを停止した。それでも感染者数が落ち着きを見せた12月以降は他大学の研究者及び大学院生のみ受け入れを許可し、その利用者は4人であった。

図書館による地域の図書館への協力として、名古屋市図書館が運営する「まるはち横断検索（名古屋市内の公共・専門・大学図書館の蔵書を検索可能）」に参加しており、それらを通じて資料の所蔵情報を発信、地域住民等の社会教育活動に寄与している。また、愛知県内のみならず、全国の公共図書館からの依頼も受け付けており、図書の貸出や論文の複写などの対応をしている。

学外団体への協力として、豊橋市図書館協議会（委員：豊橋図書館長）へ図書館長を派遣している。私立大学図書館協会に対しては、2021年度に総会・研究大会の会場校を務め、講演会等の企画・運営・配信を担当した。協会内の組織に国際図書館協力委員会があり、2021年度から2年間の任期で職員を派遣している（委員：豊橋図書館事務課長）。また、私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会の役員として2008年度から常任幹事校理事校を務めている（委員：名古屋及び豊橋図書館事務課長）。

他にも、豊橋技術科学大学との相互利用や愛知県立時習館高等学校との間に図書館利用に関する協定を結んでいる。

(ウ) デジタル化

利用者ニーズに合わせるとともに、図書館書庫の狭隘化対策の一環として、電子リソース（電子書籍、電子ジャーナル、データベース等）を拡充している。

これまで図書館独自に貴重資料のデジタル化を進めているが、2019年度から愛知大学特別重点研究「愛大の研究資源デジタルアーカイブとオープン・プラットフォームの構築」の事業としてデジタル化した資料と合わせて、共通のプラット・フォーム上で公開・発信を進めているところである。

4. 研究支援・研究倫理に関するこ

コンプライアンス教育は、前述の通り、コンプライアンス推進責任者（短期大学部長及び愛知大学各学部長）と事務局が、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員（教員、研究員、事務職員、学生）を対象に年1回実施している。同時期に科研費ルール等説明会を行っている点が特徴である（前述の通り、本学を含む愛知大学では、競争的資金のうち圧倒的多数を科学研究費助成事業が占めているため、ルール説明会について「科研費ルール等説明会」という呼称としている）。科研費ルール等説明会において、自身が取り扱う競争的資金等の本学におけるルールを認識し、続いて、コンプライアンス教育において、自らのどのような行為が規程やルールに抵触するか（不正に当たるか）、さらに競争的資金等の使用にどのような責任が伴うかを、順を追って体系立てて考える機会を提供していることが、長所である。

また、研究倫理教育（「本学を本務とする研究者」対象の場合）の特徴は、各教授会の場

と時間を活用していることである。前述の通り、本学における研究倫理教育は、まず研究倫理教育受講義務者を明確にした上で、義務者それぞれに対する内容を定めているが、例えば、「本学を本務とする研究者」に対しては、2年に1回の頻度により、教授会開催時に、短期大学部長及び愛知大学各学部長（研究倫理教育責任者）主導の下、研究倫理教育講演会を実施している。教授会での開催により、時間を活用でき、対象者が無理なく漏れなく受講できている。

5. 教育支援・SAに関すること

豊橋校舎においては、プール制 SA を活用することによって、教材の印刷、教室での出席カードやリアクションペーパーの配布や回収等を含め授業のより円滑な運営に資するよう対応している。

加えて、今年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、教材作成補助（資料の PDF 化）、学生からデータで提出された課題の出力（印刷）補助、遠隔（オンライン）授業の配信・収録の補助を行っている。

（3）問題点

1. 施設設備に関すること

豊橋校舎施設の改修を順次実施しているものの、クラブ・サークル室の改修については対応が遅れていることから、検討が必要である。

2. 情報システムに関すること

（ア）豊橋校舎の環境整備

利用者アンケートの実施や施設・設備の利用状況の把握について定期的な検証ができるない。今後はアンケート実施に向けての具体的な方策の策定が必要である。

（イ）BYOD 活用の取組み

学生の自習環境の点から見ると一定程度の整備を行うことができ、実際の利用も定着しているが、今後の遠隔（オンライン）授業の実施状況や学生の自習形態の動向に合わせた整備を進めることが必要である。また、組織的な BYOD 活用の促進ができるない。今後は授業などでの BYOD の活用や作業スペースの確保など、組織的な活用の取組みについて検討が必要である。

（ウ）情報倫理教育の実態

情報倫理教育の一環として「Moodle」に「INFOSS 情報倫理」を設置し提供しているが、新入生の利用率は4割程度となっている。今後は全ての新入生が本コースを受講するようにするための施策が必要である。

3. 図書館に関するここと

(ア) 外部書庫解消及び書庫の狭隘化

豊橋図書館においては、増加する蔵書数に対して十分な所蔵スペースの確保ができず狭隘化が進んでいる。また、名古屋図書館においては、校舎全体のスペースの制約上、書庫を持たず収蔵資料の大半を外部書庫に所蔵しており、図書館利用者にとっては利便性に欠くこととなっている。これらの問題点を解消するため、「第5次基本構想」の取組みの中で外部書庫を解消することが決定したこと、豊橋校舎施設整備計画の一環として、建設が予定されている新棟に図書館が設置されることから、外部書庫所蔵資料（図書・雑誌）を豊橋校舎の新棟図書館と既存図書館に移設することが確認された。外部書庫所蔵資料すべてを豊橋図書館に移設することはできないこと、また、豊橋図書館の書庫の狭隘化を解消し、配架スペースを確保するため、外部書庫を含む全図書館所蔵の重複資料の除籍・廃棄計画を計画的に進めている。

(イ) デジタル化

電子リソースの利用率が必ずしも高くないことから、学内外の学術資料を有効活用できるよう、ディスカバリー・サービス「Primo」を導入し、利用率向上に向けた取組みを開始した。他方で資料のデジタルアーカイブ化を進めている。

(ウ) 図書館員の養成

現在、一般事務職員枠で採用された事務職員によるジョブローテーションで図書館業務も行われており、3～5年程度の定期人事異動が行われるため、図書館職員の専門性を維持することが困難な状況となっている。この問題点を解消するため、司書資格を有する専任事務職員が、OJTを通して図書館業務の教育・研修を行っている他、学外での研修に積極的に参加し、各々の専門性・技術力の向上を図っている。

4. 研究支援・研究倫理に関するここと

前述の通り、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員（教員、研究員、事務職員、学生）を対象に年1回開催しているコンプライアンス教育、本学を含む愛知大学全体で2年に1回の頻度により開催している研究倫理教育、すべての研究者及び事務職員等を対象に四半期に一度（年間計4回）実施している啓発活動（メールマガジンの配信及びポスター掲示）を行っているが、受講者の関心を引き付けるために、内容のマンネリ化を防ぎ、ブラッシュアップしていくことが必要である。

5. 教育支援・SAに関するここと

名古屋校舎では科目別 SA のみを対象とした授業補助を行っているが、豊橋校舎では科目別 SA に加えプール制 SA による授業補助を行っていることもあり、両校舎での補助業務に差異が生じており、本来では教員が主体的に行うべき評価に関わる業務とそうでない業務の線引きが難しい状況になっている一面がある。

(4) 全体のまとめ

本学では、「建学の精神」に基づく本学の目的を実現するために、「教育研究等環境に関する方針」を定め、本学と併設する愛知大学が一体となって、それに則した教育研究環境等の整備に努めている。短期大学設置基準を満たす校地・校舎等を備え、学生、教員、その他の大学施設利用者が安心して利用できるよう施設・設備の整備を行い、安全及び衛生の確保に留意したキャンパス環境の形成に努めている。ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備に関しては、ICT技術の動向を捉え、学生や教員のニーズにあった最適なシステムの導入、整備を行い、また 愛知大学情報セキュリティポリシーに基づいた情報の保全及び管理を行っている。図書館・学術情報サービスに関しては、教育、研究及び学修支援の多様なニーズに応えるために、教育組織に沿った資料の体系的な収集・保管に努め、電子化された学術情報についても容易にアクセスできる環境を整備している。また、図書館の利用環境を整え、それを支えるスタッフの充実にも努めている。研究環境に関しては、「研究活動促進に関する方針」を定め、各種取り組みを行っている。具体的には、①個人研究費の交付・執行、②外部資金獲得支援・執行、③研究助成制度、④出版助成制度、⑤特別重点研究助成制度、⑥教育職員特別研修制度、⑦研究専念制度、⑧学会等開催助成制度、⑨外国の大学等との短期学術交流制度、⑩研究室の割り当て等があげられ、研究活動の支援を行っている。また、研究倫理・コンプライアンス教育にも積極的に取り組んでいる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検評価項目①：短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、併設する愛知大学と一本化し、「社会連携・社会貢献・国際化推進に関する方針」を定めている。2011年度第13回学内理事会（2011年12月5日開催）において、自己点検・評価に係る「社会連携・社会貢献に関する方針」を策定し、その後も、定期的に見直しや確認がなされ、2019年度第7回自己点検・内部質保証委員会（2020年1月16日開催）で「社会連携・社会貢献・国際化推進に関する方針」（以下、「社会連携・貢献方針」）に改める確認を最後に、現在に至っている。この「社会連携・貢献方針」は、策定段階で短期大学部教授会、併設する愛知大学の各学部教授会、関係委員会、事務局各課室に照会・配付し意見を求めており、公式ホームページ（資料9-1【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。この「社会連携・貢献方針」では、「建学の精神」に基づいて、グローバルな視野のもと、産・官・学・民との交流を基礎とした社会連携・社会貢献及び国際化をより積極的に推進することを目的として、12カ条からなる方針を定めている。この中では、学外の教育機関、企業その他の団体、地域社会等との連携推進、大学が持つ知見やネットワーク、研究成果を有効的に社会に還元することを掲げている。

点検評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学を含む愛知大学全体においては、「愛知大学設立趣意書」（資料1-1）に基づき、「建学の精神」として「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」を掲げている。同趣意書及び「建学の精神」を踏まえ、地域社会への貢献をうたい、本学は併設する愛知大学と一体となって、70年以上にわたって「地域社会貢献」を一つの柱に教育研究を展開してきた。2016年度には、同趣意書及び「建学の精神」に基づき「第4次基本構想」を策定し、地域社会との連携をより活発にするべく、「多様な社会連携の推進」、「全学的な社会連携運営組織への再編」、「同窓会・後援会との連携」等を目標に掲げた。こうした経緯を踏まえて、「社会連携・貢献方針」も踏まえつつ、本学学生並びに教職員の地域連携に関するガイドラインを示すものとして、2017年度第14回大学評議会（2018年1月18日開催）において、「地域連携基本方針」（資料9-2）を策定し

た。その後、その「地域連携基本方針」に基づいて、「第5次基本構想」の最終年度である2025年度までの「第2次地域連携基本計画」(資料9-3)を掲げた。「第2次地域連携基本計画」の項目については、重要度・緊急度等に応じて差があるため、(1) 優先的に検討・実施すべき事項、(2) 今後検討すべき事項、の2つに分類した。

「基本構想」、「社会連携・貢献方針」、「地域連携基本方針」及び「第2次地域連携基本計画」や事業計画書を踏まえ、社会連携・社会貢献に取り組んでいる。具体的な取組みの内容は以下の通りである。

1. 全学的な社会連携運営組織への再編

本学では、併設する愛知大学と一体となって、地域連携活動を推進するために地域連携推進会議を設置している。地域連携推進会議は、地域連携推進会議規程(資料9-4)に基づき、学長(議長)、副学長、事務局長、短期大学部長、地域連携室長、地域連携室副室長、国際研究機構長、地域研究機構長、愛知大学の各学部長により構成している。2019年4月、地域連携を推進するため、地域連携推進会議を支える事務組織として地域連携推進事務室を設置、職員を配置して充実をはかった。

2. 地方自治体等との連携

生涯学習、文化、福祉、まちづくり、産業振興などの多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与すること等を目的として、愛知大学では以下の地方自治体等と連携協定を締結しており、併設する本学も一体となって取組みを実施している(資料9-5【ウェブ】)。2021年度は豊橋鉄道と連携・協力に関する協定を締結した。また、田原市とは「第13回田原市と愛知大学との地域連絡協議会」を開催した。また、連携・協力に関する協定を締結している地方自治体が一堂に会する「愛知大学との合同地域連絡協議会」(資料9-6【ウェブ】)を対面、オンラインを併用して開催した。

なお、連携事業の活性化をはかるため、2018年度に「自治体との連携・協定に関するガイドライン」(資料9-7)を策定し、これ以降はガイドラインに則って連携を進めている。

(協定締結先)

豊橋市	新城市	東栄町	南信州広域連合
名古屋国際センター	田原市	蟹江町	JICA中部
豊川市	岐阜県三市一村(高山市、飛騨市、下呂市、白川村)		
名古屋市中村区	山形県川西町	蒲郡市	愛知県東三河県庁
岐阜県土岐市	豊根村	東三河広域連合	名古屋市市民経済局
静岡県湖西市	静岡県浜松市	名古屋市住宅都市局	三遠南信地域連携ビジョン推進会議
弥富市	知立市	長野県壳木村	豊橋産官学地域連携プラットフォーム
岡崎市	知多市	愛知銀行	豊橋信用金庫
豊橋鉄道			

3. 地域連携活動の取組事例

本学では、前述の通り、併設する愛知大学と一体となって多くの地方自治体・団体と連携・協力に関する協定を締結し、様々な地域連携活動を展開している。2021年度の活動内容は「愛知大学地域連携活動報告書 2020→2021」（資料 9-8【ウェブ】）にまとめられている。

2022年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応に留意しながら、地域連携事業を実施した。

2022年度の取組事例は以下の通りである。

1) 愛知県東三河県庁との連携事業

東三河の特産品を使った『ごはんにかけるシリーズ』を題材とした、商品のプランニングと販売戦略・セールスプロモーションを手掛けた。（資料 9-9【ウェブ】）

2) 愛知大学総合郷土研究所主催シンポジウムでの登壇

愛知大学総合郷土研究所主催シンポジウムの中で、2021年度に実施した愛知県東三河県庁との連携事業「地元お菓子の共同商品開発・販売開拓支援」についての活動報告を行った。（資料 9-10）

この他にも、地方自治体・団体から寄せられる連携事業内容は、学生による行政への施策提案・意見交換や、若い世代の新しい発想を求めるものなど、学生を対象とした依頼が多く、これに対応するため豊橋校舎では2017年度、名古屋校舎では2019年度より、「地域連携プレーヤー」と称した、地域連携に関する学外での活動に興味のある学生を登録制とし、自治体から寄せられる連携事業を地域連携プレーヤーへメール配信するサービスを始めた。一例として、豊橋市消防本部から依頼を受けた、「消防団組織等改善協議会」では、1年次生1名が委員として参画、定期的に開催される同協議会へ出席している（資料 9-11）。また、2019年度から豊橋校舎において地域連携活動に取り組む学生パートナー制度（資料 9-12）が発足し、2022年度は、大学周辺の清掃活動に取り組んだ。

また、豊橋信用金庫との連携事業では、キャリア教育科目である「キャリアプランニング」に外部講師の派遣を依頼し、「企業の人事担当者から学ぶⅡ」の講義回（第10回目）を担当いただいている。金融機関は学生の就職先としても人気があり、授業を履修している学生が、地域の金融機関から内定を獲得するなどの成果が見られる。

4. 学内外に向けた情報発信の促進

公式ホームページ内の活動実績報告（資料 9-5【ウェブ】）や活動報告書の作成、豊橋校舎内のデジタルサイネージやホワイトボードを活用した活動状況の周知に取り組んでいる他、SNS（Instagram、Twitter）での情報発信も積極的に行っている。

5. 教員による社会貢献の推進

本学では、併設する愛知大学と一体となって、様々な場面で専任教員が社会貢献活動を

積極的に行っていている。受託・共同研究の実施に努めており、地域連携室からの依頼への対応や、各研究所・センター等を通して本学教員の調査・研究による社会貢献を進めている。また、教員の中には、学外機関・諸団体の委員等への就任を通して社会貢献を行っている者もいる。

なお、地方自治体等における教員の活動については、大学要覧 2022（資料 9-13）に掲載し、「建学の精神」に謳う地域社会への貢献を具体的に示した。

6. 緑の協力隊・ポプラの森

日本沙漠緑化実践協会が主催する中国内モンゴル自治区クブチ沙漠での植林ボランティアに、大学創立 50 周年記念行事として 1995 年より「緑の協力隊・ポプラの森」（資料 9-14【ウェブ】）として協賛し、継続的に国際社会への貢献及び学生の国際化教育の充実を図るため派遣を続けてきた。また、海外提携校である内モンゴル大学の中国人学生の協力により、参加者間の協働体制が整っている。募集にあたっては学生及び一般の方を対象としており、2019 年度までの実績として 26 回、延べ 793 名を派遣し、19,835 本のポプラを植えてきた。2020 年度以降は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、本活動を実施できない状況が続いており、2022 年度も実施できていない。

7. 公開講座・講演会

本学では、併設する愛知大学と一体となって、教育研究の成果及び知見を社会に還元すべく、単独または地方自治体等と連携した公開講座を定期的に開催している（資料 9-15）。例えば、中部経済同友会と共に開催する「愛知大学中国公開講座」は 2004 年度から毎年開催しており、2022 年度には通算 22 回を数えた。同年度は愛知大学名誉教授 高橋五郎 氏を講師に開催し、約 150 名が受講した（資料 9-16）。一方、地方自治体と連携した公開講座について、2022 年度は名古屋市教育委員会生涯学習課、名古屋市中村区、名古屋市中川区、豊橋市、幸田町と連携し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止対策を講じた上で、市民向け講座を開催し、文化の発信を通じ地域社会への貢献に努めている。なお、幸田町生涯学習講座「愛知大学オープンカレッジ」は 25 年を超える実績がある。また、2022 年度は私立大学研究プランディング事業「「越境地域マネジメント研究」を通じて縮減する社会に持続性を生み出す大学」の一環として名古屋校舎にて始まった公開講座「アシタシアサロン」は、会場参加とオンライン参加の 2 つの参加形式を用意し、定員 150 名が学生や市民の参加で満席となった（資料 9-17）。

研究所等が主催する公開講座も開催され、市民の学習意欲に応える機会となっている。例えば、愛知大学総合郷土研究所主催のシンポジウムとして、「三河の菓子文化ー『お菓子の神様』が豊橋にやってきた背景と今ー」を 2022 年 6 月 25 日（土）に開催した（資料 9-10）。第一部では、本学教員による基調講演及び本学学生による「地元お菓子の共同商品開発・販路開拓支援」の活動報告を行った。この活動報告は、前述の「愛知県東三河県庁との連携事業」の一環でもある。また、第二部では、地元の菓子関連企業の関係者を招いてパネルディスカッションを行った。翌 6 月 26 日（日）には、このシンポジウムのテーマと絡めて、（株）豊橋まちなか活性化センター主催のイベント「穂の国お菓子まつり～「お菓子の神様」が豊橋にやってきた～」も開催された。（資料 9-18）

更に、2022年度からは、いわゆるカルチャースクールの様相であったオープンカレッジ事業をリニューアルすることとし、学部・研究科・短期大学部等が主体となって、特定テーマについて複数回の講演・講義からなる社会人等向けの公開講座を充実させることとした。（資料9-19～9-22）。

8. 孔子学院

本学では、併設する愛知大学と一体となって、社会に開かれた大学をめざし、広く一般市民を対象とした生涯学習講座として、「孔子学院」を運営している。建学の精神である「地域社会への貢献」のもと、長年にわたり中国語講座を行っており、その一環として愛知大学の協定校である南開大学をパートナー校として、2006年4月に中部地区初、日本で4番目の孔子学院として愛知大学孔子学院を開校した。

2020年度及び2021年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止の観点から、車道校舎及び豊橋校舎の全講座の開講を見合わせた。2022年度からは、名古屋校舎に場所を変え、規模を縮小し、講座を再開した。

9. 国際交流

本学では、スピーキングスキル向上のみならず、異文化交流とフィールドワークを実践する機会として、毎年秋学期末に本学の正課授業「英語圏短期研修」（資料9-23）（資料9-24）の一環でハワイ大学リーワードコミュニティカレッジへ派遣するハワイ研修を実施している。このハワイ研修は正課授業の「英語圏語学研修入門」（資料9-25）や「スピーキングスキルⅠ」（資料9-26）、「スピーキングスキルⅡ」（資料9-27）での学びを活かすことができる研修となっており、研修期間中は毎日英語のレッスンを受けたり、現地の学生たちと課題に取り組んだりすることで、活きた英語を学び、異文化理解を深めることに寄与している。なお、本事業は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受けて、2020年度及び2021年度は中止せざるを得なかつたが、2022年度は2023年2月7日（火）から11日（土）の期間においてオンラインで実施予定である。

また、本学では、中国や韓国からの留学生によるトーキングセッション「エンジョイトー킹」（資料9-28）（資料9-29）を定期的に開催しており、日本人学生にとっては授業とは異なる形で気軽に英語以外の言語に触れる機会に、外国人留学生にとっては日本語理解を深める機会になっている。

併せて、2021年度に発足した日本人学生による外国人留学生ためのピアサポートチーム「TSUNAGARU」（資料9-30）は、新入生歓迎会や日本文化に触れることができるイベントを企画・実施する等、本交流を通じて外国人留学生の生活の一部をサポートしており、多文化共生の一助にもなっている。

さらに、地元の豊橋市役所や豊橋市国際交流協会等と連携し、海外訪問団の受け入れ等の支援を行うなど、様々な国際交流の機会を学生に提供している（資料9-31）（資料9-32）（資料9-33）。これらの取組みは学部生が中心となるが、短期大学部生の参加も積極的に促している。

以上、学内の国際交流事業のみならず、学外組織と連携しながら地域交流への参加も推進しており、国際的視野をもつ人材の育成やこの地域の社会貢献活動に努めている。

10. 高大連携

本学では、併設する愛知大学と一体となって、高校生への多様な学習機会の提供、将来を見通した進路選択、大学教育への接続を図ることを目的として、2021年度末時点で6校の高等学校と連携協定を締結している。主な事業として、教員による模擬講義及び提携校での出張講義を行っている。東三河・浜松地区高大連携協議会に参画しており、当該協議会主催の「ラーニングフェスタ」には、2022年度に、本学を含む愛知大学から4講座を提供した。「大学模擬授業への高校生受入れ」に関する覚書を締結した愛知県立豊橋東高校との高大連携模擬授業については、本学を含む愛知大学から15講座を提供し、その内、2講座を短期大学部の教員が担当した。愛知県立時習館高校とは、同校が文部科学省から指定された「スーパーグローバルハイスクール」事業に対して、本学を含む愛知大学から、教員、外国人留学生の派遣等を行い、連携協力を行ってきた。2020年度からは、「愛知グローバルハイスクール」事業となり愛知県の補助を受け事業を継続しており、2020年度10月より、本学を含む愛知大学から教員を派遣し、高校生の研究内容に関する添削及び助言などを行っている。

また、本学は、愛知県立豊橋商業高校との連携講座も実施している。2020年度はコロナ禍のためやむをえず中止となつたが、2008年度以来、毎年度、情報処理科3年生10名が15回程度来学し、本学教員による特別授業を受講している。(資料9-34【ウェブ】)

点検評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献に関する取組みについては、特に取り組むべき課題について「第5次基本構想」の中で取り上げ、進捗や状況の変化に応じて毎年の事業計画書に落とし込み、それを事業報告書で総括することで、点検・評価が繰り返し行われている。それがまた次の「基本構想」につながることにより、持続的な点検・評価が実施されるという仕組みが構築されている。また、事務局からの視点として、「課室別目標管理」においても、点検・評価が実施されている。

上記以外にも、社会連携・社会貢献に関する自己点検・評価は、「社会連携・貢献方針」(資料9-1【ウェブ】)を踏まえ、以下の通り、各組織・委員会でも実施している。

主な項目	組織・委員会	主な事務局
地域連携の推進・調整に関すること	地域連携推進会議、地域連携室会議	地域連携推進事務室
公開講座・講演会に関する	広報戦略委員会	広報課

こと		
オープンカレッジ・孔子学院に関すること	エクステンションセンター運営調整会議	総務課
国際交流に関すること	国際化推進会議	国際交流課
高大連携に関すること	入学試験委員会	入試課

1. 自治体等との連携に關すること

前述の通り、数多くの自治体との協定締結の現状がある一方で、協定締結に至るまでの手続きの指針がないこと、協定自治体の中には事業が低調な状態であるところもあり、連携事業全体の検証が必要であったことなどの課題があった。これらの課題を解消し、連携事業の活性化をはかるため、2018 年度に「自治体との連携・協定に関するガイドライン」(資料 9-7) を策定した。

2. 公開講座・講演会に關すること

2022 年度、中部経済同友会共催「愛知大学中国公開講座」は開始以来通算 22 回目を迎えた。毎年、東アジアを中心とした激動の世界情勢に精通した著名な講師をお招きし、広く地域社会の皆さまを対象に、分かりやすく、示唆に富んだ講演が好評である。2022 年度は本学を含む愛知大学の学生、父母等への講座案内を積極的に展開し、聴講した学生や保護者の大学への満足度向上につながった。「建学の精神」に示す「世界文化と平和への貢献」、「国際的教養と視野を持った人材の育成」、「地域社会への貢献」のさらなる具現化をめざし、新型コロナウィルス感染症 (COVID-19) 感染対策を講じた上で、今後もこの活動を毎年継続する。

3. 孔子学院に關すること

個別の講座では終了時に受講生の満足度をはかるためのアンケート調査を行っている。各種項目を 5 段階で評価して受講生のニーズを把握するために役立てている。これらの情報は担当講師と共有され、講座の改善、新規企画に活用されている。

4. 国際交流に關すること

2021 年 4 月に策定した「第 5 次基本構想」の基本目標の「3. 多様性を受け入れる活力ある大学コミュニティの推進」に基づき、国籍及び文化的背景を乗り越えて、多様な社会で学生自身が主体性を發揮できるよう、学内以外にも地域社会の機関と連携し、活動の機会を設けている。具体的な取組みは、アクション・プランに基づき実施されるほか、さらに細分化された課室別目標管理においても点検・改善されている。また、毎年 2 回、学長を議長とする国際化推進会議で報告、情報共有、課題の検討を行っている。国際化推進会議の下部組織、国際教育推進委員会のもとにある各部会では、毎年、各部会が主体となり事業計画書及び事業報告書を作成し、今後の国際教育に関する課題や目的、成果等について同委員会のもとで定期的に点検・共有し、全学の国際教育推進に役立てている。

（2）長所・特色

1. 地域連携の推進・調整に關すること

地域連携活動については「地域連携基本方針」に基づき進めている。地域連携を推進する事務組織が整備されたことにより、活動の中心を愛知大学生が占めていたものが、徐々にではあるが本学学生も増えつつある。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響もあり年度ごとの参加人数にバラつきがあるが、2018年度まで地域連携活動への参加実績がなかった本学学生が、2019年度は17名、2020年度は4名、2021年度は6名、2022年度は2名と推移している。

2. 公開講座・講演会に關すること

2004年の車道校舎開校を契機に同校舎コンベンションホールを活用し始まった中部経済同友会共催「愛知大学中国公開講座」は、本学を含む愛知大学と中部地方経済界を結び付ける太いパイプ役を担っている。また、本学を含む愛知大学の特徴である中国をはじめとした東アジア研究業績の蓄積は、著名な講師陣の招致につながっている。本学を含む愛知大学が「建学の精神」に謳う「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」を具現化する象徴として重要な位置付けにある（資料9-35）。

同講座は2017年度以降、会場を名古屋校舎グローバルコンベンションホール（収容定員600名）に移し、広く地域社会の皆さまを受け入れることで、ささしまライブのにぎわいの創出の一翼を担っている。なお、会場開催に際しては、収容定員を大幅に抑制しソーシャルディスタンスを確保した上で開催している。

3. 国際交流に關すること

前述の通り、本学は、国際化推進会議及び国際教育推進委員会の下で、各部会が主体的に検討・実施・見直し・改善に取り組むことができる体制を整えている。この体制は、幅広い性質をもつ各種国際教育推進活動を全学的・組織的に効率よく取り組むことができる点で、学生の国際教育に資する点で、社会・地域貢献の上で、大きな長所と言える。本学は、国際交流課豊橋分室を通じて、豊橋市や同市の関係団体、市内の高等学校等に協力する（資料9-36）など、地域に根づいた様々な国際交流、貢献活動を行っている。

4. 高大連携に關すること

高大連携における長所として、高校生が早期に大学での教育内容に触れることによって、自身の進路選択、キャリア選択の一助になること、大学側には入学後の学習イメージを持つことによって、大学教育へのさらなる関心と興味をもって入学する意欲向上につながることがあげられる。また、高等学校教員との意見交換・ヒアリングの機会を定期的に持つことによって、高大連携の在り方について、適宜、高大接続への具体的取組みにつき、検討をすすめる機会となっている。取組内容の多くは、高等学校側の要望に合わせ、生徒が参加しやすいこと等に配慮し、日程等を設定できるよう努めている。

豊橋商業高等学校との連携講座は、14年にわたって継続している。受講生の中には、本学を含め大学や短大進学をする生徒が出るほか、毎週のように高校教員と情報交換ができ、

相互理解が促進された。

（3）問題点

1. 公開講座・講演会に関すること

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、公開講座や講演会の開催方式に大きな変化がもたらされた。講師、来場者、運営スタッフそれぞれ安全を確保することを最優先課題とし、会場開催の場合は収容定員を大幅に抑制するとともに、オンラインによる公開講座も拡がった。感染拡大状況を見極め、安全に最大限配慮した公開講座の開催が求められる。

2. 孔子学院に関すること

孔子学院について、2020年度及び2021年度の2年間、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止の観点から、全講座の開講を見合わせた。それを機に多くの受講生が離れてしまっており、あらためて一から集客を行う必要がある。

3. 国際交流に関すること

豊橋校舎においては、日本人学生及び外国人留学生の求める“国際”に関する意識、ニーズを把握しながら、また、海外の大学生との交流のツールとしてオンラインの活用も継続しつつ、今後も学内の関係部署及び、市、県、周辺自治体、関係団体等、様々な機関と積極的に連携を深め、さらに国際化を拡充していく必要がある。

4. 高大連携に関すること

高大連携の問題点として、愛知大学の学部においては近年模擬講義や高大連携事業などの高校からの要望が増加し、教員手配や日程調整等に苦慮する部分も多いが、短期大学部については、年間を通じて依頼を受ける件数が数件程度と極めて少ない。（現時点での2022年度実施件数4件）。現状の厳しい学生募集状況を改善するため、今後東三河地区や静岡西遠地区などを中心とした高校への情報発信や関係構築を強化していく必要がある。

また、一部の担当教員のみの事業となっており、他科目、他教員へ広げることが望まれる。

（4）全体のまとめ

本学を含む愛知大学では、「愛知大学設立趣意書」に基づき、「建学の精神」として「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」を掲げている。同趣意書及び「建学の精神」を踏まえ、地方社会への貢献をうたい、本学設置以来70年以上にわたって「地域社会貢献」を一つの柱に教育研究を展開してきた。本学学生並びに教職員の地域連携に関するガイドラインを示すものとして、「地域連携基本方針」を策定し、さまざま取組みを行っている。

地方自治体等との連携については、生涯学習、文化、福祉、まちづくり、産業振興などの多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与すること等を目的として、30近くの地方自治体等と連携協定を締結し、活動している。また、地元の中小・

中堅企業及び個人との結びつきが強い地元金融機関との連携により、地域連携活動の範囲及び対象が広まった。正課授業、学生の地域連携活動への参加機会の増加等、その効果が表れつつある。また、本学の教育研究の成果及び知見を社会に還元すべく、単独または地方自治体等と連携した大学主催の公開講座を定期的に開催し、一般市民の学習意欲に応える機会となっている。

さらには、本学では、「愛知大学設立趣意書」及び「建学の精神」を踏まえ、「英語圏短期研修」をはじめとした正課授業やトーキングセッション等の正課外活動の実施により、語学力の向上のみならず多文化共生を理解する機会を提供することにより、「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」に取り組んでいる。日本沙漠緑化実践協会が主催する中国内モンゴル自治区クブチ沙漠での植林ボランティアを、大学創立50周年記念行事として1995年より「緑の協力隊・ポプラの森」として派遣し、地域の環境整備、経済発展の一助となるべく続けている。

第 10 章 大学運営・財務

第 1 節 大学運営

(1) 現状説明

点検評価項目①：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では、併設する愛知大学と一本化し、「大学運営に関する方針・財務計画」を定めている。2011 年度第 13 回学内理事会（2011 年 12 月 5 日開催）において、「大学運営・財務に関する方針」を策定し、その後見直しを行い「大学運営に関する方針・財務計画（以下、「運営・財務計画」）」に改め、2019 年度第 7 回自己点検・内部質保証委員会（2020 年 1 月 16 日開催）での確認を最後に、現在に至っている。この「運営・財務計画」は、策定期間で短期大学部教授会、併設する愛知大学の各学部の教授会、関係委員会、事務局各課室に照会・配付し意見を求めており、公式ホームページ（資料 10(1)-1【ウェブ】）にも掲載し、学内関係者の間で共有され、学外に対しても広く周知されている。

点検評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応
- ・ 併設大学と合同で教授会を開催する場合、短期大学固有の事項に関する審議方法の適切性

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

学校法人愛知大学は、愛知大学と愛知大学短期大学部を置き、それらが一体となって、大学運営を行っている。

学校法人の業務の円滑な遂行に資するため、寄附行為、同施行細則、常任理事会運営内

規、学内理事会運営内規、副学長に関する規程、大学評議会規程等を定め、それに基づき、教授会、教学委員会、大学評議会、常任理事会、学内理事会等の組織機能や、理事長、学長等の職務に関する主な権限を、「職務権限基準」（資料 10(1)-2）に規定し、権限と責任を明確化している。

1. 法人組織

(ア) 理事長

理事長は、学長をもってこれにあてる（学校法人愛知大学寄附行為第 7 条第 2 項）（資料 10(1)-3）。

(イ) 常務理事・常任理事会

(1) 常務理事

常務理事には、副学長及び事務局長をあてる（学校法人愛知大学寄附行為施行細則第 4 条）（資料 10(1)-4）。

(2) 常任理事会

常任理事会は、寄附行為第 14 条第 8 項に基づき理事会のもとに置かれ、理事会において決定した基本方針に基づき、日常業務の執行にあたるとともに、学内理事会の議を経て、理事会及び評議員会に提案する事項及びあらかじめ理事会から付託された事項について審議・立案する（常任理事会運営内規第 3 条）（資料 10(1)-5）。

(ウ) 学内理事会

学内理事会は、寄附行為施行細則第 8 条に基づき理事会のもとに置かれ、次の各号に掲げる事項について、常任理事会からの提案をうけ、審議・調整の上、大学評議会の議を経て、理事会に提案する。また、教学に関する常任理事会からの提案について審議・調整するとともに、各教授会等から提起された事項について連絡・調整の上、大学評議会に提案する（学内理事会運営内規第 3 条）（資料 10(1)-6）。

- 1) 事業計画及び事業報告
- 2) 予算及び決算
- 3) 人事に関する重要な事項
- 4) 給与に関する重要な事項
- 5) 管理運営組織に関する重要な事項
- 6) 学校財産の取得、管理及び処分に関する重要な事項
- 7) その他、理事長が必要と認める事項

(エ) 理事会

理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する（寄附行為第 14 条）（資料 10(1)-3）。また、理事会の議事は、寄附行為施行細則第 2 条に規定している（資料 10(1)-4）。

(才) 評議員会

評議員会は、私立学校法第42条に基づき、理事会の諮問機関として位置付けており、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(寄附行為第24条) (資料10(1)-3)

- 1) 予算及び事業計画
- 2) 事業に関する中期的な計画
- 3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 5) 寄附行為の変更
- 6) 合併
- 7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- 8) 残余財産の処分に関する事項
- 9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2. 大学組織

(ア) 学長、副学長、大学評議会

(1) 学長

短期大学部学則第7条第2項（資料1-2）において、「学長は、愛知大学学長をもってあてる。」と規定している。愛知大学学長は、学長選挙規程（資料10(1)-7）及び学長選挙規程施行細則（資料10(1)-8）に則り、学長決定選挙により選出される。学長の権限については、短期大学部第7条第3項に「校務をつかさどり、所属職員を統督し、」と明示している。

(2) 副学長

短期大学部学則第7条の2第2項（資料1-2）において、「副学長は、愛知大学副学長をもってあてる。」と規定している。愛知大学副学長は、副学長に関する規程（資料10(1)-9）に則り、専任職員の中から愛知大学学長が任命する。副学長の権限については、短期大学部学則第7条の2第3項に「副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。」と明示している。

(3) 大学評議会

大学評議会は、本学と併設する愛知大学とが一体となって組織しており、次に掲げる事項について、理事会に先立って、理事会への提案内容を確認するために行う。（大学評議会規程第2条）（資料10(1)-10）。

- 1) 事業計画及び事業報告
- 2) 予算及び決算
- 3) 人事に関する重要な事項
- 4) 給与に関する重要な事項
- 5) 管理運営組織に関する重要な事項
- 6) 学校財産の取得、管理及び処分に関する重要な事項

- 7) 教学に関する重要な事項
- 8) 教学組織に関する重要な事項
- 9) 学則の変更及び規程の制定・改廃に関する事項
- 10) その他、学長が必要と認める事項

大学評議会は、次の者をもって組織することとしている（大学評議会規程第3条）（資料10(1)-10）。各代表者が選出委員として参加しており、教職員からの意見を反映する仕組みが整えられている。

- 1) 職務上の委員

学長、副学長、事務局長、文学部長、経済学部長、国際コミュニケーション学部長、法学部長、経営学部長、現代中国学部長、地域政策学部長、短期大学部長、大学院長、法務研究科長、教学部長、企画部長

- 2) 選出委員

文学部、経済学部、国際コミュニケーション学部、法学部、経営学部、現代中国学部、地域政策学部の教授会から選出された者各2名、及び短期大学部教授会から選出された者1名、並びに事務職員から選出された者3名

（イ）教授会、短期大学部長、教学部長

（1）教授会

短期大学部教授会は、短期大学部学則第9条に基づき置かれ、「短期大学部教授会規程」において、「教育研究に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。」と、その役割並びに学長による意思決定と教授会の役割との関係を明確化している。さらに同教授会規程では、会議の招集・定足数、議事の議決要件、審議事項等を定めている（資料4-33）。なお、短期大学部長は短期大学部長選挙規程（資料10(1)-11）により選出される。短期大学部長の権限については、短期大学部学則第7条第3項に「短期大学部長は本短期大学部を統轄する。」と明示している。

なお、本学では、短期大学部教授会を単独で開催しており、併設する愛知大学と合同で開催することはない。

（2）教学委員会

教学委員会は、本学と併設する愛知大学とが一体となって組織しており、本学及び愛知大学全体の教育方針及び教育環境の整備にかかる事項等を審議・立案し、各教授会に提案する形をとっている。委員会の会議は、教学部長が招集し、議長となる。教学部長は、教学部長推薦委員会の推薦により、常任理事会の議を経て、学長が委嘱する（資料10(1)-12）。

大学運営を円滑に行うために、ここ数年の状況では、教授会は年間15～19回程度、教学委員会は各校舎年間16～21回程度開催されている。

大学評議会は、年間16～18回程度開催されており、各教授会や各種委員会から上程される教学に関する重要な事項について、常任理事会、学内理事会を経て、大学評議会にて審議されている。大学評議会は、理事会に先立って、理事会への提案内容を確認する役割を

担っており、事業計画や、予算・決算、人事及び給与制度に関する重要事項など、大学経営にかかわる事項について、審議し、その上で理事会が審議・決定することとしている。

さらには、学長の機能を強化するため、学長補佐を置き、特命事項を担当し、また、常任理事会の政策立案機能を強化するため、諮問機関として経営戦略チームを組織し、必要に応じて、常任理事会へ政策提言をするなど、状況に応じた対応を行っている。

以上の通り、法人組織・大学組織相互の連携・協力体制を構築することで、適切な大学運営を円滑に行うことができている。

3. 危機管理対策

(ア) 危機管理体制

危機管理についても、本学と併設する愛知大学とが一体となって、対応にあたっている。

本学において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、情報の収集と共有・利用を適切に行い、迅速かつ的確に対応するため、「危機管理に関する規程」

(資料 8-7) を定め、「危機管理委員会」を設けている。緊急対策本部の設置が必要と判断された場合には、「危機管理に関する規程」第 11 条に基づき、直ちに同本部を設置することになる。

(イ) 危機管理委員会

危機管理委員会は、学長（委員長）、事務局長（副委員長）、副学長、総務部長、事務部長で構成し、以下の事項を審議する。

- 1) 危機管理ガイドラインの策定、改訂及び周知に関するこ
- 2) 危機管理教育、研修の企画・立案及び訓練の実施に関するこ
- 3) 危機管理体制・対策の評価、見直しに関するこ
- 4) その他危機管理に関し必要とする事項

(ウ) 危機管理委員会の専門部会

危機管理委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。現時点で常設されている専門部会は、以下のものがあり、それぞれ部会に関する要綱が定められている。

- 1) 危機管理委員会 感染症対策部会
- 2) 危機管理委員会 情報セキュリティ部会

危機管理委員会は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を受け、学内の諸活動における対策を検討するべく、2020 年 3 月からは週に 1~2 回開催していた。現在は、感染拡大状況に応じて対応し、原則として月に 1 回程度開催している。危機管理委員会では、研究活動、学生の語学留学など、海外への渡航に関する事項を 2020 年 1 月の段階で規制を設けた。また、教育・研究・課外活動や学生・教職員・学外者の入校等に関して「新型コロナウイルス感染症に係る愛知大学活動制限指針」を策定するとともに、国の方針や感染拡大状況を注視しつつ、活動レベルを取り決めている（資料 4-18）。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大により 2020 年度春学期の全ての授

業科目を遠隔（オンライン）授業とした。これを受け、緊急措置として危機管理委員会の下に ICT 企画会議構成員及び事務職員若干名にて構成する「遠隔授業実施ワーキンググループ」（資料 2-15）を設置した。同じく危機管理委員会の下に設置された教学部長及び教務事務部を構成員とする「教学に関する新型コロナウイルス対策委員会」との緊密な連携のもとで、遠隔授業実施に向けた準備を進めた。これらの教育職員及び事務職員との連携活動により、2020 年 5 月から全授業科目の遠隔（オンライン）授業を実現することにつながった。それ以降も新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関わる対策は、危機管理委員会が中心となって各所と連携して対応にあたっている。各対策の内容については、各章の「現状説明」において、記載したとおりである。

点検評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点　：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の予算編成及び予算執行は併設する愛知大学と一体となって行っている。予算編成は理事会で承認された予算編成方針や申請時の注意点などの予算申請方法を周知した上で、各予算単位より申請が行われている。予算編成方針の中では、「第 4 次基本構想」において（2021 年度まで）財政 3 指標（教育研究経費比率 30%以上、人件費比率 50%未満、経常収支差額比率 10%以上）を、「第 5 次基本構想」（2022 年度から 2025 年度）では教育研究経費比率 35%以上、人件費比率 50%以下、経常収支差額比率 5%以上、内部留保比率 25%以上（2025 年度）を掲げている。

目標に対して、毎年、予算・決算審議時に点検・評価を行っており、2017 から 2021 年度決算においては、概ね目標を達成することができ、2022 年度当初予算では概ね達成する見込みである。

各単位からの予算申請は、財務課が取りまとめ、経営担当副学長、事務局長、所管の事務部長で構成されたメンバーで、各単位へのヒアリング及び折衝を実施した後、予算案を作成している。予算案は、その後、常任理事会、学内理事会、大学評議会と進み、評議員会の議を経て理事会で最終決定している。予算編成時には、事業目的が明確かどうか、「第 5 次基本構想」との関連性がある事業かどうか、算出根拠が適正であるか、継続事業の場合は前年度の実績や効果の確認等を行い、適切に申請が行われているかを詳細に確認している。

予算の執行及び管理については、予算の編成方針の中でも、「学生生徒等納付金が大部分を占める大学の収入構造は極めて固定的な性格を持つため、支出の成り行き管理は許されない。このため、経営担当副学長において予算規模全体の点検を行うとともに、各単位は、經理規程及び金銭出納規程に基づき、予算に表明された事業計画を予算通りに達成できるよう努める。」として執行管理を行っている。

予算の執行は、「予算単位」、「事業目的」、「勘定科目」を単位として編成されており、経理システムにより管理されている。各課室は、支出伝票を起票するたびに「目的残高」「科目残高」を確認でき、別途「予算管理簿」を出力することにより、その時点までの予算執

行状況を確認することができる。また、システム上、予算を超えた執行ができないようになっており、必要があれば、補正予算を申請するなど、特別な手続きが必要な仕組みとなっている。

各単位が予算執行した内容は、経理担当課（財務課、豊橋総務課）において具体的な内容や予算の執行状況などを日常的に確認している。また、当初予算編成時や補正予算編成時には、事業ごとの申請総額や費目別の申請額を過去の予算と比較するほか、費用対効果の確認するなど、その妥当性を検証している。

予算上の目的は「経常予算」、「継続事業予算」、「新規事業予算」の3つに区分しており、その数は2022年度予算ベースで経常予算155、継続事業予算49、新規事業予算314である。経常予算は光熱水費のように毎年度経常的に発生する費用を計上する予算区分で、新規事業予算は単年度または複数年度で新規に取り組む事業に係る費用を計上しており、継続事業予算はその中間に位置付けている。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みについて、限られた予算を効果的・効率的に配賦する観点から、P（予算申請）⇒D（予算執行）⇒C（実績評価・差異分析）⇒A（改善提案・実行）⇒Pというサイクルが継続的に行われるよう2015年度より目的別事業評価シート（資料10(1)-13）による検証を実施している。なお、対象は作業効率性を考慮し、一部の新規事業予算と継続事業予算を中心に実施している。

点検評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、併設する愛知大学と一体となって運用しており、「愛知大学事務分掌規程」（資料7-2）に基づき、「学校法人愛知大学並びにその設置する学校及び研究所等の業務を行うため事務部を設け、その下に課、事務室（以下、「課室」という。）を置いている。ただし、事情によっては、事務部に属さない課室を設けることができる。」としている。

本学が置かれている豊橋校舎には、豊橋総務課、豊橋教務課、豊橋学生課、豊橋キャリア支援課、豊橋研究支援課、豊橋図書館事務課等の事務課室を置き、名古屋校舎、車道校舎の各課室と連携を図りながら、教育・研究の支援を行っている。

現在の事務組織は、前述の事務分掌規程及び「愛知大学の教育及び事務組織図」（資料10(1)-14）の通りである。事務局長を事務局トップとして、企画部、総務部、教務事務部、学生支援事務部、学術支援事務部が配置されている。従前は、校舎単位で事務部長を置く「校舎事務部長制」がとられていたが、業務ごとに事務部長を配置する「担当事務部長制」へ移行した。各事務部において、それぞれ事務部長が置かれ、各事務部に置かれた課室を束ねている。校舎事務部長制から担当事務部長制への移行についても、業務内容の多様化、

専門化に資するものであると言える。

直近の事務組織の見直しとして、2017年4月に事務組織の大きな再編が行われた。その概要は、(1) 完全な担当事務部長制への移行、(2) 名古屋校舎2期工事完成に伴う再編、(3) 国際化推進のための事務体制、(4) 経理課と資金課の統合、等が主なものであった。2018年4月にキャリア形成支援体制の見直しを行い、2019年4月には、大学全体の地域連携活動を推進するための事務体制として地域連携推進事務室を設置するとともに、大学院研究科の名古屋校舎移転に伴う体制の変更等を行い、現在の事務組織に至っている。このように必要に応じて事務組織を見直すことにより、業務内容の多様化、専門化に対応し得る体制を整えている。

また、事務職員の人事管理の円滑な運用を図るため、その重要な事項について審議する理事長の諮問機関として、人事担当者会議を置き、定員設定基準及び人員計画、昇格、異動等の基準、採用に関する事項等を審議している（資料10(1)-15）。人事異動については「事務職員人事異動取扱規程」（資料10(1)-16）に異動配置の方法及び基準等を定め、適切に運用している。人事考課を含む事務職員人事制度の見直しについては、本学の将来ビジョンの実現を見据えた人事・組織・財政面の改革に資するものとして位置づけ、新制度導入に向けて検討を進めている。

教職協働という観点では、2012年度以降、事務職員の委員としての委員会への参画を進めた。従前、事務職員の各種委員会の携わり方は、多くの場合、幹事として委員長の指揮のもとで委員会の会務にあたるのみで、委員としての権限を有していなかったが、例えば、教学委員会では、教務事務部長や豊橋教務課長が委員として加わり、また、研究委員会では、学術支援事務部長が委員になった。学生部委員会やキャリア支援センター委員会においても、学生支援事務部長が委員として参画している。さらに、学長の下に設置された各プロジェクトのメンバーとして、また、担当の副学長や関連の委員長と連携して企画提案を行う等、事務職員が教育職員と協働して活動する機会が増えている。このような中で、教育職員以外の視点での意見が反映され、多角的な検討が行われるようになった。

点検評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るために方策を講じているか。

評価の視点　：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では、併設する愛知大学と一体となって、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員が必要な知識及び技能を習得し、その能力及び資質を向上していくことを目的としてスタッフ・ディベロップメント（SD）を推進している。事務職員においては、毎年、人事担当者会議において「第5次基本構想」及び事業計画書を基にした「事務職員研修基本方針」を策定しており、2022年度の「事務職員研修基本方針」は、合同課長会議（2022年5月31日開催）にて確認し、事務局全体に周知している。

■事務職員研修基本方針

10年後の愛知大学将来像（VISION）の実現を見据え、事務職員に必要とされる能力の開発をめざす研修を通じて、個々の能力・スキル（マネジメント力、情報収集・分析力、問題発見力、企画・立案力、専門力、マインド等）の向上を図り、事務組織力の強化に努める。

事務職員研修については、「愛知大学に求められる事務職員像」および「人材育成方針」に基づき「2022年度事務職員研修基本計画」を策定し、職員の能力育成を各種研修によって組織がフォローしていくことで、業務・サービスの付加価値向上や効率化・合理化につながるよう、事務組織力の強化をめざす。

■重点項目

- ・中堅職員を対象とした階層別研修を実施し、「気づき」を通じて個々の成長と組織の活性化をめざす
- ・ハラスメントやメンタルヘルスへの理解を深め、心身ともに健康的に働くことできる職場環境をめざす
- ・大学業界に捉われず、社会の変化に対応するためのビジネススキルの向上をめざす

また、その具体策として、人事担当者会議及び事務職員研修委員会にて、事務職員研修基本方針に基づく「研修基本計画」を策定し、以下の研修を実施することとした（資料10(1)-17）。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策として、オンラインでの研修を積極的に活用しつつ、個々の能力・スキルの向上が組織全体の活性化につながるよう研修計画を策定した。

1. SD研修会

教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために、教職員が必要な知識及び技能を習得し、その能力及び資質を向上していくことを目的に、大学業界を取り巻く変化に対応するための必要な基礎知識を養う集合研修（SD研修会）を開催している。

2021年度には「誰もが生き活きと働ける職場をめざして～ほめ達から学ぶコミュニケーション～」（資料10(1)-18）をテーマとして、なぜ「ほめる」ことが必要なのかを理解し、自分にも周りにもプラスになるコミュニケーションを実践することで、組織や職場の活性化につなげることを目的として開催した。2021年度の参加者は教職員全体で170名であり、特に事務職員に限っては、186名中120名が参加しており、その参加率は64.5%であった（資料10(1)-30）。今後においても、FD活動との連携を図りながら、教職員全体の関心が高いテーマを取り上げる。また、従前の対面での集合研修の形態に捉われず、場所や時間の制約の影響が少ないオンラインでの研修を取り入れるなど、より教職員が参加し易い環境を整備し、教職員の参加率の向上に努める。

2. 階層別研修

「第5次基本構想」に掲げる「10年後の愛知大学将来像（VISION）」実現のために体系的な人材育成を行うため、効果的な階層別研修を開催する。階層別研修は、組織力を向上させるために、組織人として各階層に求められる共通のスキル開発、個々の役割発揮能力を開発するものとして位置付けられ、各階層に求められる役割や職場における現状課題を

意識した研修を実施する。

3. 管理職研修

本学を含む愛知大学全体の管理運営面で果たすべき管理職の役割の重要性を追求し、管理職としての識見、能力の向上を図ることを目的に、管理職研修を実施している。2021年度の管理職研修は、「自己認識アドバンスセミナー」と題して、①事務局長・事務部長、②課長・係長、の2つに区分し実施した（資料10(1)-19）（資料10(1)-20）。①事務局長・事務部長研修については、6月1日（火）にオンライン形式にて実施し、②課長・係長研修については、10月5日（火）または10月8日（金）のいずれか一方に参加してもらうこととして、オンライン形式で実施した。いずれについても客観的な自己認識を通じて、性格や能力といった特性の「気づき」を促し、日々のマネジメントに活かし組織の活性化をめざすことを目的として研修を行った。研修は、係長以上の全ての役職者が参加した。

4. ビジネススキル研修（オンデマンド）

重点項目として掲げた、オンラインでの研修を積極的に活用する方針の具体施策として、階層別研修の一環として、変化し続ける社会で必要とされるビジネススキルの向上のために、新たに以下のオンデマンド型研修を策定し実施した（資料10(1)-21）。本研修は、専任職員・嘱託職員・契約職員を対象に実施し、2021年度の参加者は195名中75名であり、参加率は38.5%であった（資料10(1)-30）。

○ビジネススキル研修（オンデマンド）の実施概要（2022年度）

（1）目的

個々の能力・スキルの向上をめざし、階層別研修の一環として、変化し続ける社会で必要とされるビジネススキルを修得することを目的とする。

（2）利用サービス

大手銀行系コンサルタント会社が提供する録画配信型WEBセミナーを利用する。

（3）受講方法

それぞれの役割や更に伸ばしたい能力、スキルなど、各自の状況や都合に応じて、階層別にベーシックスキル、ヒューマンスキル、実務スキルの幅広いテーマから、受講する講座を選択し、受講する。

（4）受講目標・実績

目標：2022年12月末までに、一人当たり2～3セミナーの受講をめざす。

5. 課・室別研修、個人研修

上記のほか、各課・室を単位として、日常業務遂行にあたって、必要な知識、技能、教養を習得することを目指した「課・室別研修」や、個人を単位として、事務職員の力量、資質向上に資するものに補助をする「個人研修」などにも、研修費を確保して、様々な形でスタッフ・ディベロップメント（SD）を促す取組みを行っている。

6. 学外団体主催研修

スタッフ・ディベロップメント（SD）は、学内研修にとどまらず、学外団体主催研修も積極的に活用している。特に日本私立大学連盟主催の各種研修には、以下の研修に事務職員が参加した。

- 1) キャリア・ディベロップメント研修
- 2) 業務創造研修
- 3) アドミニストレーター研修
- 4) 大学職員短期集中研修
- 5) 創発思考プログラム

教育職員においては、特に役職者を中心に、「学長会議」「財務・人事担当理事者会議」「教学担当理事者会議」などの私立大学連盟主催の各種会議・研修に積極的に参加することにより、研鑽に努めている。

「学長会議」は、高等教育の環境変化や国の高等教育政策を踏まえ、私立大学における教学改革を推進することを目的に開催されている。「財務・人事担当理事者会議」は、私立大学の充実・発展のための財務・人事計画の立案に資するべく、私立大学の財政、人事等経営全般に関する課題を自主的に設定し、研究・討議することを目的に開催されている。

「教学担当理事者会議」は、教学と経営両面におけるバランスのとれた大学経営の実現に資するべく、教学上の課題、改革などについて研究・討議することを目的として開催されている。また、私立大学連盟によるアクティブ・ラーニング教育研修にこれまで教学部長などの主要な教員を派遣している。これらに参加することにより、大学運営に関する知識を深め、役立てている。

また、短期学部長や愛知大学の各学部長に対しては、各教学単位における教学研究の責任者であると同時に大学法人の経営を担う学内理事であることから、本学及び外部機関等が主催する大学管理職・リーダー向けの各種研修会やセミナー等に参加し、大学経営・運営に必要なマネジメント力の開発・向上に役立てていただきたいとして、外部機関等が主催する研修について、情報提供を行っている（資料 10(1)-22）。

点検評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、大学運営の点検・評価活動についても、併設する愛知大学と一体となって行っている。その主なものとして、「第5次基本構想」（資料 1-9【ウェブ】）で記した施策ごとのアクション・プラン（基本構想期間中5か年の実行計画）（資料 1-15）の策定及びアクション・プランに基づく事業計画（单年度の実行計画）の策定があげられる。事業計画書（資料 1-11【ウェブ】）は、「第5次基本構想」にあるそれぞれの施策について、アクション・プランにより進捗状況の確認がなされ、それを踏まえて作成される。その事業計画に基づき計画を実行し、9～10月を目途に中間評価が行われ、期末に向けた課題と対応策等

が明らかにされる。3～4月には年度末評価が行われ、次年度に向けた課題と改善策等が明らかにされるとともに、事業報告書（資料1-12【ウェブ】）として総括がされる。中間評価及び年度末評価の実施内容は、自己点検・内部質保証委員会に報告がなされ、PDCAサイクルとしての適切性が点検される。さらに次年度の事業計画書を作成する際には、「第5次基本構想」にあるそれぞれの施策について、アクション・プランによりその進捗状況の確認がなされ、それが事業計画に反映される。

また、毎年度の予算編成についても、「第5次基本構想」と連動したものになっている。年度ごとに策定される「予算編成方針」の中では、「第5次基本構想」の実現に向けた事業に対する財政的な措置を積極的に行うことが謳われ、実際の「予算申請書」（資料1-14）の中にも、「第5次基本構想」との関連を記す項目が設けられている。これらは優先的に予算措置が行われることになる。

さらには、事務部門の点検・評価活動としては、「課室別目標管理」があげられる。本学事務局は、基本構想・事業計画を確実に達成するため、毎年度、課室別目標管理の実施状況について、別紙（資料2-7）の要領により自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は次年度の改善に反映させることとしている。

大学運営の適切性に関する点検・評価活動として、監事による監査、内部監査室による内部監査もあげられる。2005年私立学校法改正を受け、三様監査を念頭に置いた監査体制を強化し、常勤監事を配置した。監事は、監事監査計画（資料10(1)-23）を策定し、理事会及び評議員会に報告し、監査結果についても監事監査報告書（資料10(1)-24）として、理事会及び評議員会へ報告している。さらに2012年2月9日付で監査室を内部監査室に再編し、監査体制をさらに強化した。内部監査室では、理事長の下で内部監査計画（資料10(1)-25）（資料10(1)-26）に基づき、研究費監査（科学研究費補助金、個人研究費の一定数）、業務監査（2019年度から事務部単位で実施）、情報セキュリティ監査（1年度1校舎を実施）を行い、それぞれ監査報告書（資料10(1)-27）を取りまとめ、理事長及び監事に報告している。また、監査法人を含めた三様監査連絡会を年3回実施し、各監査状況の情報共有による連携強化をはかっている。

（2）長所・特色

本学では、寄附行為に基づき、学長、副学長、短期大学部長及び事務局長は、全員が理事に就任し、さらに学長は、理事長を兼務する。大学が抱える重要課題は、教学、経営の双方に関わることが多く、双方の重要な役職を兼務することは、課題の共有、意思決定、相互の連携協力等を迅速かつ円滑に行うことに資するものであり、本学の長所・特色であると考える。また、理事会は、外部理事に民間企業や地方自治体で要職に就いた経験のある方が就任しており、社会が求める人材の育成等、経営課題のみならず、教学に関する事項についても意見が出される。教学組織を牽引する立場の役職者でもある学内理事が、学外理事と定期的に協議できる体制となっていることも、本学の長所・特色であると考える。

予算については、目的別事業評価シートによる検証を実施することにより、予算執行に

伴う効果を分析し検証する仕組みが一定程度整備されていることは本学の長所・特色と言える。各単位が予算通りに計画的な予算執行を行えたのか、あるいは過年度の執行率の低い予算目的を再認識できること、新規事業予算についてはその効果を確認することができ、事業の「やりっ放し」を防止できること、事業の成果を確認し次年度以降の方向性を申請側と予算案作成側で相互に確認することは有益と考えている。

事務局については、従前は、校舎単位で事務部長を置く「校舎事務部長制」がとられていましたが、業務ごとに事務部長を配置する「担当事務部長制」へ移行した。各事務部においては、それぞれ事務部長が置かれ、各事務部に置かれた課室を束ねている。業務内容の多様化、専門化に資するものであり、長所・特色であると考える。

監事、監査法人、内部監査室による三様監査連絡会を定期的に行い、各監査状況の進捗等について情報共有、意見交換を行っている。監査に必要となる最新情報等は、学外セミナー等に積極的に参加して習得に努めている。また、愛知県内の近隣他大学との監事、監査室とも情報交換等を行っている。

スタッフ・ディベロップメント（SD）に関しては、すべての教職員に共通するテーマを対象としたスタッフ・ディベロップメント（SD）研修会を毎年開催している。事務職員向けとして、事務局全体に関するテーマを掘り下げる全体研修会及び各階層に求められる共通のスキル開発、個々の役割発揮能力の開発を目的とした階層別研修を開催している（資料 10(1)-28）。2019 年度には、これらの事務職員研修体系を改めて整理し、幅広く展開している各研修の位置づけや役割を明確にすることで、事務職員各々が研修の目的や意義を理解した上で、有意義な研修となるよう見直しを行っている（資料 10(1)-29）。また、オンラインでの研修の積極的な活用を促すために、オンライン研修に必要な機材（Web カメラ、ヘッドセット等）の購入については、個人研修費としての消耗品購入が可能とするなど、変化に対応した施策を行っている。

（3）問題点

寄附行為第 7 条第 2 項において「理事長は、学長をもってこれにあてる。」と規定しており、学長への就任と同時に理事長となる。これにより、法人組織及び大学組織の綿密且つ適切な管理運営を可能とし、学校法人の運営に関し大変重要な役割を果たしているが、他方で理事長と学長の職務権限の区別が不明瞭になる懸念も生じており、理事長と学長を同一としながらも、職務権限を明確にすることが課題である。

大学運営について、大学評議会等を通して、教職員からの意見を反映できる仕組みは構築されているが、学生からの意見については、個別に対応をしているものの、制度として反映する仕組みが整えられていない。

（4）全体のまとめ

本学では、併設する愛知大学と一体となって、「建学の精神」に基づく大学の目的を実現するために、「運営・財務計画」を定め、それに則した大学運営を行っている。

大学業務の円滑な遂行に資するため、寄附行為、同施行細則、常任理事会運営内規、学内理事会運営内規、副学長に関する規程、大学評議会規程等を定め、それに基づき、教授

会、教学委員会、大学評議会、常任理事会、学内理事会等の組織機能や、理事長、学長等の職務に関する主な権限を、職務権限基準に規定し、権限と責任を明確化している。

予算に関しては、編成時に、事業目的が明確かどうか、「第5次基本構想」との関連性がある事業かどうか、算出根拠が適正であるか、継続事業の場合は前年度の実績や効果の確認等を行い、適切に申請が行われているかを詳細に確認している。システム上、予算を超えた執行ができないようになっているなど、経理システムにより適切に管理されている。また、目的別事業評価シートによる検証を実施することにより、予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みが一定程度整備されていることは本学の長所・特色と言える。

事務組織については、必要に応じて見直し・再編を行うことにより、業務内容の多様化、専門化に対応し得る体制を整えている。事務職員の人事管理の円滑な運用を図るため、人事担当者会議を置き、人員計画、昇格、異動、採用等を行っている。また、スタッフ・ディベロップメント（SD）に関しては、学内外の各種プログラムを活用して、教職員の意欲及び資質の向上を図っている。

大学運営の点検・評価活動としては、「第5次基本構想」との連続性を確保したアクション・プラン及び事業計画の策定があげられる。「第5次基本構想」との連続性を確保したアクション・プラン及び事業計画の策定を行い、年度末には事業報告書として総括がされている。さらに次年度の事業計画書を作成する際には、「第5次基本構想」にあるそれぞれの施策について、アクション・プランによりその進捗状況の確認がなされ、それが事業計画に反映される。それらがまた次の「基本構想」へつながっていく。このように大学運営の適切性について定期的に点検・評価が行われている。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該短期大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学が設置されている豊橋校舎の施設・設備は本学と愛知大学による共用利用であり、本学を含む愛知大学全体として中・長期の財政計画を策定している。本学を含む愛知大学では2021年度に「第5次基本構想」として「10年後の愛知大学将来像（VISION）」実現のための基本目標及び7分野の事業項目、取組内容を策定した。2022年度には同構想に掲げる目標を効果的に達成するため5か年の実行計画（アクション・プラン）を策定し、目標をより確実に実現するため重要業績評価指標（KPI）及び重要目標達成指標（KGI）を設定した（資料10(2)-1）。KPI・KGIには中期方針に示す経営指標（教育研究経費比率、人件費比率、経常収支差額比率、内部留保比率）も含まれている。

点検評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学を含む愛知大学全体では、毎年度、予算編成方針を策定しているが、予算編成方針は大学の「理念・目的」及びそれに基づく将来を見据えた中期計画「第5次基本構想」の下に位置付けている。基本方針では、限られた財源の中で各種事業が最大限の成果を得ることができるよう「経常予算」、「継続事業予算」の各事業については、有用性や効率性、代替可能性などの観点から執行方法を見直す余地がないか十分に検討し、可能な限り現状維持に努めていただくこと、「新規事業予算」については、必要性や緊急度、費用対効果等の観点から事業を評価した上で予算化する方針としている。

本学を含む愛知大学全体の財務指標について、経常収支差額比率は12.2%（2017年度から2021年度の平均値）、人件費比率は同45.7%と全国平均に比して良好な水準にある。また、2016年度名古屋校舎2期工事以降、内部留保の積み増しや2021年度の借入金一部一括返済もあり、総負債比率は2017年度24.7%から2021年度18.3%と着実に改善しているが全国平均に比するとやや高い水準にある（資料10(2)-2）。

収入面では、経常収入の大部分を学納金収入が占めており今後ますます外部環境が厳しくなる状況で、安定的な学生確保に加えて、補助金や寄付金等外部資金をこれまで以上に獲得していくことが重要となる。

外部資金の獲得状況にかかわっては、科学研究費については、獲得に向けた説明会を開催するなどの取組みにより、採択件数 41 件・配分額 54,266 千円（2018 年度）から同 72 件・73,974 千円（2022 年度暫定数値）と増加傾向にある。短期大学部では 2021 年度に 1 件 1,560 千円の新規採択がある。

寄付金については、「愛知大学創立 70 周年記念募金」が 2018 年度に終了したが、募集期間全体で約 6 億円の寄付金を獲得することができた（資料 10(2)-3）。しかしながら事業活動収入に対する寄付金の比率は 0.48%（2017 年度から 2021 年度の平均値）となっており、全国平均と比して高い水準にはない（資料 10(2)-2）。2022 年度に愛知大学応援寄付金を創設し、寄付金の増加に努めている（資料 10(2)-4）。

受託研究については、2015 年度 8 件 13,889 千円であったが 2021 年度 3 件 1,399 千円と減少傾向にある（資料 10(2)-5）。

補助金について、前述の予算編成方針に、補助金収入は 今後一層、大学改革等を中心とした競争的配分傾向が強まっていくことが想定されるため、文部科学省、私学事業団に加え、総務省、経済産業省、地方自治体等の助成制度も精査し積極的な獲得に努める、としているが、事業活動収入に対する補助金の比率は 6.34%（2017 年度から 2021 年度の平均値）となっており、全国平均と比してやや低い水準にある（資料 10(2)-2）。

資金運用について、安定的な収益確保を基本として資金運用管理規程（資料 10(2)-6）及び資金運用管理基準（資料 10(2)-7）に基づき、当年度の資金運用計画を前年度末までに理事会で承認を得て策定している（資料 10(2)-8）。この計画に即して国債・事業債を購入し、運用管理の状況を資金運用担当理事から理事会に報告している（資金運用規程第 7 条）。

（2）長所・特色

本学を含む愛知大学全体の財務内容について、経常収支差額比率は 12.2%（2017 年度から 2021 年度の平均値）、人件費比率は同 45.7% と全国平均に比して良好な水準にあり、長所・特色と言える。

（3）問題点

本学を含む愛知大学全体の総負債比率等の財務指標は改善傾向にはあるが全国平均に比してやや低い水準にあるため、負債の削減や内部留保の一層の充実といった財政の健全化が求められる。

（4）全体のまとめ

本学が設置されている豊橋校舎の施設・設備は本学と愛知大学による共用利用であり、本学を含む愛知大学全体として中・長期の財政計画を策定している。本学を含む愛知大学では「第 4 次基本構想」において（2021 年度まで）財政 3 指標（教育研究経費比率 30% 以上、人件費比率 50% 未満、経常収支差額比率 10% 以上）の達成を掲げ、2021 年度決算に

においては、教育研究経費比率 35.0%、人件費比率 45.4%、経常収支差額比率 12.9%と目標を達成している。「第 5 次基本構想」(2022 年度から 2025 年度) では KPI、KGI として教育研究経費比率、人件費比率、経常収支差額比率、内部留保比率の指標を掲げており、2022 年度当初予算では概ね達成する見込みである。

以上により教育研究活動を安定して遂行するための財務基盤は一定程度確保されている。

終章

2022年度の本学の諸活動に関する自己点検・評価の内容は以下のとおりである。

本学の教育・研究活動は独自の性格をもつものの、本学の学生が愛知大学全体の教育・研究資源・環境を共用できること、本学の多くの卒業生が愛知大学の学部に編入学できること等は本学の特長である。また本学の自己点検・評価活動は、愛知大学全体の点検・評価の方針および組織体制を共有し、愛知大学の学部・研究科とともに展開されてきていることも特徴である。このあり方は今後とも継続していきたい。

他方で、本学の直面する課題はすでに指摘したとおりであるが、ここでは以下の点を強調したい。第一に、近年の入学者の減少、収容定員充足率の低下である(第7章)。この状態が続くとすれば本学の存続に関わる事柄である。第二に、この課題は高校生や入学生にとって魅力的な短大のありかたに関わり、それは単に入学受入れ方針(アドミッション・ポリシー)にとどまらず、より本質的には本学の学修目的にかかる学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に関わる。これらの方針を学生本位の観点(学修目的の魅力・必要性、学修の成果・質の保証など)から見直して、その結果を検証していくことが求められていると考える。第三に、そのためにも昨年作成した「短大将来計画」を含めて本学の活動の点検・評価・見直しの取組を愛知大学と連携して推進する必要がある。「短大将来計画」が本学の課題解決に効果的なものとなるよう努めたい。

以上